

木簡研究

第二三號

木簡研究

第二三號



木  
簡  
学  
会

題字 羅枝 吳刻



# 目次

巻頭言——木簡学会の原点…………… 鎌田元一…………… i

目次…………… iii

凡例…………… vii

二〇〇〇年出土の木簡…………… I

概要	馬場 基	1	京都・御室仁和寺	津々池惣一・南出 俊彦	41
奈良・平城宮跡	吉川 聡・渡辺 晃宏	6	大阪・大坂城跡	黒田 慶一・辻 美紀	43
奈良・平城京跡左京三条一坊七坪	渡辺 晃宏	15	大阪・中之島三丁目所在遺跡(鳥取藩藏屋敷跡)	小倉 徹也・鳥居 信子	47
奈良・藤原京跡十一条・朱雀大路	卜部 行弘	17	大阪・広島藩大坂藏屋敷跡	岡村 勝行・鳥居 信子	48
奈良・酒船石遺跡	相原 嘉之・山下信一郎	18	大阪・加美遺跡	平田 洋司・鳥居 信子	51
京都・長岡京跡(1)	梅本 康広・園下多美樹	20	大阪・堺環濠都市遺跡	永井 正浩・嶋谷 和彦	52
京都・長岡京跡(2)	中島 信親・清水 みき	20	兵庫・深江北町遺跡	阿部 敬生・山本 雅和	55
京都・平安京跡左京三条一坊十町	中島 哲夫・古尾谷知浩	30	兵庫・行幸町遺跡	西岡 巧次	57
京都・平安京跡左京六条二坊六町	菅田 薫	40	兵庫・柴遺跡	西口 圭介	59

三重・辻子遺跡	田中久夫	62	山形・石田遺跡	吉田江美子・山口博之	104
愛知・輻下遺跡	水野裕之	64	山形・山形城跡	五十嵐貴久	106
静岡・中村遺跡	鈴木敏則	66	石川・本町一丁目遺跡	向井裕知	108
静岡・春園遺跡群	松井一明・白澤崇	68	石川・安江町遺跡	庄田知充	111
山梨・大坪遺跡	柳原功一	70	石川・打木東遺跡	出越茂和	115
神奈川・若宮大路周辺遺跡群	馬淵和雄	71	石川・畝田ナベタ遺跡	布尾幸恵	117
神奈川・北条小町邸跡	森孝子	73	石川・加茂遺跡	湯川善一	119
神奈川・北条泰時・時頼邸跡	瀬田哲夫	75	石川・吉田C遺跡	西田昌弘	125
東京・汐留遺跡	新里康・長井光彦	77	石川・美麻奈比古神社前遺跡	四柳嘉章	127
千葉・大崎城跡	鬼澤昭夫	80	富山・麻生谷遺跡	山口辰一・岡田一広	128
滋賀・蜂屋遺跡	大崎隆志	83	新潟・下ノ西遺跡	田中靖	130
滋賀・新宮神社遺跡	畑中英二	84	新潟・腰越遺跡	中山俊道	133
岐阜・柿田遺跡	近藤大典	86	新潟・蔵ノ坪遺跡	高橋保	135
福島・兜井猶田遺跡	押山雄三	89	新潟・船戸桜田遺跡	水澤幸一	138
宮城・中野高柳遺跡	高橋栄一・吉野武	91	高根・西川津遺跡	西尾克巳	139
宮城・洞ノ口遺跡	平岡亮輔・吉田和正	92	広島・尾道遺跡	森重彰文	141
宮城・仙台城本丸跡	金森安孝	94	山口・周防国府跡	柳智子	143
宮城・市川橋遺跡	千葉孝弥・鈴木孝行	97	徳島・観音寺遺跡	田川憲	150
宮城・赤井遺跡	佐藤敏幸	100	徳島・中前川町二丁目遺跡	藤川智之	153
岩手・柳之御所遺跡	斎藤邦雄	101	福岡・井相田C遺跡	吉武学	156
山形・馳上遺跡	須賀井新人	103	福岡・元岡・桑原遺跡	菅波正人	157

福岡・彼岸田遺跡	小田和利	161	熊本・上高橋高田遺跡	網田龍生	167
長崎・沖城跡(1)	川口洋平	163	熊本・白藤遺跡群	林田和人	168
長崎・沖城跡(2)	川瀬雄一	165			
一九七七年以前出土の木簡(二三)		169			
奈良・平城宮跡(七七次)	馬場基	169			
釈文の訂正と追加(四)		174			
奈良・平城京跡左京一条三坊十三坪(第二号)	松浦五輪美	174	福岡・荒井猫田遺跡(第三号)	押山雄三	177
福岡・大嶺田遺跡(第一九号)	三上喜孝・氏家浩子	175	富山・東木津遺跡(第二号)	荒井隆・岡田一広	181
大越道正			新潟・下ノ西遺跡(第二号)	田中靖	183
七世紀木簡の国語史的意義		185			
飛鳥池木簡の再検討		205			
新刊紹介 V・L・ヤーニン著(松木栄三・三浦清美訳)		230			
『白樺の手紙を送りましたーロシア中世都市の歴史と日常生活』	渡辺見宏	230			
	大飼隆	185			
	吉川真司	205			

叢 報.....山本 崇.....

編集後記.....西山良平.....

英文目次.....(1) 242

コラム

木筒の穿孔位置.....馬場 基.....

デジタルカメラによる木筒の赤外線撮影.....中村 一郎.....

会 告

「京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の撤回を求める要望書」について.....

「高速道路計画で危機を迎えた世界遺産平城宮跡を考える」シンポジウムの開催、及び

主催団体・幹事団体としての参加について.....

238

236

234 76

(1)

242

239

## 凡 例

一、以下の木簡出土事例報告は、各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して執筆していただいたものであるが、体裁及び釈文の記載形式などについては、編集担当の責任において調整した。執筆者の所属が発掘機関と異なる場合には、執筆者名に註記を加えた。報告は「二〇〇〇年出土の木簡」、「一九七七年以前出土の木簡」及び「釈文の訂正と追加」の三欄に分けて掲載した。

一、各欄ごとの遺跡の排列は、それぞれは奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、各遺跡の記載は、所在地、調査期間、発掘機関、調査担当者、遺跡の種類、遺跡の年代、遺跡及び木簡出土遺構の概要、木簡の釈文・内容、関係文献（当該木簡掲載の報告書など）の順とし、国土地理院発行の五万分の一地形図を使用して、木簡出土地点を▼で示した。（）内は図幅名である。

なお、「釈文の訂正と追加」の欄では、当該報告が掲載された本誌の号数を遺跡名の下に（）で明記し、地図は原則として割愛した。また、「遺跡及び木簡出土遺構の概要」は省略し、必要な場合は「木簡の釈文・内容」において最少限の言及を行なった。一、紹介する木簡には遺跡ごとに木簡番号を付し、（）で示した。数

次の調査の木簡を一括して紹介する場合は、調査ごとの通し番号とした。なお、「釈文の訂正と追加」では、既報告木簡の訂正、新出木簡の追加の順とし、一括して通し番号を付した。

一、木簡の釈文は、木目方向を縦として組むのを原則とした。但し、曲物の底板などについては必ずしもこの限りではない。

一、釈文の漢字は概ね現行常用字体に改めたが、「實」「實」「證」「龍」「廣」「盡」「應」などについては正字体を使用し、異体字は「マ」「冫」「冫」「季」「林」などについてのみ用いた。

一、釈文下段のアラビア数字は木簡の長さ（文字の方向）・幅・厚さを示す（単位は $\text{mm}$ ）。欠損している場合は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。なお、円形の木製品の法量は、径と厚さを示し（単位 $\text{mm}$ ）、欠損している場合は復原径を示した場合がある。また、それぞれの発掘機関における木簡番号がある場合には最下段に示した。「釈文の訂正と追加」の欄において釈文を訂正する木簡については、型式番号の次に既掲載号数と木簡番号を17(2)のごとく付した。

一、釈文に加えた符号は次の通りである（は頁第一回参照）。

「 $\perp$ 」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。

< 木簡の上端・下端などに切り込みのあることを示す。  
々々 抹消された文字であるが、字面の明らかな場合に限

り原字の左傍に付した。

穿孔のあることを示す。但し、釘孔など別の用途の穿孔は省略した。

抹消により判読困難なもの。

欠損文字のうち字数の確認できるもの。

欠損文字のうち字数が推定できるもの。

欠損文字のうち字数の数えられないもの。

前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

異筆、追筆。

合点。

横材木簡に木目と直交する方向の刻線が施されていることを示す。

木簡の表裏に文字がある場合、その区別を示す。

校訂に関する註で、本文に置き換わるべき文字を含むもの。原則として文字の右傍に付す。

右以外の校訂註、及び説明註。

文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所左傍に・を付し原字を上を要領で右傍に示す。

編者が加えた註で、疑問が残るもの。

文字に疑問はないが、意味の通じ難いもの。

……同一木簡と推定されるが、折損などにより直接つな

がらず、中間の文字が不明なもの。

Ⅱ 組版の関係で一行のものを二行以上に組まなければならなかった場合、行末・行頭に付けたもの。

\* 巻頭図版に写真の掲載されているもの。

一、釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、次の一八型式からなる（以下第2回参照）。

〇一型式 短冊型。

〇二型式 短冊型で、側面に孔を穿つたもの。

〇三型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

〇四型式 小形矩形のもの。

〇五型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

〇六型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方

頭・圭頭など種々の作り方がある。

〇七型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

〇八型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖

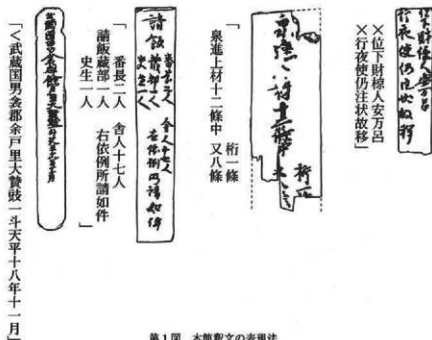
らせたもの。

〇九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は

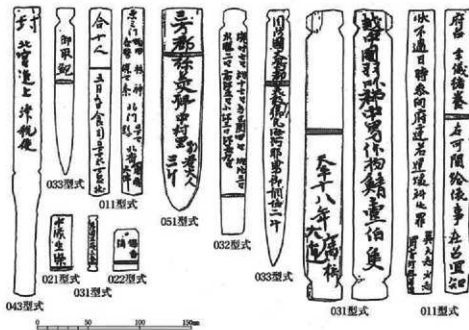
折損あるいは腐蝕して不明のもの。

一〇型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作っ

たもの。



第1图 木簡釈文の表現法



第2图 木簡の形態分類

㉟型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みを入れたもの。

㊱型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

㊲型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

㊳型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損。

㊴型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

㊵型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

㊶型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

㊷型式 削屑。

なお、中世・近世の木簡については、以上の型式番号に適合しないものが多いので、註記を省略する場合がある。

一、この凡例は木簡出土事例報告に関するものであり、論文などにおいて、必ずしもこれを用いるものではない。

一、英文目次は天理大学のW・エドワーズ氏にお願いした。



## 奈良・平城宮跡

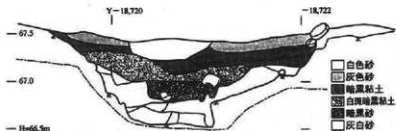
（へいじょうきゅう跡）

- 1 所在地 一・二 奈良市佐紀町
  - 2 調査期間 一 第三二次調査 二〇〇〇年（平成12）四月～七月  
二 第三一六次調査 二〇〇〇年七月～一〇月
  - 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
  - 4 調査担当者 代表 田辺征夫
  - 5 遺跡の種類 都城跡
  - 6 遺跡の年代 奈良時代
  - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
    - 一 第三二次調査
- 本調査は、第一次大極殿の復原整備計画に対応して、第一次大極殿院からその西方にかけての状況を明らかにし、地形復原に関するデータを得る目的で実施された。調査区は第二八次調査区の北側に設定し、調査区東部に西面築地回廊SC一三四〇〇を、また西部に排水路SD三八二五を含む形とした。調査区の範囲はおよそ南北一五m東西六五m、約九七五㎡であった。
- 調査の結果、以下のような知見が得られた。調査区周辺の地形は元来、第一次大極殿院地域が尾根筋に、調査区の西部が谷筋にあたっている。地山は東から西に緩やかに落ちており、西面築地回廊付



平城宮第315・316次調査位置図





平城宮第315次調査 SD3825断面図 (X=-145.314 1:40)

間にあたっており、宮西部の基幹排水路として機能していたと考えられる。本調査区では、第二八次調査で検出した部分の延長部を新たに二・二m分検出した。幅一・六一三m深さ一・一mほどの素掘りの溝である。溝の堆積土は下から大きく、灰白砂・暗黒砂・白斑暗黒粘土・暗黒粘土・灰色砂・白色砂の六層に分類される(上図)。木簡は、灰白砂から灰色砂の各土層から出土した。奈良時代のはじめに開削されたと思われるが、灰白砂から暗黒砂にかけては時期を知り得る遺物の出土が少なく、層位の年代を明確にし得ない。ただし、暗黒砂には大量の木屑を含んでいた。暗黒粘土から白色砂にかけては平城IV期(七六五年頃)の土器が出土しており、また木簡(切からも、暗黒粘土より上の三層が

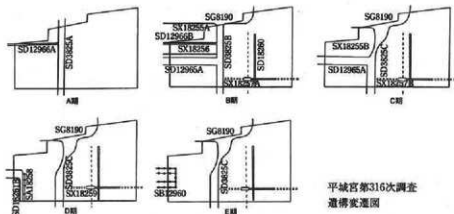
奈良時代後期の堆積土であることがわかる。この時期に溝の堆積が進み、最後には白色砂の範囲の、幅〇・八m深さ〇・二mほどにまで狭まっている。それも奈良時代末には埋没し、機能を停止している。SD一八三〇は、調査区西端で検出した南北溝で、溝の西端はわずかに調査区外に出るが、幅一・五〜二m深さ約〇・三mを測る。出土土器の年代は平城IV期で、奈良時代後期の溝である。大きく上下二層に分かれ、下層には木製品・木簡をはじめとする有機物を多く含んでいた。木製品の中には、轆轤びきで木器を削りだした後に残る残材が出土しており、百万塔の残材かと推測されている(井上和人「木製小塔の製作残材―百万塔製作工房の在処について」『奈良文化財研究所紀要』二〇〇一年)。

## 二 第三一六次調査

本調査も第一大極殿の復原整備計画に伴うもので、大極殿の東西にあたる部分の西面回廊の西側から佐紀池南岸にかけての、約九七mを対象として実施したものである。

検出した主な遺構は、圓池SG八一九〇の南岸、そこから南流する三時期の南北溝SD三八二五A・B・C、SG八一九〇の南堤造成後にその南側に掘削され、東流してSD三八二五に合流する東西溝SD二一九六五A・B、SD二一九六五Bを一部埋め立てて調査区西端から南流するように付け替えた南北溝SD一八二六一などである。このうちSD三八二五とSD一八二六一は、それぞれ第三二

2000年出土の木簡



平城宮第316次調査  
遺構実測図

五次調査で木簡が出土したSD三八二五、SD一八二〇の上流部分にあたる。この地域は第一次大極殿院の所在する丘陵からの傾斜面とその西の低地部分にあたる。第一次大極殿院造営に伴い、大極殿院地域の整地と同時に宮内の基幹排水路として南北溝三八二五A（西大溝、幅約一・七m深さ〇・五m）を開削する。この段階ではSG八一九〇はまだなく、谷筋の自然流路であった可能性が高い。その後、神亀年間に大極殿院の改作を行ない南面に欄間を付設すると同時に、この地域は大規模な改変を受ける。すなわち、今度は西大溝以西を含めて再び大

規模な整地を行ない、大極殿院の西回廊の外側にテラス状の部分を作成する。これに伴って西大溝は溝底を約〇・三m高め、また溝心を約〇・七m東にずらしてSD三八二五Bに掘り直される。またSG八一九〇の造成に伴い南堤が築かれ、その南に東西溝SD二二九六五Aを開削して西側の排水をSD三八二五Bに合流させるようになる。

平城遷都後この地域に三たび大規模な整地を行ない、SG八一九〇からSD三八二五への排水口を三mほど東に移して溝底も約〇・七mほど高くし、SD二二九六五Aを掘り直したSD二二九六五Bに東から屈曲させて合流するようにする。これがSD三八二五Cである。SD三八二五A・Cの底のレヴエル差は調査区南端で既に約〇・四mになっており、位置もほぼ重なっている。約八〇m余りの第三一五次調査区では、両者はほとんど重なった状態で、別の溝としては確認できず、順次堆積していった状況を呈している。

木簡は、SD三八二五Aから一点五五（うち削層五五）、SD三八二五Cから四二点（うち削層一五五）、SD二二九六五から九点、神亀の造営に伴う大極殿院西側の整地土下層の木屑層から三点、同時期のSG八一九〇南堤の整地土下層の木屑層から削層一点、以上計七〇点（うち削層二五）が出土した。

8 木簡の釈文・内容  
一 第三一五次調査

- (1) 徳女 (130)×9×5 019
- (2) 「忌子」□□ (150)×20×2 051
- (3) ・四百七十四  
・三百九□□ (百カ) (113)×20×4 059
- (4) 「宮手申 物給 (136)×20×2 051
- (5) 「釘肆佰玖隻」 (197)×55×6 011★  
〔承継カ〕  
□□工□ (110)×(19)×3 051
- (7) ・「右件種□正下十日上進以解  
古文孝経□從□通□□
- 「 (異筆3) (異筆3)  
□□ (異筆1) 鳥 (異筆1) □□ (異筆1)  
□□ (異筆1) 鳥 (異筆1) □□ (異筆1)  
□□ (異筆2) 鳥 (異筆2) □□ (異筆2) □□ (異筆2)  
□□ (異筆2) 鳥 (異筆2) □□ (異筆2) □□ (異筆2)
- (8) □□ 古万呂 □ (131)×19×4 051
- (9) 日奉弟麻呂 (74)×(10)×2 051

- 00 釜三□足 (異カ) (96)×15×6 051
- 01 「美濃国□□□□□□ (山県郡カ) (郡カ) (153)×(11)×3 033
- 02 「備後国品治郡佐我□ (郡カ) (153)×21×5 033
- 03 「上郷□□小足□□ (上カ) (狭カ) (153)×(14)×5 033
- 04 駒椅里雜脂一斗五升□□十 (153)×18×6 039
- 05 「秦宿奈万呂鷹二枚」 (122)×18×5 032
- 06 「若狭国遠敷郡 余戸里 (穴カ) 御調塩× (123)×9×4 039
- 07 「但馬国七美郡七美郷春米伍斗 伍保三使マ身成 (天平神護元年四月) 224×54×11 051
- 08 □□臣足 (151)×(14)×5 039

19  <sup>〔土カ〕</sup>  
「文天平」

〔80〕×15×6 03

若大甘部  
若核部

20 

〔28〕×13×4 02

20  <sup>〔万呂庸カ〕</sup> <sup>〔三カ〕</sup>  
六斗

〔147〕×〔6〕×4 01

南北溝SD一八三二〇

22  <sup>〔土カ〕</sup>  
・道之来月之

〔28〕×13×4 02

SD三八二五出土木簡は、(1) (3)が灰白砂より、(4) (6)が暗黒砂より、(7) (9)が白斑暗黒粘土より、(9) (8)が暗黒粘土より、(9)が灰色砂よりの出土で、2020は層位の分別ができなかった。

(1)は、上部を欠損するが、四角柱状の材の現存部中程やや上に、人名のみを記す。用途は不詳。

(2)は、〇五二型式の完形の木簡だが、ほぼ全面を二次的に削り、わずかに削り残された部分にのみ墨が残る。賈進物荷札の人名部分であろう。

(3)は上端折れ。下部を尖らせるが、下端はわずかに折損する。

(4)は文書木簡の書出が記されるが、下端を欠損する。物品を申請したもののか。

(5)は、丁寧に整形された材の上部に「釘跡佰玖隻」とのみ記す。〇一一型式で切り込みなどはないが、付札として用いられたものであろう。SD三八二五暗黒砂には木屑を多量に含む木屑層が存在しており、本木簡はその木屑層中から出土している。その木屑を出した遺宮に伴うものとも考えられる。暗黒砂からは、(6)も出土していることが注意される。

(7)は下端折れ。表面は文書木簡の一部だが、意味は必ずしも明確ではない。文中の「古文孝経」は、官人の必読書として重視された書物で、長岡京跡右京六条二坊六町出土木簡にも記載例がある(本誌第三〇号)。裏面は第一字目は「不」または「布」の可能性がある。それ以外の異筆は習書であろう。

(8)は、歴名を記し、後に人名をマル印で囲んでチェックの印しとされている。

(11) (13)は米、(14)は脂の荷札。「延喜式」では美濃国も備後国も唐米輸納国である。以下に紹介する第三二六次調査でも、備後国品治郡や美濃国の唐米と思われる荷札が出土している。(11)は、上下二片に分離した状態で、下部が上部の六〇cmほど下流から出土した。(12)は下端をわずかに折損するが、ほぼ完形を保つ。

(14)は上端折れ。里名を記すが、白斑暗黒粘土中からは(11) (13)が出

土しているので、里制ではなく郷里制の里と考えた方が自然だろう。

06は下端折れ。「和名類聚抄」には若狭国遠敷郡に余戸が見える。

「余戸里」とあるが、出土層位の土器の年代は平城Ⅳ期であり、郷制の郷を里と表記したものである。余戸を同様に記載する例には、「平城宮木簡一」第四〇四号木簡などがある。

07は春米の荷札。五保が買進主体となる例は、春米には多い。

08は、「天平」の下がいたんでおり、下に文字が続いた可能性もある。

一一三二六次調査

SD三八二五A

(1) ・「尾張国造御前謹志々頓首」

・「頓火 火 火頭 布布」  
147×115×4 081\*

(2) 「内舎人」

083×86×4 081

(3) 日部田留  
[志カ]

081

(4) ・「美濃国片貝郡杏問里守マ連」  
・「少所比米六斗」

(170)×21×3 039\*

(5) ・「<sup>見カ</sup>矢己乃者奈夫由己」  
・「伊真者々留部止」

・「<sup>夫</sup>伊己册利伊真役春マ止作古矢己乃者奈」

021×83×13 051\*

SD三八二五C

(6) ・「<sup>从三人</sup>六」  
・「<sup>基寛</sup>師」

×師 光道師 安光師 奉頭師  
法薬師 惠智師

合拾伍人

六月廿二日川口馬長」

(182)×92×2 019

(7) ・「<sup>廿六人</sup>八人」  
・「<sup>人大将</sup>」

坊敷使  
[作カ]  
[屋部カ]

(237)×124×5 081

(8) ・「<sup>長</sup>」

・「<sup>表</sup>」  
・「<sup>上</sup>」

206×117×6 051

(9) 「伊豆国賀茂郡稲」

(97)×120×4 039





「和名類聚抄」に対応する郷名が見えず、読みも不詳。下端は折れ。

(5)は難波津の歌を記した木簡。最近相次いで発見された下の句まで書く珍しい例の一つ(他に、東木津遺跡(本尊聖文の訂正と追加参照)、藤原京跡左京七条一坊(奈良文化財研究所同調査現地説明会資料、二〇〇一年六月)に事例がある)。表裏で文字違いに若干差異がある。表面「己」の次は「母」の可能性がある。これに対応する裏面四文字めは、字体は「册」で、このままでは「も」とは読めない。裏面の「役」は「波」と読める可能性もあるが、偏は行人偏である。「部」の異体字の字体は「ア」。上端は二次的に面取り、下端は尖らせており、先端部分を若干欠く。

(6)は第一次大極殿で行なわれた仏教行事に関わる木簡か。従は従者で、これを含め一五人か。表面の「六」は不詳。ここにみえる六人の僧のうち、光道は天平十五年(七四三)と天平宝字六年(七六二)の史料にみえる(前者は正倉院文書、後者は光覚知識経奥書)が他の僧はみえず、年代の特定は難しい。差し出しに官職が記されておらず、文字も比較的稚拙なので、同じ官司内の事務連絡に用いられたものか。川口馬長という人物も他に所見がない。上端は折れ。

(7)は役夫の割振りを記した木簡か。大将は中衛または近衛大将であろう。表面の腐蝕が著しく、文字は部分的にしか残らない。上端は折れ、側面の整形は腐蝕のため判断が難しいが、左辺は文字が切れている。

(8)の長屋郷は、「和名類聚抄」では大倭国山辺郡と伊勢国安濃郡にみえ、いずれとは決め難い。左辺は割れ。

(9)は伊豆国賀茂郡稲梓郷から調として送られた荒堅魚の荷札木簡であろう。下端折れ、左辺割れ。

(10)のコザトの忌浪里は、若狭国三方郡能登郷に所属し、調塩の荷札と考えられる。上端折れ。

(11)は讃岐国栗川郡からの糯米の荷札。下端折れ。

(12)は食料とするフノリの付けた付札。ラベルとしての用途か。品目名のみフノリの付札の例としては、平城京左京七条一坊の東一坊大跡西側溝出土の類例がある(本誌第一七号平城京跡、12)。四周削り。上端は山形に整形。

(13)は同一木簡に由来すると考えられる削片が若干の欠をおいて接続する。荷札ではなく、官人などの本貫地を示す記載か。

(14)の「禁弓矢」は不詳。「矢」は「兵」の可能性もあるが、字体は「矢」。下端は折れ。

(15)は神龜三年の美濃国に貼すしの荷札木簡。郷長が進上主体とする荷札はこれが初出。いかなる税目として送られたものかは不詳。なお、美濃国大野郡の荷札として従来知られていたのは糯米のみである。四周は原形を保つ。

(16)は参河国宝飯郡形原郷から送られた荷札木簡の断片であろう。同郡の荷札には小鏡や海松の例がある。形原郷は木簡では初出。右

辺のみ削りの原形を保つ。

①は備後国品治郡から送られた磨米の荷札の断片であろう。同郡の荷札と特定できるのは、第三二五次調査出土のもの(二〇四)に続いて二点めである。下端は折れ。

②の和軍は、軍布が「め」であることからすれば、にぎめのことであろう。税目は不詳。讃岐国鞆足郡の荷札には、二条大路木簡に中男作物干簡の例がある(本誌第二号平城京跡、一〇四)。上端は切り込み部分より上部を欠く。

③は習書木簡。上端は折れ、左右両辺は二次的削り。

④は日付記載の末尾のみが残る断片か。上端折れ、右辺削れ。

9 関係文献

奈良文化財研究所「平城宮発掘調査出土木簡概報」三六(二〇〇

一年)

同「奈良文化財研究所紀要二〇〇一(一)二〇〇一年」

(一) 吉川 聡、二 渡辺 晃宏

奈良・平城京跡左京三条一坊七坪<sup>（へいじょうきやう）</sup>

- 1 所在地 奈良市二条大路南二丁目
- 2 調査期間 二〇〇〇年（平成12）七月～八月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 田辺征夫
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



（奈良）

平城京左京三条一坊七坪は、平城京の中でも宮南面の一等地で、壬生門から南に下る東一坊坊間大路に面する。同坪ではこれまでに当研究所が七カ所の発掘調査を行なっており、宮前面では比較的調査成果の集約されている坪である。中でも一九九二年に坪中心部で実施した調査の報告書（奈良国立文化財研究所「平城京左京三条一坊七坪発掘調査報告」）では、ここを大学寮


の所在地と推定している。宮前面の一等地であるにもかかわらず遺構が比較的小規模で、また奈良時代後半に坪内が整備されてくることや、平安京の大学寮推定地との位置関係などが主な根拠である。

今回の調査地は坪東辺中央部に位置し、調査面積は二八八㎡である。調査の結果、掘立柱建物・井戸・土坑・柱穴・石列などを検出したが、調査区の多くの部分は北西から南東に向けて流れる自然流路SD六一〇〇が占めている。SD六一〇〇は幅約五mで、埋土下層からは平城Ⅳ期（七六五年頃）・Ⅴ期（七八〇年頃）の土器類が、上層からは平城Ⅴ期から平安期の土器類が出土した。遺物はSD六一〇〇を中心として、土器には、「十一」研「供」などの墨書土器計一五点、転用硯一六点、円面硯、漆付着土器、土馬片があり、また瓦には軒丸瓦・軒平瓦の他、二彩・緑釉平瓦がある。特殊な遺物としてはSD六一〇〇出土の重甲の破片がある。

木簡は、SD六一〇〇の底で検出した井戸SE七七九〇の上層から一点出土した。この井戸は、一辺八〇cmの方形縦板組で、基底部に長径六五cm短径四五cm高さ二五cmの楕円形の曲げ物を据える。井戸枠の板材の一点については、年輪年代測定によって七四四年の伐採という成果を得ている。

なお、今回の調査によっても、左京三条一坊七坪が大学寮であるとの確証は得られなかった。今後なおデータを蓄積して検討していく必要がある。

## 8 木簡の積文・内容

(1)  〔契か〕  
安万侶 (2830) × 12 × 6 019

上端は山形に整形、左右側面は削り、下端は折れている。幅の割に細長い木簡で、恐らく人名を数名分間隔をあげながら一行に記していると思われるが、用途は不詳。左右は二次的に削られている可能性もある。

## 9 関係文献

奈良文化財研究所「平城宮発掘調査出土木簡概報」三六（二〇〇

一年）

同「奈良文化財研究所紀要二〇〇一」（二〇〇一年）

（後述先志）



(古野山)

調査地は藤原宮大極殿跡から南へ約一・九kmの朱雀大路想定位置で、和田院寺塔跡から北東八〇mの水田中に位置する。県道新設に伴い、六六〇mを調査した。検出遺構は古墳時代の土坑・落ち込み、藤原宮期前後の掘立柱建物・櫓・井戸・土坑・溝で、朱雀大路に該当する道路遺構は検出されなかった。遺物は、古墳時代の遺構から須恵器・土師器・韓式系土師・獸歯・

奈良・藤原京跡十一条・朱雀大路

（かじわらきょう）

- 1 所在地 奈良県橿原市和野町字石田
- 2 調査期間 二〇〇〇年（平成12）一月～三月
- 3 発掘機関 奈良県立橿原考古学研究所
- 4 調査担当者 卜部行弘
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代・飛鳥時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は藤原宮大極殿跡から南へ約一・九kmの朱雀大路想定位置

で、和田院寺塔跡から北東八〇mの水田中に位置する。県道新設に

に伴い、六六〇mを調査した。

検出遺構は古墳時代の土

坑・落ち込み、藤原宮期前

後の掘立柱建物・櫓・井

戸・土坑・溝で、朱雀大路

に該当する道路遺構は検出

されなかった。遺物は、古

墳時代の遺構から須恵器・

土師器・韓式系土師・獸歯・

双孔円盤、藤原宮期前後の遺構から土師器・須恵器・瓦が出土した。

木簡が出土した井戸一は、径一二・五cm深さ一〇・五cm（検出面より）を測る。上下二段にはほぼ垂直に掘り込まれ、下段には方形の石組みが遺存していた。石組みは一段構成で、南北両辺は長手の同種の石材各一個を横置きし、東西両辺はその間を埋めるように小振りの石材各二個を縦置きしている。石組みの内法は平面五二cm×五五cm高さ三五cm。埋土は石組み内が三cm大の礫層、石組みより上が灰色ないし黒灰色粘質土となっている。木簡は黒灰色粘質土から須恵器・土師器・瓦・もえさし・襷織・木片とともに投棄された状態で出土した。井戸の廃絶は藤原宮期直前で、木簡も同時期とみられる。

8 木簡の釈文・内容

(1) 米四斗二升上

(28×12×2cm)

上端をわずかに欠損する。両端ともに鈍く尖らせる。

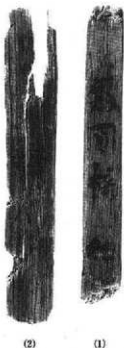
9 関係文献

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館「大和を掘る18—1999年度発掘調査速報展」（二〇〇〇年）

（卜部行弘）







(4)



(171)×(21)×3 081

(1)は、上端・下端ともに折損。左右両側面は原形をとどめる。裏面は裂けている。一字目も下端から上に向かって削られ、削り残りの状態である。三文字目の門構えはカギ状に書する字体か。六文字目は門構えの残画と思われる墨痕がある。歴名簡の一部か。(2)は、上端が一部欠損するが、四周原形をとどめる。二文字目と三文字目の間は欠損、もとは文字があった可能性もある。四文字目「鹿」の字体は「鹿」である。二尺四寸の麿に付けた靱札か保管用の付札であろう。(3)は、左側面割れ。(4)は、上端および右側面は原形をとどめる。下端は折損、左側面は割れ。下端部に墨痕が確認できる。

9 関係文献

明日香村教育委員会『明日香村遺跡調査概報 平成一二年度』

(1)1002年刊行予定)

(117・9 相原喜之、8 山下信一郎(奈良文化財研究所))

奈良国立文化財研究所

『平城京木簡二―長屋王家木簡二―』の刊行

長屋王家木簡の正式報告書の第二冊目、『平城京木簡二―長屋王家木簡二―』（奈良国立文化財研究所史料第五三冊）が刊行された。本書はいわゆる木簡溝のうち、TC一地区という最も木簡の出土が濃密な地域を対象とし、二八〇〇点の木簡を収録している。『平城京木簡二』同様に、高精細印刷を駆使して原寸大の写真により報告している。さらに一部の木簡については、高解像度の赤外線デジタル画像データも併せて掲載した。

本報告書作成過程で判明した接続もあり、釈文もより正確を期している。B4判・本文二〇六頁、別冊解説・A5判五二六頁。

なお、発売は吉川弘文館から。頒価は四七〇〇円（税別）。



## 京都・長岡京跡 (2)

ながおかきょう

- 1 所在地 京都府長岡京市開田四丁目
- 2 調査期間 右京第六八八次調査 二〇〇〇年(平12) 一二月  
一〇〇一年三月
- 3 発掘機関 財長岡京市埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 山本輝雄・中島智夫・小畑佳子
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 長岡京期(七八四年~七九四年)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



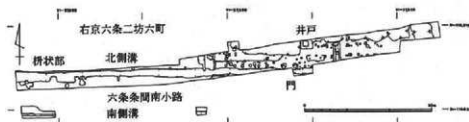
(京都西南部)

調査区は右京六条二坊六町の南辺部にあたり、門・櫓・井戸・大型土坑などを確認した。また、宅地の南側では六条条間南小路の南北両側溝を検出している。

木簡は六条条間南小路北側溝S・D一五、なかでも調査区の西端にある枡状に掘削されていた部分から出土した。枡状部は北側溝が幅

広く深く掘削されていた部分で、陸橋状の掘り残しを挟んで西側と東側の二カ所に分かれている。西側の枡状部は長さ八m以上でさらに西へ続き、東側は長さ約四mを測る。いずれも幅が約二mで、深さは〇・六m程度を測る。枡状部の役割は明らかでないが、この部分が湧水層である砂層まで掘削され、宅地側だけに護岸用の側板・枕が設けられていることから、簡易な貯水施設と考えるのが妥当かも知れない。なお、陸橋状の掘り残しは右京六条二坊六町への通路と考えられる。木簡は枡状部下層の木屑を多く含む粘土層から七二点出土しており、埋土の上層には全く含まれていなかった。

また、この粘土層からは木簡とともに、戸籍、計帳の反故紙と考えられる漆紙文書断片一点、墨書土器「廿」「見」「田」「秋」などの文字



長岡京跡右京第六八八次調査遺構図

資料や、絵のある薄板などの多くの木製品が出土している。  
以下、漆紙文書の積文と内容について述べる。

## 六条条間南小路北側溝S D一五出土漆紙文書積文

オモチ面の墨痕

- |     |                             |      |                               |
|-----|-----------------------------|------|-------------------------------|
| (1) | <input type="checkbox"/> 長谷 | (6)  | <input type="checkbox"/> 廿    |
|     | <input type="checkbox"/> 上又 |      | <input type="checkbox"/> 〔左カ〕 |
| (2) | 麻呂                          | (7)  | <input type="checkbox"/> 耳聾   |
| (3) | 守                           | (8)  | <input type="checkbox"/> 殺    |
|     |                             |      | <input type="checkbox"/> 〔残カ〕 |
| (4) | <input type="checkbox"/> 年  | (9)  | <input type="checkbox"/> 疾    |
| (5) | 卅五                          | (10) | <input type="checkbox"/>      |
- 漆付裏面の墨痕(オモチ面から鏡文字で観察)
- (11) 年卅

出土した資料のうち、墨痕のあるものは二断片あり、そのうちの二断片は直接つながるので、結局一断片となる。但し、(5)と(11)は漆付着面どうしを内側にして固着しており、現状では分離できない。これら一断片はすべて紙や漆の色調などからみて、本来は同

一の漆容器蓋紙であったと判断できる。

断片には、漆付着面を内側にした二枚重ねのもの(1)(2)(5)と(1)(7)(9)と、その状態から分離したと思われる一枚のみのものがある。二枚重ねの断片のうち、折れ目部分が残るものとして(1)(8)の二片があるが、折れ目の傾きをみると、(1)は文字の行に対して上で右に約三二度、(8)は上で左に約五〇度振れている。この二つの折れ目は一回の折りで行うことができることはない。従って、二回折り疊んで四つ折りにした状況が想定できるが、その際、やや折れ目をずらして疊んだために、完全に四枚重ねにならず、二枚重なっただけの部分が生じ、その部分が残存したのであろう。この折れ目を復元的に展開したとすると、やや上で左に傾き、直交しない「X」字状の折れ目があることになる。

この状態を想定しつつ、文字内容も加味して断片の位置関係を復元するならば、いくつかの可能性が考えられるが、今後墨痕のない断片も含めて接合を検討する必要がある。また、全体の大きさに対して、残存している部分はわずかにとどまるとみられるため、本来の漆容器蓋紙としての大きさは推定できない。

オモチ面については、(1)(7)(8)に縦界線がみえる他、(1)(8)には横界線もみえる。界線は二本残るものがないため計測できないが、(1)で行間を測ると約一・八cmである。書体は比較的整った楷書であり、界線を持つことも合わせて考えると、この面が正規の文書として作

られた一次文書と推定できる。内容を見ると、人名、年齢、身体の特徴害に関わる記述がみえる。戸箱・計帳に類似した歴名様の文書と推定できるが、身体障害の注記が目立つことが特徴的である。なお、(4)の一字目は「身」または「耳」、(6)の二字目は「五」または「九」の可能性がある。

漆付着面は、現状では界線などは確認できず、書体もオモテ面に比較して粗雑に書かれている。オモテ面の文書が廃棄された後、紙背を一次的に利用したものであろう。

内容は年齢と思われる記載があるが、詳細は不明である。

#### 8 木簡の釈文・内容

- |      |   |                  |
|------|---|------------------|
| (1)  | ・「猪名郷物マ刀自白米五斗<br>」  | (124)×17×4 051*  |
| (2)  | ・武義郡<br>□   | (81)×17×4 081    |
| (3)  | ・「菅田郷度津廣司戸五斗<br>」   | 144×18×5 051*    |
| (4)  | ・「越前 <sup>【国カ】</sup> □□郡少□□<br>」                          | 152×23×4 051     |
| (5)  | ・「忌浪郷□□大伴眞万呂□□ <sup>【上人カ】</sup> 五斗<br>」                   | 173×13×5 051     |
| (6)  | ・「忌浪郷□□ <sup>【戸主カ】</sup> 大伴岡成□□ <sup>【戸カ】</sup> 広主五斗<br>」 | 186×17×5 051*    |
| (7)  | ・「郡宮 □ □ □ □<br>」   | 201×19×4 051     |
| (8)  | ・「 <sup>【郡カ】</sup> 家郷□□ □ □<br>」                          | (135)×(11)×4 081 |
| (9)  | ・「 <sup>【郡カ】</sup> □ □ □ □<br>中臣電                         | (95)×15×3 039    |
| (10) | ・「大野□□□□宅浜郡綱丁<br>」  | (186)×14×5 081   |
| (11) | ・「酒マ安万呂白米五斗<br>」  | 127×23×3 051     |

2000年出土の木簡

- 02 ・「衣縫廣人五斗」  
 ・「延暦十一年正月十九日」
- 03 ・「物マ吉万呂白米五斗」  
 ・「十一月廿九日」
- 04 ・「丸部人万呂五斗」  
 ・「正月廿六日上」
- 05 ・「掃守乙万呂白米五斗」  
 ・「十二月十五日」
- 06 ・「白神人豊成五斗」  
 ・「九月十二日」
- 07 ・「丸部廣川白米五斗」  
 ・「□月廿九日」
- 08 ・「酒見乙上白米五斗」  
 ・「十一月十六日」
- 09 ・「平群安万呂五斗」  
 ・「十□□月□□」

95×23×3 051

108×17×4 051\*

151×18×3 051

102×16×3 051\*

128×20×4 051

131×18×5 051

108×18×3 051\*

(86)×(12)×6 061



(12)



(27)



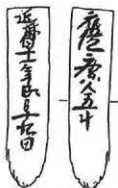
(11)



(5)



(25)



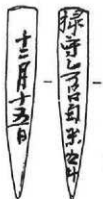
(12)



(11)



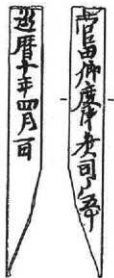
(32)



(15)



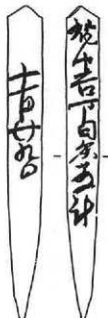
(51)



(3)



(14)



(13)

- 020 〔麻脚カ〕  
 ・播□□嶋守白米五斗  
 〔月七日カ〕  
 □□□□□□  
 157×15×5 051
- 021 秦人公勝  
 ・□□廣麻呂□□  
 (115)×21×3 059
- 022 〔物マ真〔異カ〕白米〕  
 ・「十一月廿九日」  
 (100)×20×5 051
- 023 〔置始十古万呂〕  
 ・×月「日」  
 (120)×19×5 059
- 024 〔土脚カ〕  
 ・□□部万呂白米□□斗〔五カ〕  
 ・「十一月八日」  
 159×18×4 051
- 025 〔△安曇ノ〕  
 ・□マ秋足□米伍斗  
 ・×月七日「」  
 (142)×20×2 059
- 027 〔上カ〕  
 ・□□マ□万呂五斗白  
 ・「延暦十一年正月十六日」  
 107×12×9 051
- 028 〔□□部〔在安カ〕米五斗△〕  
 ・「二月廿四日」  
 >  
 116×21×4 051
- 029 〔五斗□□□□マ□□米〕〔廣嶋カ〕  
 ・「□□〔九カ〕」  
 (165)×22×3 019
- 030 〔□□〔西カ〕公多阿利米〕  
 ・「十一月十九日」  
 138×17×4 051
- 031 〔長野白米五斗〕  
 ・「真公白米五斗」  
 134×21×4 011
- 032 〔真公白米五斗〕  
 ・「十一年四月「日」〔又五〕」  
 (100)×17×5 051\*
- 033 〔枚人白米五斗〕  
 ・「十一年十二月廿□」  
 (68)×18×3 019
- 034 豊足米五斗  
 (131)×20×4 051
- 035 〔伊勢カ〕  
 ・□□□人白米五斗  
 ・「十二月廿日」  
 144×20×5 051

39. □□□□ □□人五斗

• 「十年十一月二日

(115) × 14 × 4 061

40. □□□□万呂五斗

135 × 20 × 3 061

41. 「殿春白中五斗」

134 × 21 × 3 061

42. 楓春米上□

(71) × 23 × 4 061

43. 「V米五斗□□

(70) × 28 × 5 059

44. □□米五斗 五月十三日

(126) × (112) × 1 061

45. □□ □□五斗

• 「蘇民將來  
之子孫著」

27 × 12 × 2 022 \*

• 十二月□日

(117) × (6) × 3 061

46. 上久□□□  
□斗

(66) × 26 × 4 061

47. □米

(96) × 19 × 3 019

48. 五斗

(94) × 9 × 5 059

49. □□□□□□□□

50. 海藻

(32) × (18) × 4 061

• 「廿□□□□□」

155 × 18 × 4 061

51. □主

(45) × 15 × 4 061

49. □□池□□

126 × 15 × 4 061

50. □□成□□

(92) × 12 × 5 061

51. 「五斗」  
□□□□

(82) × 21 × 3 059

52. 「V」  
□□

132 × 15 × 5 061

53. □□人

132 × 15 × 5 061

54. 「蘇民將來  
之子孫著」

27 × 12 × 2 022 \*

55. 「蘇民將來  
之子孫著」

27 × 12 × 2 022 \*

56. □□□□□□□□

(72) × (12) × 4 061

57. 「十一年二月九日

(72) × (12) × 4 061

58. □月七

(32) × (12) × 3 061

59. □□

(32) × (12) × 4 061

60. 海藻

(32) × (12) × 4 061

61. □主

(45) × 15 × 4 061

56		180×(9)×5 051
57		(121)×18×1 051
58		110×18×2 051
59		(84)×21×3 059
60		(53)×(9)×3 039
61		(130)×(18)×3 059
62		(61)×16×5 059
63		(167)×20×4 019
64		(194)×18×6 081
65		(53)×(18)×4 081

66		(73)×(18)×2 081
67		(20)×(9)×1 081
68		(24)×(14)×2 081
69		(21)×(5)×2 081
70		(15)×(9)×1 081
71		(79)×15×6 081
72		091

六条条間南小路北側溝S D一五出土木簡には、延暦八年(七八九(7)、延暦一〇年(909)、延暦一一年(910))の年紀を持つものがある。前述のように六条条間南小路北側溝S D一五拵状部の下層粘土層からまとまって出土したことから、これらの資料にはある程度の一括性を期待することができる。さらに、木簡は多くが荷札で、その形態は〇五一型式が大部分を占める。荷札表面の表記形式は「買納者名+物品名+物品の数量」の簡略化されたもので、物品名および数量は多くが白米と五斗である。買納者名の前に郡名を記す資料には「武義郡」(美濃国)「菅田郷」(美濃国武義郡)「忌浪



郷(越前国江沼郡)などがみられた。なお、荷札木簡の法量分布は長さが一〇〇—一六〇mm、幅一五—二〇mmの範囲に集中する。

5)は、「蘇民将来」呪符木簡である。長さ二七—幅一三mmと非常に小さいもので、「蘇」の字でも五mm角程度の大きさしかない。木簡の中央上部には径一mm程度の小さな孔が貫通し、中心付近には文字の上から木釘が打たれている。穴は木簡の大きさを護符としての用途を考慮すれば、袖口などにぶら下げるための糸穴と考えられる。また、木釘は身につける護符としての用途を果したあと、土壁などに打ち付けられたことを示している。「蘇民将来」呪符木簡は全図で五〇点以上が出土しているが、今回の資料は「蘇民将来」の文言を用いた札として最も古い段階に位置付けることができる。本資料の特徴は非常に小さく、ぶら下げるための孔を有する点であり、「蘇民将来」疫病除け信仰のより原初的な時期には、持ち主がまさしく疫病除けのお札として身につけていたことを示している。「蘇民将来」呪符木簡を用いた疫病除け信仰のはじまり、木簡が授与された場の検討など、都城における精神生活を考察する上で貴重な資料と言える。

出土した文字資料には右京六条二坊六町の性格を具体的に示すものはない。しかし、これまで長岡京の四条大路以南では木簡がほとんど出土した例がなく、六町には公的な機関が存在した可能性も考えられる。また、祈状部からは大量の板樹皮とともに榊末製品・

漆容器・トリベ・フイゴ羽口・石製鈍尾末製品が出土しており、木製品を中心に多様な製品を扱う工場の存在をも窺わせる。調査地の南、右京七条二坊は長岡京西市の有力な推定地であることから、六町に想定した公的な施設の性格は西市に物資を供給するための出先機関や工房と考えられる。

なお、木簡、漆紙文書の釈読に関しては奈良文化財研究所史料調査室の方々よりご教示をいただいた。

(中島哲夫、7漆紙文書解説 古尾谷知浩(名古屋大学))



(京都西北部、京都東北部)

一坊十町に位置し、八町を占地する神泉苑のはば中央にあたる。掘削工事に先立ち地盤改良が施されていたため、大半の地点で遺構の確認、層序の確認などは不可能であった。部分的に確認できた断面観察では地表下九〇―一三〇cmのあいだに湿地状を呈するシルト層が認められた。出土遺物では土器類の出土

京都・平安京跡左京三条一坊十町

- 1 所在地 京都市中京区西ノ京職司町
- 2 調査期間 二〇〇〇年(平成12)一〇月
- 3 発掘機関 財団法人埋蔵文化財研究所
- 4 調査担当者 菅田 薫・吉本健吾
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 平安時代カ
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

はなく、木簡一点を採集している。

8 木簡の釈文・内容

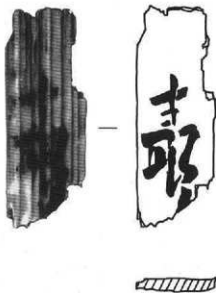
(1) □□□□

①②×③×④×⑤

木簡の形状は、上方の左右に切り込みを入れた形態の可能性があるが、折損しており〇八一型式とした。表に三文字程度の墨痕が認められ、裏面には墨痕は認められない。

9 関係文献

京都市文化市民局「京都市内遺跡立会調査概報 平成十二年度」(二〇〇一年) (菅田 薫)



京都・平安京跡左京六条三坊六町

1 所在地 京都市下京区梅通新町東入上柳町

2 調査期間 一九九九年(平且)二月一、二〇〇〇年十二月

3 発掘機関 財団法人埋蔵文化財研究所

4 調査担当者 菅田 薫・電子正彦・吉本健吉

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(京都西南部・京都東南部)

マンション建設に伴う立会調査である。調査地は平安京左京六条三坊六町にあたる。平安時代中期、この町の北東部四分の一町に慶滋保風の邸宅「池亭」があったとされ、調査地はその南西部に位置する。調査の結果、江戸時代の井戸・湿地状堆積を検出した。墨書木製品は湿地状堆積シルト層から、江戸時代前期の染付桐・鉢・施軸陶器碗(唐津)とともに出土した。

8 木簡の釈文・内容

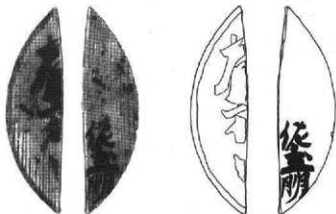
(1) 佐直明



木製容器の蓋とみられる。両面に墨書が認められるが判読できたのは片面のみで、人名であろうか。未判読の面は大きく墨痕が認められ、三分分が確認できた。

釈読にあたっては、京都産業大学の井上満郎氏、京都大学の西山良平氏・吉野秋二氏のご教示を受けた。

(菅田 薫)



(100)×(20)×4 061

京都・御室仁和寺  
おむろじんじ



(京都西北部)

今回の調査は、仁和寺境内の西南隅にあたる部分で、仁和寺境内において当研究所の担当する第三次調査となる。宗務庁舎等新・改築工事に伴う事前調査である。調査の結果、この地域は少なくとも近世にはゴミ棄て場や火災始末地の様相を呈していたことが判明した。検出した遺構は、平安時代後期から

- 1 所在地 京都市石京区御室大内
- 2 調査期間 第三次調査 二〇〇〇年(平成12)七月―一〇月
- 3 発掘機関 財京都市埋蔵文化財研究所
- 4 調査担当者 津々池悠一・南出俊彦
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 平安時代後期―鎌倉時代前期、江戸時代前期―中期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

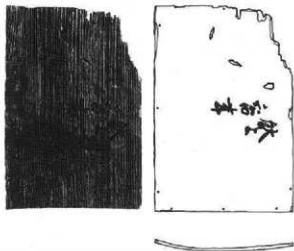
鎌倉時代前期にかけての土門を伴う築地状施設と雨落ち溝、江戸時代前期の築地と雨落ち溝、江戸時代中期の通用路と側溝などである。今回紹介する木簡は、調査地中央部付近の土坑SK二二五の第二層から出土した。SK二二五は、直径一・七m深さ一・一mのはば円形の土坑である。石組はなく、また埋土中にも石材は検出していないが、調査地を含めた南北方向に伏流水の水脈が想定され、江戸時代の絵図にも井戸が複数描かれていることから、この土坑は水脈に当たらず途中で放棄されゴミ捨て穴に転用された井戸とも考えられる。同伴遺物などからみて、一八世紀第IV四半期に掘削後程なく埋められたと思われる。同伴した木製品としては、下駄・杓文字・漆器蓋・漆器碗や箸などがある。また、土器には土師器の他、染め付けのそば猪口・手塩皿・紅皿・亀甲文や梅樹文をあしらった椀などがある。施釉陶器には、京焼系の皿・緑釉掛の火入れ、揃り鉢などの焼締陶器の他、「浪花桃州」銘焼塩壺などがある。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「  
上  
」

2.0×2.0×0.6

左上部が一部欠損している。また木釘の痕跡が九カ所残っている。この木簡は、「香茸」を納めて「献上」した木箱の蓋と思われる。



「香茸」は中国地方や信州で珍重されている茸であるが、「香茸」は「カウジョウ」とも読み、香茸の異名で、薬草の一種の意味もある。また、香茸の意味とすれば椎茸になる。

9 関係文献

一 京都市埋蔵文化財研究所「平成二二年度 京都市埋蔵文化財調査概要」(二〇〇二年刊行予定)

(津々池想一・南出俊彦)

埋蔵文化財写真技術研究会編

「埋文写真研究」十二号

文化財写真に携わる人の必携マニュアル

巻頭言

ネトラ古墳撮影顕末記

全国埋文写真業務実態調査

竹筒写真における露光修正

日本初(?)の遺跡カラー写真

旧石器発掘推進事件と記録

井本 昭  
他

頒価

一～三号は品切れ

四～八・十～十二号は三五〇〇円

九号は三〇〇〇円

送料

四冊までは五〇〇円、五～十冊までは一〇〇〇円

一一冊以上は無料

連絡先

〒六三〇一八五七七 奈良市二条町二丁目九番一号

奈良文化財研究所内 埋蔵文化財写真技術研究会

電話 〇七四二一三四一三九三二

郵便振替 〇一〇五〇一九一九三〇

埋蔵文化財写真技術研究会



(須磨)

踏襲したが、遺跡の年代が異なるため、その地名をと

## 兵庫・行幸町遺跡

みづのちよう

- 1 所在地 兵庫県神戸市須磨区行幸町三丁目
- 2 調査期間 第一次調査 二〇〇〇年(平成12) 七月～一〇月
- 3 発掘機関 神戸市教育委員会
- 4 調査担当者 西岡巧次・阿部 功
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 飛鳥時代～奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

行幸町遺跡は、神戸市の市街地の中央、海岸段丘に接する傾斜地の標高端を流れる千守川の扇状地の中央、海岸段丘に接する傾斜地の標高一五～一七mに占地している。

今回の調査は、都市計画道路須磨中央幹線街路築造工事に伴う事前調査である。

当初は従来から付近で調査してきた天神町遺跡の名を踏襲したが、遺跡の年代が異なるため、その地名をと

つて行幸町遺跡第一次調査とした。今回の調査地の北側には、近世の西国街道が東西に通る。また、古代の山陽道もほぼこれと同じルートであったと推定されており、その痕跡が検出されることも予想された。

検出した遺構は、調査地北西部から南東部にほぼ等高線に沿って掘られた溝SDO三、その埋没後に現在の西国街道にはほぼ平行して掘られた東西溝SDO二、性格不明の土坑などである。

SDO二は幅一・四～二・二m深さ四〇cmを測る。被覆土内から土師器碗片が出土し、八世紀初頭頃には閉削されたと考えられるが、溝の残存状況は浅く、出土遺物もわずかであるため、存続年代は不明である。溝の北側には土留め杭を設け、盛土などの道路基礎を造り成していた可能性もある。

木簡は、SDO三東部の溝埋没土下層上面で須磨器杯蓋とともに一点出土した。SDO三は、一段に掘り込まれた素掘り溝で、中段に幅五〇～一五〇cmの大走り状の平坦面を一部で残している。溝の幅は上端で三・八～六・〇m深さ一・一～一・四mを測る断面台形の溝である。溝の下層及び溝底からは、七世紀中頃の須磨器・土師器や性格不明の木材片が出土している。以上の遺構検出状況から、木簡の投棄年代は、SDO三が掘られ一時期埋没した七世紀後半から、それが廃され、古代山陽道の南側溝と考えられるSDO二が設けられる八世紀初め頃までの間と推定される。

8 木簡の釈文・内容

(1) 

412×57×10 011

大型の完形木簡であるが、習書及び重ね書きのみで内容は不明である。裏面には墨痕は見出せない。

(西岡巧次)





# 木簡研究 第三二号

巻頭言―最近の木簡を取り巻く状況に思う―

一九九九年出土の木簡

田辺征夫

- 概要 平城宮跡 西院寺跡 阿蘇陀淨土院跡 平城京跡(左京・一条三坊十三坪 旧大乗院庭園 奈良町遺跡 上宮遺跡 長岡京跡 平安京教倉院跡 六波羅政庁跡 平安京跡(右京五条一坊六町 難波宮跡 大坂城跡 池島・福万寺遺跡 吉井遺跡 時友遺跡 明石城武家屋敷跡 姫路駅周辺第四地点遺跡 鹿野城跡 市辺遺跡 宮内省監造跡 桃原遺跡 栲布ヶ森遺跡 雲出屋敷遺跡 山之神遺跡 中村遺跡 本守遺跡 元鳥遺跡 千代南原遺跡(羽曳点 香川・下寺尾遺跡群 港区No.91遺跡 水戸藩徳川家小石川屋敷跡 安土城跡 浅草芝罫町遺跡 入谷遺跡 宮町遺跡 大将軍遺跡 西町遺跡 十里遺跡 前六供遺跡 荒井藩田遺跡 江平遺跡 大日南遺跡 市川橋遺跡 山王遺跡 新田遺跡 榑之御所遺跡 志羅山遺跡(1) 志羅山遺跡(2) 山田遺跡 十三湊遺跡 高塚遺跡 一乗谷朝倉氏遺跡(福井城跡(1) 福井城跡(2) 観法寺遺跡 飯田・寺中遺跡 堅田B遺跡 高岡町遺跡 須田廟の木遺跡 東木津遺跡 手洗野水浦遺跡 八塚C遺跡 道場I遺跡 竹藪神社遺跡 箕輪遺跡 馬越遺跡 大武II遺跡 馬見坂遺跡 免久遺跡 妻ノ神遺跡 野中土手付遺跡 船戸桜田遺跡 中倉遺跡 大佛堂庵寺 大坪遺跡 暮時雨遺跡 岡山城二の丸跡 鹿田遺跡 土居遺跡 郡山城跡 萩城跡 周防国府跡 東澤寺・黒山遺跡 敷地遺跡 徳島城下町跡 元岡遺跡群 今山遺跡 長安寺庵寺跡 飯塚遺跡 中原遺跡 鉾川直轄原遺跡
- 一九七七年以前出土の木簡 (III)
- 奈良・飛鳥宮跡

釈文の訂正と追加 (III)

- 拘狭遺跡(III・四・一六・一七・二〇号) 湯ノ部遺跡(一九号)
- 号(III) 履代遺跡群(二八号) 前橋城遺跡(二九号) 矢玉遺跡(二七号) 洲崎遺跡(二二号) 福井城跡(二〇号) 磯部カンダ遺跡(二八号) 井上家節堂遺跡(七号)

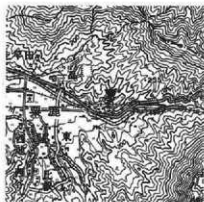
額価 五五〇円 送料六〇〇円

木簡撮影概況―正倉院文書との関係― 山口英男

書評 鬼頭清明著『古代木簡と都城の研究』 杉本和男

書評 森公衆著『長屋王家木簡の基礎的研究』 北村俊季

皇朝 平石 光



(但馬竹田)

遺跡は南面する山裾の狭い谷中であり、谷が埋没し安定してゆくなかで形成されている。今回の調査は北近畿豊岡自動車道の建設に伴うものである調査地点の南側には近世の山陰道（現国道四丁号）が走っており、古代から中世の山陰道についても近隣に推定できる地点である。調査の結果、八世紀から

## 兵庫・柴遺跡

- 1 所在地 兵庫県朝来郡山東町柴字方谷
- 2 調査期間 二〇〇〇年（平成12）一月～二〇〇一年三月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所
- 4 調査担当者 西口圭介・鈴木教二・海邊博史
- 5 遺跡の種類 官衙関連遺跡
- 6 遺跡の年代 八世紀～一〇世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

柴遺跡は丹波国と但馬国の境である遠阪時の但馬国側の麓にある。遺跡は南面する山裾の狭い谷中であり、谷が埋没し安定してゆくなかで形成されている。今回の調査は北近畿豊岡自動車道の建設に伴うものである調査地点の南側には近世の山陰道（現国道四丁号）が走っており、古代から中世の山陰道についても近隣に推定できる地点である。調査の結果、八世紀から

一〇世紀にかけての遺構・遺物を検出した。遺構は比較的地盤が安定している山裾よりに集中しており、遺物は主にその前面の湿地堆積土中に投棄もしくは流入した状態で出土している。

遺構・遺物包含層は上下二層に大別され、上層は一〇世紀、下層は主として八世紀から九世紀前半の時期が与えられる。

上層では、整地層と水田畦畔の芯材と考えられる木組みが検出されているが建物などは検出されなかった。

下層では、掘立柱建物八棟・井戸一基が検出されている。建物はいずれも二間×三間程度の小規模のものである。

遺物は今回報告する木簡のほか、馬形が主体となる木製祭祀具・神功開宝・緑釉陶器・墨書土器・金属器を模倣したとされる瘦腕・多量の転用硯など官衙的色彩をもつ遺物が出土している。遺物は八世紀初頭～八世紀前半、及び九世紀後半の時期のものをごく少量含むが、八世紀後半から九世紀前半と一〇世紀のものが大半を占める。今回報告する木簡のうち、(1)は掘立柱建物一の南東端の柱抜取穴から出土した。(2)(3)は下層の遺物包含層、呪符木簡三(4)(5)(6)は上層の遺物包含層より出土している。

### 8 木簡の釈文・内容

- (1) 「く驛子委文マ豊足十東代稲穂一尺」  
5.16 × 2.2 × 0.5 0.23  
〔物カ〕
- (2) 以今月三日癸卯日送□□  
3.24 × 0.82 × 0.25 0.01

- (3) ・×悦乎 有朋自×  
 ・×子乎 有子×  
 (100)×24×7 031
- (4) (符籙) 過 急々如律令  
 左方□立  
 (60)×52×4 041
- (5) 「く咄天罡」 急急如律令  
 149×(18)×6 032
- (6) 「く咄天罡」  
 177×38×4 033



(2)



(1)



(3)表



(4)

(1)は上端の一部が欠損している以外はほぼ完存している。駅家運営のために駅子に課した出挙(駅種)の本種分の返納について記した付札木簡である。駅子委文部豊足が、稲一〇東の代わりに稲一石で返納している。この木簡は、本種分の返納に際して稲穂とともに駅家へ行き、その周辺で廃棄されたものであろう。一石を一尺と書く用例は、紅葉山文庫本「令義解」賦役令に「一石」の石に尺の註があるなど、これまで文献の中では確認されているが、地方出土

文字資料では初めての例である。また、本木簡から所在が考えられる駅家は山陰道粟鹿駅家である。粟鹿駅家は丹波国側から入る但馬国最初の駅家である。粟鹿駅家の所在地については、従来、柴を含め周辺において数説あったが、本木簡の出土によって今回の調査地点の至近に駅館が存在した可能性が高くなった。

(2) は干支と日付を併記している。文書木簡の断片であろう。

(3) は「論語」学而篇を表裏両面に記した木簡である。表面には冒頭の一節が記されている。裏面には表面に続く部分が記され、文字の重複や繰返しがなく、習書とは考え難い。複数の木簡に、表・裏・表・裏の順に「論語」学而篇が記されていたものと考えられる。現状では木簡は上下端を破損しているが、両面の文字の配列から、片面に二〇―二一文字が記され、文字部分だけで四〇cm弱、全長はそれ以上の長さがあったことがわかる。

(4)(5)(6)はいずれも呪符木簡である。(4)は羽子板状の形状をもつ。

(5)(6)はいずれも上端に切り込みをもつものである。

なお、木簡の釈読・内容の検討にあたっては国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示を得た。

#### 9 関係文献

兵庫県教育委員会「ひょうごの遺跡」四〇(二〇〇一年)

同「平成一一年度年報」(二〇〇一年)

(西口圭介)

木簡研究 第二二号

巻頭頁—WEB版木簡アーカイブスの公開に思う—

石上英一

一九九八年出土の木簡

概製 平城京跡右京七条一坊十五坪 秋篠・山陵遺跡 薬師寺旧境内  
 内藤京跡右京六条西坊北西坪 大藤原京跡左京北五条三坊南西坪  
 飛鳥池遺跡 飛鳥池東方遺跡 飛鳥東垣内遺跡 川原寺跡 吉備池遺跡  
 長岡宮跡 平安京跡左京三條三坊十五町 平安京跡左京七条二坊八町及び木園寺 鳥羽遺跡 鳥羽離宮跡 大坂城下町跡  
 官ノ前遺跡 武者ヶ谷遺跡 河守遺跡 難波宮跡 奥戸宮ノ前遺跡 漢許遺跡 玉博遺跡 釣取遺跡 加都遺跡 豊岡城館遺跡  
 岩井枯木遺跡 宮内黒田遺跡 姫路駅周辺第四地点遺跡 古瀬干道跡 六太A遺跡 櫛田地区内遺跡群奥ノ垣内地区 内垣外遺跡  
 結・御船渡遺跡・町屋跡 汐留遺跡 江戸城外堀跡(四谷御門外堀跡) 御船渡遺跡・町屋跡 法光寺跡 白鷺遺跡 池之端七軒町遺跡  
 浅草寺遺跡 上子瀬遺跡 宮町遺跡 小谷城跡(伝知善院跡) 尾上浜遺跡 原代遺跡群(北陸新幹線関係) 榎田遺跡 一本柳遺跡  
 市川橋遺跡 柳之原所遺跡 志羅山遺跡 後田(旧月記)遺跡 洲崎遺跡 福井城跡(1) 福井城跡(2) 神野遺跡 堅田B遺跡 下西遺跡  
 中保B遺跡 東木津遺跡 蛸谷南遺跡 榎井A遺跡 広坂遺跡 志本杉遺跡 砂山中道下遺跡 下町・坊城遺跡C地点 船戸川崎遺跡 三田谷I遺跡 熊山田敷布地 岡山城二の丸(中国電力変電所) 遺構 新道(清輝小)遺跡 米田遺跡 百間川木田遺跡 四日市遺跡 下上戸遺跡 長登御山跡 観音寺遺跡 平田七反地遺跡 元岡遺跡群

一九七七年以前出土の木簡(一一)

平城京跡左京一乗二坊十坪

釈文の訂正と追加(一)

長岡京跡(一八号) 東浅香山遺跡(二〇号) 伊興遺跡(一九号)

シンボジウム「長屋王家木簡をめぐって」の記録

簡牘からみた長屋王家木簡：渡辺見安、長屋王家の米支給関係の木簡

：藤澤令子、長屋王家の経済基礎と青札木簡：榑木藤夫、討駁のまとめ：東野治之

木簡の撮影

書評 今泉隆雄著『古代木簡の研究』 井上直夫

堂報 森公幸

価値 五五〇〇円 送料六〇〇円

### 三重・辻子遺跡

- 1 所在地 三重県三重郡朝日町大字埋繩字辻子
- 2 調査期間 第一次調査 一九九九年(平旦)七月―十二月
- 3 発掘機関 三重県教育委員会・三重県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 倉田文美・田中久生
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代―室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(桑名)

辻子遺跡は、伊勢平野の北部、鈴鹿山地から流れる朝明川の下流部北岸に立地している。朝明川の北側背後には、朝日丘陵から細かな尾根が派生しており、遺跡はその間を開析する小さな谷口付近に位置し、谷から南に向かい緩やかに傾斜する。遺跡の面積は二万七六〇〇㎡、現標高は九―一四mである。この地域は桑里制地割の存在が指摘されていたが、昭和四〇年代の

圃場整備によって旧地割は失われている。

辻子遺跡の発掘調査は一九九八・一九九九年に第二名神高速道路建設に伴って進められ、弥生時代から古墳時代前期と、平安時代後期から室町時代の集落が存在することが判明した。特に、桑里制地割に伴うとみられる溝は、朝明川の桑里方位に乗っており、一辺約一〇九mの方形区画を二区画構成する。桑里坪界溝の西側では掘立柱建物群が検出された。建物は桁行四―七間ではは方向を揃えて建てられており、計画的な配置が窺える。建物周辺・溝・土坑から、下駄・箸・曲物などの木製品や灰軸陶器・山茶碗・転用碗・磁器片の他、「廿」「上」「市」「め」「蓮」「大」「〇」などと記された多数の墨書土器が出土している。墨書土器は、灰軸陶器や山茶碗の底部外面や胴部外面に、一文字を記したものが大半である。

木簡は二点出土した。(1)は、I―V地区の土坑SK八七二から出土した。SK八七二は掘立柱建物の南西にあり、平面は三・一m×二・二mの不整形、深さ〇・五mの土坑である。出土遺物には灰軸陶器・ロクロ土師器・下駄などがあり、一〇世紀後半頃と考えられる。

(2)は、G地区の溝SD六六一から出土した。SD六六一は桑里坪界溝の南角に南西方向からT字状につながるとみられる幅四〇―六〇cm深さ一五cmの溝である。出土遺物が少なく、遺構の時期は不明である。



## 愛知・幅下遺跡

- 1 所在地 愛知県名古屋市西区幅下一丁目
- 2 調査期間 第四次調査 一九九五年(平7) 四月～八月
- 3 発掘機関 名古屋市教育委員会・名古屋市見晴台考古資料館
- 4 調査担当者 村木 誠・服部哲也・水野裕之
- 5 遺跡の種類 近世城下町跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(名古屋北部)

幅下遺跡は、名古屋城(標高約二二m)西側に広がる沖積低地地面のうち、自然堤防や砂州堆積物からなる微高地(標高約一・五m)に位置している。この微高地の範囲は、江戸時代の名古屋城下町北西部の範囲ともよく一致している。本遺跡は、一九八〇年の幅下小学校体育館基礎補強工事の際に発見されたものであり、一七世紀後半に城下町の低地部に造られた「巾下水

道」の上水施設の一部と思われる木樋などが検出されている。その後、校舎の改築時に発掘調査が行なわれ、近世城下町のうち武家地と町人地の一部が検出された。低湿地である関係で木製品も遺存していた。

今回報告する木簡が出土した第四次調査は、体育館建設に伴う事前調査であり、一五〇〇㎡を対象に行なわれた。調査地点は、一九二九年の居住者地図によると「ミソ・タマリ、井桁屋、森本」とあり、子孫の方によると江戸時代から代々当地で酒造などを営んできたという。また、一八世紀前半頃の城下町絵図と明治時代の地籍図とを合わせると、道路と武家地、町人地の敷地割がよく一致し、調査地点は、道路を含む町人地の一部であったと推定される。

発掘調査の結果、米や大豆を蒸すなど醸造作業と関係したと思われる竈状遺構や、上水井戸・木樋・竹管などの上水遺構が検出された。

木簡が出土した遺構P二四は、楕円形(長さ一m短径六〇cm深さ六〇cm)の小土坑である。木簡は、一七世紀中頃の瀬戸美濃産陶器碗・鉢片を含む埋土の下部から、下駄とともに検出された。

### 8 木簡の釈文・内容

(1) 「御下物」

「ツツる」





9 関係文献

名古屋市教育委員会「幅下小学校遺跡―第四次発掘調査の概要―」(一九九六年)

(水野裕之)

## 木簡研究 第二〇号

和田 萃

巻頭言―機器の目・人の目―

一九九七年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡(1) 平城京跡(2) 青野遺跡 藤原宮跡 酒  
 船石遺跡 長岡宮跡 長岡京跡左京二条四坊三町 長岡京跡右京大  
 条二坊六町 平安京跡右京三条一坊三町 平等院庭園 細工谷遺跡  
 大坂城跡 天國本願寺跡 堺環濠都市遺跡 東浅香山遺跡 猪名庄遺  
 跡 屋敷町遺跡 加都遺跡 明石城武家屋敷跡 境谷遺跡 茂利宮の  
 西遺跡 安坂・城の堀遺跡 大將軍遺跡 大塚城跡 瀬名川遺跡 明  
 治大学記念館南遺跡 千駄ヶ谷五丁目遺跡 山崎上ノ南遺跡B地点  
 西原遺跡 松本城三の丸跡小幡町 松本城下町跡伊勢町 三輪田遺跡  
 一本柳遺跡 志羅山遺跡 三条遺跡 上高田遺跡 山田遺跡 弘田橋  
 跡 大光寺新城跡遺跡 福井城跡 金石本町遺跡 戸水大西遺跡 聖  
 田日遺跡 七尾城下町遺跡 蛇坂A遺跡 二口五反田遺跡 清水堂F  
 遺跡 下ノ西遺跡 中倉遺跡 大御堂院跡 三田谷ノ遺跡 有福寺遺  
 跡 高田遺跡 百間川米田遺跡 津寺遺跡 末京宮跡跡(灰草上層)  
 萩城跡(外堀地区) 高松城跡 観音寺遺跡 上長野A遺跡 香椎B  
 遺跡 博多遺跡群 魚沼町遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一〇) 藤原宮跡

釈文の訂正と追加(二) 山垣遺跡 袴袂遺跡(深田地区) 袴袂遺跡

入佐川遺跡 出雲国庁跡

再び長屋土家木簡と皇親家令について

長野特別研究集会の記録

信濃の古代と現代遺跡群：寺内隆夫、七世紀の屋代木簡：梅田伊史、

七世紀の地方木簡：鎌江宏之、七世紀の宮郡木簡：鶴見幸寿、律令制

の成立と木簡―七世紀の木簡をめぐって―：鶴野和己

書評 佐藤啓著『日本古代の宮郡と木簡』 仁藤英史

新刊紹介 大庭健編著『木簡―古代からのメッセージ―』 丸山裕美子

題価 五五〇円 送料六〇円

八木 充

## 静岡・中村遺跡

なかむら

1 所在地 静岡県浜松市西伊場町

2 調査期間 二〇〇〇年度調査 二〇〇〇年(平成12) 四月1-2

〇〇一年三月

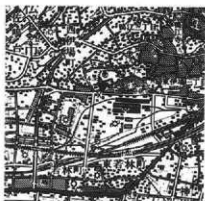
3 発掘機関 制浜松市文化協会・浜松市博物館

4 調査担当者 鈴木敏則・鈴木 靖

5 遺跡の種類 官衙関連遺跡

6 遺跡の年代 七世紀-九世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(浜松)

中村遺跡は、静岡県西部の天竜川と浜名湖の間に形成された海岸平野に立地する。遺跡は東西に延びる第一砂丘上であり、北側には三方原台地が波で洗われてできた海蝕崖、南側には埋没河川(梶子北大溝)が存在する。

発掘調査は、浜松市の中心部から浜名湖東岸の浜名郡盛踏町に抜ける県道(通

称雄踏街道)の拡張工事に伴い、一九九九年から行なわれている。一九九九年度の調査では、七世紀末から中世までの木簡二一点が出土した(本誌第三号)。今回の調査区は、中村遺跡では最も西に位置する所で、SDO二とした溝から木簡三点が出土した。

SDO二は、幅約四mで、全長六〇mにわたって検出され、出土土器から八世紀代の溝と考えられる。梶子北遺跡の「大領石山」と記された木簡など八点(本誌第一七号)が出土した地点から、県道を挟んで北へわずか数十mの所にあたる。

8 木簡の釈文・内容

(1) [宗カ] [万呂カ]  
□義マ益□□

(2) [丈マ尻塩]  
□□□□□□□□

(3) [赤坂] [脚カ]  
□□□□□□□□

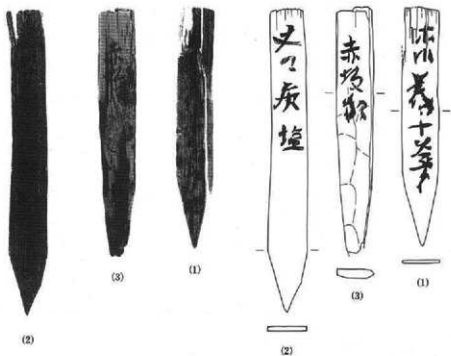
(1)は、上端の一部を欠損するだけで、ほぼ原形を留めている。上端は平らで、下端を尖らせる。人名だけを記した付札木簡である。ソガのガを「義」と表記するのは、伊場遺跡群では初出で、最も一般的なのは「宜」、次いで「我」「可」がある。梶子北遺跡では二・三号木簡に「宗宜部」と記した例が、一九九九年度の本遺跡には一号木簡に「宗我部」の例がある。

(2)は原形を留めたもので、上端は平らで、下端を尖らせる。「丈部尻塩」という人名が記された付札木簡である。「丈部」は伊場遺跡群では初出である。

(3)は下端を少し欠くが、上端が平らで下端を尖らせる形態は、前二点と同じである。上の「赤坂」ははっきり判読できるが、「那」は二次的に削られているためかはっきりしない。これより下の文字は、削り取られているようである。「赤坂」は、「和名類聚抄」にも見られる遠江国数智郡の郷名である。郷名の後に人名がくる付札木簡であろう。「赤坂郷」は、梶子北遺跡出土五号木簡にも例がある。

なお木簡の釈読については、奈良女子大学の笹野和己氏、奈良文化財研究所の渡辺見宏氏・馬場基氏・市大樹氏にご教示いただいた。

(鈴木敏則)



## 静岡・春岡遺跡群

はるむか

1 所在地 静岡県袋井市春岡

2 調査期間 一九九九年年度調査 一九九九年(平11) 四月―二月

〇〇〇年三月

3 発掘機関 袋井市教育委員会

4 調査担当者 松井一明・白澤 崇

5 遺跡の種類 集落跡・水田跡・古墳・城跡

6 遺跡の年代 縄文時代―鎌倉時代、江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

春岡遺跡は縄文時代から江戸時代に至る複合遺跡である。奈良・



平安時代の遺物が出土する地区はA・C・D・G地区で、主に遺跡の西側の低地部分である。  
A・G地区は太田川の自然堤防上に立地する地区で、大型の掘立柱建物、糸里型水田や、祭祀遺物だまりからなる。

A地区では官衙関連と思われる大型の掘立柱建物一棟が確認され、遺跡がさらに西側へと広がる事が予測されたが、西端部分では大半が近世の太田川により破壊されていた。おそらく、隣接する稲荷領家遺跡と一連の遺跡になると考えられる。稲荷領家遺跡は「知」や「周」と書かれた墨書土器が出土し、近年周智郡衙の可能性が指摘された遺跡である。

G地区では水田域と自然堤防の境で、木製祭祀遺物や墨書土器を含む土器が大量に投棄された状態で出土し、官衙周辺部での祭祀場所の検討に良好な資料を提供した。水田は糸里型水田であり給排水の溝を伴う坪境の大畦畔を検出した。年代は奈良時代前半と後半の二時期がある。

これに対して、C・D地区は丘陵の小谷内部に位置し、丘陵の裾を造成して建てられた掘立柱建物一―二棟程度の小規模な遺跡である。C地区では谷内部の低湿地包含層の調査で、奈良時代の土器のほか平安時代の二面硯・緑釉陶器が出土した。D地区では奈良時代の掘立柱建物一棟を検出し、また、低湿地の包含層から中世と思われる木簡が三点出土しているが積読できない。

今回紹介する奈良時代の木簡は、G地区の祭祀遺物だまりから木製祭祀遺物とともに出土したものである。周辺から出土している土器は奈良時代前半―後半のものが混在しており、木簡の時期は奈良時代としか特定できない。



## 木簡研究 第一九号

巻頭言

町田 章

一九九六年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡 藤原宮跡 若仁宮跡 長岡京跡 平安京跡  
 左京八条三坊十四町(八条院町) 末塞跡群 大板城跡 広島藩大板城屋敷跡  
 榎葉野田西遺跡 三条九ノ坪遺跡 大物遺跡 深田遺跡 安梨南遺跡  
 明石城跡坤槽 明石城武家屋敷跡 持狭遺跡 印場城跡 角江遺跡  
 御殿・二之宮遺跡 川合遺跡毛賀田地区 北条小町邸跡 伊興遺跡  
 丸の内三丁目遺跡 汐留遺跡 江戸城外廻跡牛込御門外橋跡 尾張藩上  
 屋敷跡遺跡 青山学院構内遺跡 岡部朱里遺跡 上山神社遺跡 湯ノ部  
 遺跡 観音寺城下町遺跡 小谷城跡 高山城三ノ丸尾跡 松木城三ノ丸  
 跡土居丸 松本城下町跡伊勢町 前橋城遺跡 大塚田遺跡 根岸遺跡  
 泉平館跡 山王遺跡 舟場遺跡 無量光院跡 志羅山遺跡 後田遺跡  
 亀ヶ崎城跡 宮ノ下遺跡 上高田遺跡 大塚遺跡 北田橋跡 長田南遺跡  
 金石本町遺跡 田尻遺跡 大坪遺跡 舞臺遺跡 馬寄遺跡 下町・  
 坊城遺跡 新発田城跡 日久美遺跡 天神遺跡 三田谷工遺跡 鴻の巣  
 東遺跡 吉川元春館跡 長谷銅山跡 飛田坂本遺跡 博多遺跡群 香椎  
 B遺跡 駒智城跡 前田遺跡 那覇港周辺遺跡郡旧東村場区  
 一九七七年以前出土の木簡(一九)

美作国府跡

韓国出土の木簡について

史料紹介 琉球の木簡二題

書評 山里純一著「沖繩の歴史けとまじないーフーフグ(古昔)」

の研究I

書評 東野治之著「長屋王木簡の研究」

巻頭

李 成市  
 山里 純一  
 高島 英之  
 鶴見 泰寿

組編 五五〇〇円 送料六〇〇円

神奈川・北条小町邸跡

ほろじょうこまちでい

- 1 所在地 神奈川県鎌倉市雪ノ下二丁目
- 2 調査期間 一九九九年(平11) 一〇月―二〇〇〇年一月
- 3 発掘機関 北条小町邸跡発掘調査団
- 4 調査担当者 森 孝子
- 5 遺跡の種類 中世都市跡
- 6 遺跡の年代 中世(二三世紀初頭―四世紀)・近世(一七世紀―一九世紀)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(横須賀)

調査地点は鎌倉の市街地の中心に位置しており、若宮大路の東側、鶴岡八幡宮から南に二五〇mの場所に所在する。本遺跡の名称ともなっている「北条小町邸跡」とは、北が横大路、西が若宮大路、東が小町大路に囲まれたおよそ二〇〇m四方の範囲である。調査地点は北条小町邸跡の南西隅付近に位置し



ている。

北条小町邸は北条義時の私邸に起源を持ち、代々北条得宗家が正邸を構えたと伝承されており、さらに若宮幕府が置かれていた可能性も指摘されている。また、本遺跡地南隣は宇津宮辻子幕府跡、若宮大路を挟んだ西向の一郭には北条時房・顕時邸があったと言われており、都市鎌倉の中核となる地域であった。

調査の結果、中世・近世の幅広い遺構群が検出された。近世の遺構としては井戸・土坑などが検出され、八幡宮社頭における庶民の活発な営みが確認された。また、若宮大路東側溝の護岸と考えられる遺構群も検出されている。中世の遺構としては鎌倉前期の若宮大路の側溝と考えられる大規模な南北方向の溝五条、大路側溝に流れ込む東西方向の溝四条が検出された。また、し字型に屈曲する東西・南北方向の素掘りの区画溝も検出され、北条小町邸の南西隅を示すと推察される。

木簡は一三世紀初頭の若宮大路側溝から一点出土した。これは五時期ある側溝のうち最も古い時期の素掘りの大溝で、検跡も確認されている。木簡は多量に投棄された木片に混入して出土した。溝に不用品として廃棄されたものとみられる。

#### 8 木簡の釈文・内容

(1) 十年の大月閏二月□

(577) X 82 X 4 (88)

板材を縦に切って長方形に作られている。上端は鋭利な刃物などで切断され、また、下端は折れており充形品ではない。木簡は片面に、一行墨書され、九文字が確認された。最後の文字の下は、黒いしみ状に汚れており、あるいは墨痕の可能性がある。ある年の大の月を書きあげた木簡で、「十年」は、遺構の年代観から延久一〇年（正治元年 一一九九）の可能性があるが、この年に閏二月はない。

#### 9 関係文献

北条小町邸跡発掘調査団「北条小町邸跡（泰時・時頼邸）発掘調査報告書」(二〇〇〇年)

(編 孝子(宮田事務所))





(横須賀)

北条泰時・時頼邸跡は鎌倉市街地の中心、鎌倉駅から北東約六〇〇m、鶴岡八幡宮の南、若宮大路の東に位置している。

本調査は住宅建設に伴う事前調査で、まず杭打ち箇所を先行調査（第Ⅰ次調査）し、杭工事終了後に本格調査（第Ⅱ次調査）を行なった。調査面積は一〇〇㎡である。検出された遺構は若宮大路東側の南北溝や柱穴列などであり、大路に関わ

## 神奈川・北条泰時・時頼邸跡

（はつじょうやすときとよきより）

- 1 所在地 神奈川県鎌倉市雪ノ下二丁目
- 2 調査期間 一九九〇年（平成）七月～八月
- 3 発掘機関 鎌倉市教育委員会
- 4 調査担当者 瀬田哲夫
- 5 遺跡の種類 中世都市跡
- 6 遺跡の年代 一三世紀中葉～一六世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

る新たな資料が得られている。南北溝は掘り直しや浚渫を繰り返しており、堆積状況から一六条を確認している。遺物としては素焼皿（かわらけ）・貿易陶磁器類・国内諸窯の製品・石製品・金属製品の他、多種多量の木製品が出土している。木簡は二点で、(1)は南北溝の五溝、(2)の木簡は六溝から出土している。両溝は一四世紀中葉以後に廃絶したものと考えられる。

### 8 木簡の釈文・内容

(1) 「。蘇民将来子孫家也急<sup>【タカ】</sup>律令」 5.5×4.2×1.0

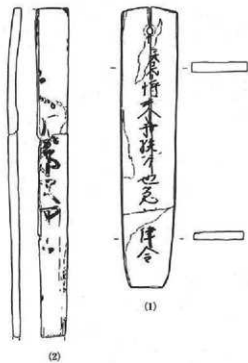
(2) □□□□□□□□□□ □□ 5.2×1.8×0.6 1.8

(1)は完形である。(2)は下端・左辺を欠損する。

### 9 関係文献

鎌倉市教育委員会「鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書」七（一九九一年）  
（瀬田哲夫）







(東京東北部・東京東南部)

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

沙留遺跡は、JR新橋駅から南東へ約三〇〇m離れた旧国鉄沙留貨物操車場跡地に位置し、約二万四〇〇〇m<sup>2</sup>の広さを有している。当地は近世初頭まで、江戸前島と称される半島の先端部分に位置する海岸地域であった。寛永年間(一六二

## 東京・沙留遺跡<sup>しわどめ</sup>

- 1 所在地 東京都港区東新橋一丁目
- 2 調査期間 一九九一年(平3)六月～一九九三年七月
- 3 発掘機関 沙留地区遺跡調査会
- 4 調査担当者 滝口 宏・王口時雄・吉原健一郎・段木一行・J.Eキター・中津由起子・丑野 毅・小田静夫・植木真吾・中山経一・長井光彦・新里 康
- 5 遺跡の種類 近世都市(大名屋敷跡・鉄道施設跡)
- 6 遺跡の年代 近世・近代

四一四四)に埋め立てが開始され、寛永九年には信濃飯田藩邸坂家下屋敷、同一六年には出羽山形藩保科家、同一八年には陸奥仙台藩伊達家がそれぞれ屋敷地を拝領し、大名屋敷として土地利用が開始され、明治時代に至るまで続いた。明治時代になって新橋―横浜間

に鉄道が開通すると、交通の拠点となり近代化の一翼を担った。当調査会が調査したのは、新橋駅から新交通システム(ゆりかもめ)建設部分に相当し、調査面積は約二万七〇〇〇m<sup>2</sup>である。調査区は仙台藩伊達家上屋敷・会津藩保科家下屋敷・江川太郎左衛門大小路習練場にまたがり、建物基礎・屋敷境・上水施設・地下式坑・配水施設などの遺構や、豊富な陶磁器の出土など、近世大名の江戸での生活を知る上で重要な成果を残している。今回紹介するのは、桶・曲物などの木製遺物や上水施設(木製)構築材の一部に残された墨書文字資料である。上水施設は、導水のための木樋と汲み上げ・方向転換のための井戸からなる。木樋は井戸から井戸までの間を一つの遺構としてとらえている。井戸及び木樋には通し番号を付した。

### 8 木簡の釈文・内容

#### 二五号土坑

- (1) 「上 納豆」
- (2) 「□□の芝」

図20×20の芝

(3) □□武村□□

図19×高4 0.1

四号木桶

(4) 「△ □□□六寸」

0.1

八六号木桶

(5) 「いの六」

0.1

四三号木桶

(6) 「い一十四」

0.1

二八号木桶

(7) 「又」

0.1

二七号木桶

(8) 「又」(朱)

0.1

(1)(3)は、曲物の蓋。納豆などの食品が入れられていたと想定している。(1)には樹皮製の桶みが付く。(2)は、手桶(口径15cm、底径25cm、高さ15cm、側板厚2cm、底板厚1cm)。墨書は八枚で構成される桶

側板外面にある。調査地一帯は、芝あるいは芝口と呼称されていたので、地名と考えるのが妥当であろう。釈文は「□□の芝」としたが、文字の始まりは不明。

(4) (8)は、上水施設を組み上げるための目印・符号的なもので、いずれも木桶の蓋にあたる部材の端部に書かれている。こうした墨書は各上水の系統ごとに様々なものがみられるが、遺存状態がよく代表的なもののみを紹介する。(4)は寸法と推測される。(5)の部材の反対側の端部には「いの五」と書かれている。おそらくこの系統の木桶の部材は「いの二」に始まる統一した記号が用いられていたと考えられる。

他に、一八世紀前半から一九世紀初頭の九五号井戸桶の外面に鬼らしき絵がある。顔が横向きであることから、井戸桶製作時に書かれたのであろう。井戸桶は多く検出されているが、絵が書かれたものはこの一点だけである。一八世紀後半は、天明四年(一七八四)、寛政六年(一七九四)、寛政八年と火災が多発し屋敷も焼失しており、「火除け」や「魔除け」的な意味を込めたものであろう。

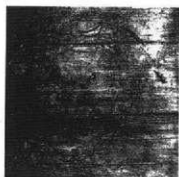
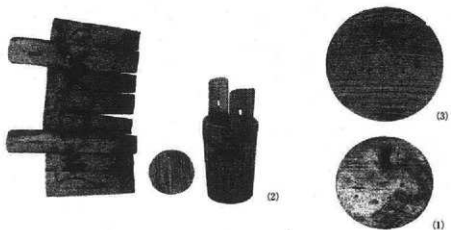
## 9 関係文献

沙留地区遺跡調査会「沙留遺跡」(沙留遺跡埋蔵文化財発掘調査概報一九九四年)

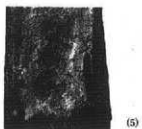
同「沙留遺跡」(沙留遺跡埋蔵文化財発掘調査報告書一九九六年)

(新里 康・長井光彦(神武観文化財研究所))

2000年出土の木簡



参考 夷らしき絵



## 千葉・大崎城跡

おかしまじょう

1 所在地 千葉県佐原市大崎

2 調査期間 一九九九年(平11)四月―一月

3 発掘機関 (財)香取郡市文化財センター

4 調査担当者 原田享二・奥澤昭夫

5 遺跡の種類 中世城郭跡

6 遺跡の年代 中世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

大崎城跡は、香西川とその支流に挟まれた舌状台地に位置する。城郭は四カ所の郭、及び斜面部から掘部の腰曲輪よりなり、南北八



(佐原)

〇〇m東西三〇〇mである。

大崎城は千葉氏から分かれた国分氏の居城と伝えられ、国分氏が大崎城へ移った時期は、鎌倉時代末期とされているが、正確な築城時期は明らかではない。廃城になったのは一七世紀初頭といわれる。

調査地点は主郭の北側掘部で、標高は一〇m前後である。調査面積は四二五〇㎡で、濠部と居住区に分かれる。弘化三年(一八四六)に描かれた絵図によれば、濠部は「はましま」、居住区は「城戸」と記されたところにあたる。

濠部からは幅三・四m長さ三五mにわたって地業を施した護岸状遺構を検出した。居住区は濠部の東側に盛土をして平坦面を造り出したもので、盛土の厚さは二mを越える。整地は最低三回確認でき、新しい面から順に第一面―第三面とした。各整地面より遺構を検出した。

護岸状遺構の地業や居住区の造りだしは一四世紀末を中心とした時期と考えられる。居住区はその後、整地を繰り返し一六世紀前半には第一面が整地されたと思われる。

木簡類は濠跡から七点出土した。このうち文字として釈読できたもの四点を紹介する。なお、釈読できなかったもののうちの一点は、両面に墨痕のある折敷の底板で、文字ととれる部分もあるが、全体として文字・文章の体裁となっていない。他に切り込みをもつ木簡の形状をした木製品が同じ濠跡から二点、居住区第二面の土坑SK二六から一点出土しているが、墨痕は確認できなかった。

SK二六は第一面を盛土・整地する際に第二面の不要物を廃棄するために掘削されたゴミ穴と考えられ、平面形は約五・五m×4mの長方形、深さは約一mである。網代・下駄・漆塗り桶などの木製

品類をはじめ、遺物が多量に出土している。  
 文字資料としては他に漆跡から出土した「唐」「漏香」「文」・  
 8 木簡の釈文・内容

「受」(同一個体)の墨書土器と「大」<sup>(1)</sup>と刻書のあるヘラ状木製品  
 居住区の盛土から出土した「守」<sup>(2)</sup>の墨書土器がある。

(1) 「日月」  
（金）  
 日  
 月

|| 毎自作是念以何令衆生徳入無上堂即成就仏身

成意者為過 信女 敬白  
 及至法界平等利益永祿四年辛... 三日

(1417+160)×2534 061

(2) ・「銀將」

・「金」

25×22×9 061

(3) 急急如律令

(63)×(36)×2 061



(4)

(4) 「 」

107×22×3 032



(2)



(3)



参考 墨痕のある折板



(1)



(1)は永祿四年銘の卒塔婆である。樹皮を付けたままの桜材で、最上部は枝分かれの部分を残しY字状である。一面を削り墨書を施している。下方のごく一部を欠く。内容は榮心門・梵字五文字、光明真言・梵字二八文字、法華經如來寿命品・漢字二〇文字、二行に分けて回向文である。寿命品には異字が三方所見られる。上から順に「何」は「阿」、「堂」は「道」、「即」は「達」である。また回向文も書き出しは「右志者」が一般的である。「永祿四年」は西暦一五六一年である。

(2)は将棋の駒「銀将」である。表は文字を彫った跡に墨を入れている。裏は朱墨で「金」である。

(3)は呪符木簡である。墨は流れてしまっているが、文字のあった部分が輪郭の盛り上がりとなって残っている。

(4)は墨は薄くなっており、判然としない。上端を山形に成形している。下端の一部を欠くが、ほぼ完形である。上方は二行、下方は一行である。ひらがな混じり文であろうか。上方一行目と二行目は二から三文字、下方の一行は三から四文字であろうか。

#### 9 関係文献

御香取郡市文化財センター『大崎城跡』（香取郡市文化財センター）

調査報告書七八集（二〇〇一年）

（鬼澤昭夫）

木簡研究 第一八号

水田 英正

巻頭言―簡體研究の今昔―  
一九九五年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡左京三条一坊十五坪 平城京跡 興福寺  
 旧境内 大乗院庭園 藤原宮跡 藤原京跡 飛鳥京跡 長岡宮跡  
 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 平安宮内酒殿・釜所・待臣所跡 大坂城  
 跡 大坂城下町跡 森の宮遺跡 長原遺跡 四天王寺旧境内遺跡  
 長曾根遺跡 入佐川遺跡 宮内廳脇遺跡 柿布ヶ森遺跡 香住エノ  
 田遺跡 神戸大学医学部附屬病院境内遺跡 大毛池田遺跡 駿府城  
 三の丸跡 駿府城跡 御所之内遺跡 葦山反射炉 大師東丹保遺跡  
 甲府城関係遺跡 厩村B遺跡 北条小町邸跡 宮町遺跡 南温賀遺  
 跡 西河原森ノ内遺跡 歴代遺跡群 大塚田遺跡 山王遺跡 市川  
 橋遺跡 大日南遺跡 志羅山遺跡 西太郎丸遺跡 磯部カンダ遺跡  
 横江荘遺跡 加茂遺跡 龜田大塚遺跡 宮町遺跡 五辻遺跡 寺町  
 遺跡 佐渡金山遺跡佐渡奉行所跡 桂見遺跡 岩吉遺跡 米子城跡  
 八遺跡 山崎一号遺跡 長登銅山跡 小倉城跡 大宰府桑坊跡 呉  
 服町遺跡 松崎遺跡 下林遺跡Ⅳ区 昌明寺遺跡  
 一九七七年以前出土の木簡(一八)

塩田城跡

ノヴゴロド白樺文書

長屋王家木簡三題

算本と古代実務官人

書評 沖森卓也・佐藤信著『上代木簡資料集成』

巻報

B・J・ヤニン

森 公章

鈴木 景二

大隅 清陽

頒価 五五〇円 送料六〇円



(京都東北部・近江八幡)

八世紀代の東西二間以上×南北三間の掘立柱建物が確認された。全容は明らかではないが、恐らく東西棟の建物とみられる。身舎内部には浅い東柱痕跡も認められ、張り床構造の建物と推定される。周囲ではその他に、東西方向にのびる横列

## 滋賀・蜂屋遺跡

1 所在地 滋賀県栗太郡栗東町蜂屋

2 調査期間 一九八七年(昭62)四月

3 発掘機関 栗東町教育委員会

4 調査担当 大崎隆志

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 古墳時代・奈良時代・鎌倉時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

蜂屋遺跡は標高一〇二m前後の扇状地中央に立地する。本調査は個人住宅建設に先立ち実施したもので、東面及び南面に庇をもつ、

や建物群を区画する幅〇・九mの溝も確認されている。今回紹介する木簡は、この建物の身舎南東隅の柱穴内から出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・□長等米

・亦二□

(103)×64×22

曲物の側板を転用したものと考えられるが、材の上下端が欠失するため、切り込みや小穴はみられない。表面最上部の文字は墨痕が薄く、判読できない。

9 関係文献

栗東町史編纂委員会編『栗東の歴史』第四巻資料Ⅰ(一九九四年)

(大崎隆志)



## 滋賀・新宮神社遺跡

しんぐうじんじや

- 1 所在地 滋賀県甲賀郡信楽町大字黄瀬
- 2 調査期間 二〇〇〇年(平成12) 四月—二〇〇一年三月
- 3 発掘機関 滋賀県教育委員会・湖滋賀県文化財保護協会
- 4 調査担当者 畑中英二
- 5 遺跡の種類 宮跡関連遺跡
- 6 遺跡の年代 八世紀中頃
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(水口)

調査の結果、奈良時代中頃を中心とする時期の掘立柱建物三棟・井戸・溝・橋

新宮神社遺跡は、紫香楽宮推定地である宮町遺跡から南に約1km、甲賀寺跡(史跡紫香楽宮跡)から北に約1kmの地点に位置し、信楽谷から宮町遺跡に至る狹隘な谷の入口にあたる。調査は第二名神高速道路建設に先立つもので、二〇〇〇年度は約七五〇mを対象として実施した。

脚・旧河道などを検出した。掘立柱建物はいずれも三間×二間で、東西棟一棟、南北棟二棟がし字型に配される。井戸は径約1mの杉の丸太刺り抜き、短期間のうちに出現し、廃絶したものとみられる。東西に走る幅約5mの旧河道には幅八・五mの橋脚が架けられており、橋脚の南に道路東側溝とみられる溝がある。西側溝については削平され遺存していないが、道路幅員はおそらく二m程度であったと考えられる。南は甲賀寺、北は紫香楽宮に通じるもので、地形的にみると紫香楽宮に至る主要道の一つであったと考えられる。

出土遺物には、須恵器・土師器からなる土器類と、木簡・木沓・舟形木製品・横櫛・曲物・柄杓などからなる木製品があり、旧河道内の幾つかの廃棄ブロックから出土している。木簡は、旧河道の、橋脚から下流へ約5mの地点から一点出土した。伴出した木材について年輪年代測定を行なったところ、天平一五年(七四三)・一六年の年代が出ており、天平一六年の紀年銘をもつ木簡とともに遺跡の存続年代を示唆するものとなっている。土器類についても八世紀中頃にはほぼ限定でき、宮町遺跡と同様に、在地産をほとんど含まず平城京経由で持ち込まれたとみられるもので占められる。また、これらの中には転用礎として用いられたものが顕著にみられ、遺跡の性格を示唆するものとなっている。このように、今回検出した遺構は、

紫香楽宮（天平一四年一七年）に関連するものと判断することができると。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「上総国山辺郡」

|| 天平十六年十月

270×34×6 031★

ほぼ完形で出土したが、墨痕がほとんど残らず、かすかに浮き上がった文字痕をもとに釈読した。

木簡の釈読にあたっては、奈良文化財研究所の渡辺晃志氏・吉川聡氏からご教示を得た。

（増中英）

紫香楽宮跡調査委員会編 信楽町教育委員会発行

「宮町遺跡出土木簡概報」一

「皇后宮職」「金光明寺」と書かれた木簡や、参河・遠江・駿河・伊豆・近江・越前などの諸国の荷札木簡が出土し、紫香楽宮跡であることが確実になった滋賀県信楽町宮町遺跡出土の木簡の概報が刊行された。今回は宮町遺跡で初めて木簡が出土した一九八六年度の第四次調査から、一九九七年度の第二次調査出土分までを収録する。既に「木簡研究」などで報告済みの木簡についても、今回再度釈読を行い、最新の成果を収録する。今後も続刊の予定。

A4版 三三頁 写真図版三葉 一九九九年二月刊行  
頒価一〇〇〇円（送料込み）

問い合わせ先

信楽町教育委員会宮町遺跡調査事務所 鈴木良章氏  
電話 〇七四八—八三一—一九一九（FAX専用）

## 岐阜・柿田遺跡

### 1 所在地

岐阜県可見市大字柿田字前山・孫六・杉坪・月田・三子古・三次子・六ノ坪・稲垣・尻無・池尻・甫田上、可見郡御嵩町大字願戸字三次子・尻無

尻無

### 2 調査期間

一九九九年(平11)五月～継続中

### 3 発掘機関

(財)岐阜県文化財保護センター

### 4 調査担当者

藤岡比呂志・野村元次、近藤大典ほか

### 5 遺跡の種類

集落跡・水田跡

### 6 遺跡の年代

弥生時代～中世

### 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

柿田遺跡は、「柿田条里」

として周知され、近年まで良好に遺存していた条里地割内に所在する。ここに東海環状自動車道の建設が予定され、まず柿田遺跡の北側に所在する願戸南遺跡



(美濃加茂)

を調査し、弥生時代末から古墳時代中期にかけての集落跡・灌漑施設や、古代にさかのぼる条里の坪境と考えられる道路状遺構などを検出した。続いて願戸南遺跡の南側で、インターチェンジの建設予定地として柿田遺跡の発掘を行なうこととなり、一九九九年から約八万㎡におよぶ範囲の調査を継続して実施している。

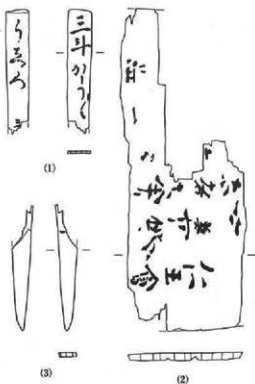
これまでに判明した遺跡の概要は次の通りである。①弥生時代から古墳時代後期にかけての集落とそれに隣接する流路。②古代の溝や流路と条里の坪境に造られた道路状遺構。溝や流路からは、大量の須恵器とともに七・八世紀の人形・馬形などの形代、「美濃国」刻印須恵器などが出土している。③中世の建物群敷き所と溝や流路。

④中世後期以降の水田面。この水田面は古代以来の地割を継承し、その上に造られていたこと、それが近年まで残存していた景観の基礎となったことがわかった。また各時期の流路内からは、堰や堤の基礎となった木組を検出し、同時に農耕具や建築部材などの木製品も大量に出土した。

木簡は、一三世紀前半に埋没したと考えられる溝から出土した。溝は、ほぼ条里地割に則って区画の北・東・南方を方形にめぐるように掘削されており、現状で最大幅は約2m深さは0.7mで、東西は約70m、南北は断続的に検出しており、復原すると約70mにおよぶ。溝の東北角と東南角を確認しているが、北溝は西で南に曲がらず西溝はなかった。南溝は東南角から数mにわたって検出し





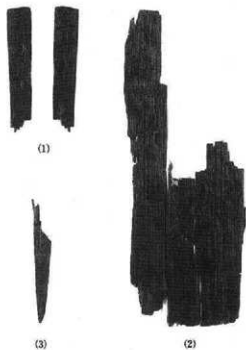


大で四文字程度想定できる。したがって、一行六・七字で六行にわたり文字が記されたと復原できると思われる。

さて、木簡の性格であるが、「仁王会」という書き出しや「善根」「奉」などから仏教との関わりが明らかである。遺跡の性格もあわせ考えると、木簡は、法会を行なった際、その旨と功徳を願って僧に書いてもらう「巻数」にあたる可能性がある。

(3)は形状から付札木簡と考えられる。

この他、墨痕のある小片が一点ほど出土しているが、肉眼観察か



ら(2)の木簡と同一個体と思われる。

現在、遺跡は調査中であり、また遺物の整理作業も始まったばかりである。それらの成果や、また明知庄関係史料などとあわせ、今後さらに検討していきたいと思う。

なお、木簡の検討にあたっては、奈良大学の寺崎保広氏・山形県立米沢女子短期大学の三上喜孝氏・皇学館大学の渡辺寛氏のご教示を得た。

なかのたかやま  
宮城・中野高柳遺跡

- 1 所在地 宮城県仙台市宮城野区中野字高柳
- 2 調査期間 二〇〇〇年(平12)七月～九月
- 3 発掘機関 宮城県教育委員会
- 4 調査担当者 佐藤剛之・佐久間光平・須田良平・高橋栄一・引地弘行・稲毛英則
- 5 遺跡の種類 屋敷跡
- 6 遺跡の年代 平安時代～中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(仙台)

中野高柳遺跡は七北田川左岸の標高三～四mの自然堤防上に立地している。仙台港背後地土地区画整理事業に伴い、一九九四・九五年には宮城県教育委員会、一九九五～九七・九九年には仙台市教育委員会による発掘調査が実施された。

二〇〇〇年度の調査は、遺跡の北部約三〇〇〇㎡を

対象に行ない、方形の堀に囲まれた中世の屋敷跡が発見された。屋敷跡は二時期あり、規模は、古段階で東西五五・六〇m南北六〇m以上、新段階で東西二五・三〇m南北四〇mである。屋敷内からは掘立柱建物群・井戸・溝・土坑などが検出されている。出土した遺物には陶器、石製品（石臼・砥石など）、木製品（柄杓など）がある。

木簡は古段階の屋敷跡の南側を区画する幅一・五〜二・〇mの堀から出土した。年代は伴出遺物が少ないため、新段階の屋敷跡の年代である一六世紀以前という以上の限定はできない。

#### 8 木簡の釈文・内容

##### (1) ◯ □ 施主

(101) × 33 × 1 86

細かく割れた状態で出土しており、接合の結果、右記の釈文が復原できた。語句の内容からみて、塔婆の断片の可能性などが考えられる。

(117 高橋栄一、8 吉野武)

## 宮城・洞ノ口遺跡 どうのくち

- 1 所在地 仙台市宮城野区岩切字洞ノ口東
- 2 調査期間 第四次調査 二〇〇〇年(平12)四月～二月
- 3 発掘機関 仙台市教育委員会
- 4 調査担当者 平間亮輔・吉田和正・森 剛男
- 5 遺跡の種類 水田跡・中世城館跡
- 6 遺跡の年代 古代～近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(仙台)

洞ノ口遺跡は、七北田川の北岸にある自然堤防から後背湿地にかけて立地しており、一九九二年から発掘調査を行なっている。これまでの調査で、遺跡の北から東側にかけての低地部分では、平安時代前半から近世にかけての水田跡を確認しており、南西側の微高地部分では、中世後期(戦国期頃)の城館に伴う外堀や土塁も検出している。また、城館検出面の下層からは、

中世前期（鎌倉時代頃）の掘立柱建物・井戸・溝などが見つまっている。本遺跡は、東南に隣接する多賀城市の新田遺跡とともに、多賀国府の所在地の可能性が指摘されている地域に属する。

今回の調査は郡市計画道路「利府岩切停車場線」建設に伴い実施した第四次調査である。第一次調査で出入口部を検出した城館中部と思われる地点から、直線で南東に二六〇mほど離れた地点に位置している。調査面積は約一九〇〇㎡である。検出した遺構には、中世の区画溝・掘立柱建物・井戸・土坑などがある。

今回紹介する呪符木簡は、中世後期の城館に関係する区画溝に切られた土坑SK11から出土した。SK11は南北約三m東西約四・三mの長方形で、深さは約一・二mある。出土した遺物には、呪符木簡の他、舟形木製品・中世陶器片・動物の頭骨などがある。SK11の年代は遺物が少ないことから特定は困難であるが、出土した中世陶器が一三世紀のものともみられることと区画溝との切り合い関係から、一三世紀から一五世紀頃と考えられる。SK11の性格は、出土遺物が少なく、周囲に同時期の遺構もないことから、不明である。

#### 8 木簡の釈文・内容

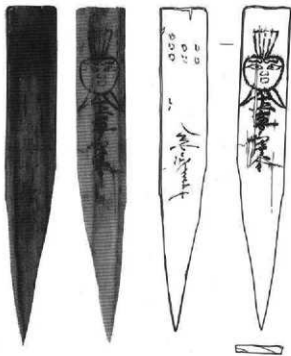
(1) ・〔人面墨書〕 □急々如律令

・〔符録〕 □□急々如律令

21.5×3.1×5.6

呪符「急々如律令」が両面に書かれた呪符木簡である。板目材で下端のみを尖らせている。木簡表面の上部に顔の絵が描かれている方をひとまず表とした。顔の絵の意味するところは不明である。一字目の文字の判読、木簡の用途についても調査検討中である。裏面は上部に符録が書かれており、「急々如律令」との間にも文字のあることはわかるものの、墨痕が薄く判読できない。

(平岡亮輔・吉田和正)



## 宮城・仙台城本丸跡

せんだいじょうほんまる

- 所在地 宮城県仙台市青葉区川内
- 調査期間 一九九七年（平）七月～二〇〇〇年二月
- 発掘機関 仙台市教育委員会
- 調査担当者 金森安孝・我妻仁
- 遺跡の種類 城跡
- 遺跡の年代 中世・近世
- 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(仙台)

仙台城は、初代の仙台藩主伊達政宗が、慶長五年（一六〇〇）一月から築城を開始し、慶長七年五月に一応の完成をみた城である。

伊達氏入部以前に国分氏の「千代城」があったとされていたが、発掘調査でも門を伴う石敷きの虎口や塹堀、路面整備された通路跡を検出している。仙台城の城域は、政宗死後の寛永年間に造営された二の丸と山麓の三の丸、重臣武家屋敷など

を含め、面積約一〇〇haに及ぶ広大な範囲を占める。本丸の規模は諸城郭の中でも最大級で、仙台市街地西部、標高一五mほどの青葉山丘陵先端の平場に立地している。自然地形を巧みに利用し、広瀬川と竜ノ口峡谷の断崖に囲まれた山城で、尾根続きの西側には堀切や土塁を、緩斜面となる北側には約一七mの高石垣を築いて防壁を固めている。

本丸跡では北面の石垣に一九六〇年代から変形が目立ちはじめ、仙台市は、青葉山公園整備計画の一環として一九九七年から石垣修復工事に着手している。仙台市教育委員会は、それに伴う発掘調査を実施し、現存石垣（Ⅲ期）背面から、伊達政宗による築城期石垣（Ⅰ期）と修復石垣（Ⅱ期）を発見し、本丸における三時期の石垣変遷と、石垣構築技術の変容を確認した。

木簡三点は、本丸北東部、Ⅰ期石垣を埋め込んだⅡ期石垣背面の盛土から出土した。Ⅱ期石垣は、「伊達治家記録」一―二四（仙台市史料大成 宝文堂、一九七二―八二年）や、「江戸幕府老中華書」（仙台市博物館蔵）などの史料や絵図、出土遺物などの検討から、元和二年（一六一六）の地震で崩壊したⅠ期石垣を修復した石垣とみている。これらの遺物は、慶長五年の仙台城築城から、元和二年の地震被災項に使用され、Ⅱ期石垣構築時に石垣背面に埋没したものと考えられる。

また、石垣石材からは三〇〇〇点を超す刻印や墨書を発見してお

り、「寛文」銘の朱書石材や、「慶安五年八月十五日」（二六五二）銘の刻字石材など、多数の文字資料を検出している。土師質土器（かわらけ）は、一九〇〇点ほど出土し、うち七点に墨書が認められる。金属製品には、角石下部から出土した「敷金」二百数十点があるほか、石材を割る「鉄矢」や加工に用いたノミなど、石工の道具も出土しており、うち数点に刻印が認められる。

さらに、山上にもかかわらず、谷地形の影響で保存状態の良い木製品が多く出土し、そのうち二六六に墨書が残っているが、現在整理中のため今回は釈読できた三点を紹介する。木簡の他にも、梨地蒔絵碗や箸・折敷・下駄・桶板・柿材（板葺の一種）など、本丸での暮らしぶりを知る貴重な資料が多い。黒漆塗りの板材一点には刻書「天下一之□□」が認められる。

#### 8 木簡の積文・内容

(1) ・「 $\vee$ 」 □ □ □ □

・「 $\vee$ 」 慶長十二年

(100)×(13)×3 898

(2) 「玉将」

48×28×3 861

(3) ・「兵」

・「と」

33×11×2 194

(1)は、荷札木簡である。上端部は細く削られて整形され、肩部と頭部は面取りされている。切り込みを入れた部分の可能性もある。樹種はヒノキである。

(2)は、将棋の駒「玉将」である。表面の縁辺部の八カ所に墨線が描かれ、駒の進行方向を示している。裏面は何も記されていない。樹種はスギである。

(3)は、将棋の駒「歩」である。表面の上端部一カ所に墨線が描かれ、駒の進行方向を示している。裏面は「成り金」を表す「と」が記され、縁辺部六カ所に墨線が描かれ、金将の進行方向を示している。樹種はスギである。

#### 9 関係文献

仙台市教育委員会「仙台城本丸跡の発掘」改訂版（二〇〇〇年）

金森安孝「仙台城本丸跡の発掘調査」〔月刊考古学ジャーナル〕四

四二（一九九九年）

金森安孝・我妻 仁「仙台城本丸跡 築城期及び修復石垣の発

見」〔月刊考古学ジャーナル〕四五六（二〇〇〇年）

金森安孝「仙台城本丸跡石垣修復に伴う発掘調査」〔日本歴史と

六二六（二〇〇〇年）

（金森安孝）



「慶安五年八月十五日」銘  
刻字石材



(2)



(3)



(1)



## 木簡研究 第一七号

巻頭言——書は言を尽くさず、言は意を尽くさず—— 佐藤宗祥

一九九四年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡左京三條一坊十二坪 平城京跡 平城京跡  
左京七條一坊十六坪 東大寺 奈良名十大字佛内遺跡 高安城岡遺跡  
藤原宮跡 藤原京跡左京七條一坊東南坪 藤原京跡左京十條一坊一  
坊 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 平安京跡左京四條一坊一  
坊 平安京跡左京八條二坊十四町 平安京跡右京八條一坊一町 藤原  
寺境内 客坊山遺跡群 大坂城跡 栲杖遺跡 見道岡遺跡 有年原・  
田中遺跡 梶子北遺跡 曲金北遺跡 伊興遺跡 錦糸町駅北口遺跡  
宮町遺跡 前橋城遺跡 粟田日奈重遺跡 矢上遺跡 山王遺跡 大坪  
遺跡 中尊寺境内金剛院 花立Ⅱ遺跡 志羅山遺跡 福井城跡 大友  
西遺跡 石名田木舟遺跡(1) 石名田木舟遺跡(2) 北高木遺跡 大橋兜  
町遺跡 山木戸遺跡 上郷遺跡 陰田小大田遺跡 米子城跡七遺跡  
三田谷Ⅰ遺跡 吉川元春館跡 田村遺跡群 結川城跡 中園遺跡Ⅱ区  
一九七七年以前出土の木簡(一七)

平城京跡左京一條一坊六坪

刺書簡様初探——流麗形態論のために——

新潟特別研究集会の記録

関史跡指定管申なつた八幡林官衙遺跡——小林昌一、八幡林遺跡の時代の

の変遷——田中靖、古代越後平野の環境・交通・官衙——坂井秀弥、封城木

簡考——佐藤信、八幡林遺跡木簡と地方官廳跡——平川剛、討論のまごめ

書評 鬼頭清明著『古代木簡の基礎的研究』 今津勝紀

巻報 価値 五五〇〇円 送料六〇〇円

榎山 明

## 宮城・赤井遺跡



赤井遺跡は、牡鹿郡家に推定されている官衙遺跡である。標高一〇m前後の浜堤上に立地する。奈良時代後半の地方豪族道鶴氏に關係する遺跡として注目されている。  
本遺跡の本格的な調査は一九八六年から開始され、東西約一・五km、南北約一kmの範囲から、七世紀から九世紀前半までの官衙に關係する遺構が検出されている。文字資料としては

1 所在地 宮城県桃生郡矢本町赤井字照井中

2 調査期間 二〇〇〇年(平12)五月―二〇〇一年三月

3 発掘機関 矢本町教育委員会

4 調査担当者 蝦名博之

5 遺跡の種類 城壕・官衙跡

6 遺跡の年代 七世紀―九世紀前半

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

「舎人」の刻書土器や、牡鹿郡に關係すると考えられる「牡舎人」「上郷」「余郷」などの墨書土器が出土している。木簡の出土は今回が初めてである。

木簡は、官衙の中心地区から西に約一〇〇mの地点での下水管埋設に伴う立ち会い調査で出土した。幅約三〇cmの東西濠SD八二八堆積土から出土したが、伴出遺物はなく年代は特定できない。

8 木簡の積文・内容

(1) ・・□主諸

・「 海道 一番

(36)×(14)×(5) 55

付札木簡と考えられる。表面は墨痕が薄く一字目が判読できない。人名と考えられる。陸奥国「海道」地方を指すものと考えられる。

9 關係文獻

矢本町教育委員会「赤井遺跡Ⅰ 県道石巻鹿島台大衝線上記改良工事に伴う調査報告」(矢本町文化財調査報告書第一四集 二〇〇一年)

(佐藤敏幸)





(一) 関

が検出され、『吾妻鏡』に記された奥州藤原氏三代秀

- 1 所在地 岩手県西磐井郡平泉町字柳御所
- 2 調査期間 第五次調査 二〇〇〇年(平)五月一〇月
- 3 発掘機関 岩手県教育委員会
- 4 調査担当 齋藤邦雄・佐々木裕・羽柴直人
- 5 遺跡の種類 房館跡
- 6 遺跡の年代 平安時代(一二世紀後半)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

柳之御所遺跡は、JR平泉駅の北方約六〇〇m、平泉市街地の東端の平泉町柳御所から伽羅索にかけて所在する。北上川によって形成された標高二五m前後の低位段丘縁に立地し、その面積は約一一万㎡である。

一九八八年から実施された緊急発掘調査で、遺跡を囲む大規模な堀、圍池・堀・掘立柱建物・井戸などが検出され、『吾妻鏡』に

## 岩手・柳之御所遺跡

の平泉館であると推定されている。九七年度に国の史跡指定を受け、九八年度から当教育委員会が史跡整備に向けた資料収集を目的として調査を継続している。

本年度は既往の調査で検出されていた圍池跡の北側及び北西側の地域を中心として、約二五〇〇㎡の発掘調査を実施した。その結果、一二世紀の掘立柱建物六棟・柱列二条・井戸五基・土坑類二一基(トイレ跡と推定されるもの一〇基を含む)・竪穴状遺構一基・溝跡八条(遺路の側溝二条を含む)・堀跡二条を検出した。

今回の調査で検出した注目すべき遺構として、圍池の北側約五〇mの場所に位置する一一度の傾きを持つ大型建物がある。既往の調査で検出されていた正方位の軸線を持つ建物群とは異なる中心域が発見され、柳之御所遺跡内には時期・場所を異にする中心域が複数存在したことが確認された。遺構などの関係から、一一度の軸線グループが新しく位置づけられ、これは圍池の造り替えとも呼称している可能性が十分に考えられる。井戸の一基から一二世紀第一四半期頃と推定される、ロククロかわらけのみによって構成される良好な一括資料が得られ、隆盛期は一二世紀後半であることは確実であるが、遺跡の開始年代が第一四半期までさかのぼることが確認された。

今回紹介する木簡は、一二世紀後半の井戸五二SE八の最下層の埋土から出土したものである。この井戸は、開口部の径約二m深さ

約四mを測り、多数の完形かわらけをはじめ、扇・箸・木槌・折敷・建築部材・焼けた土壁などが出土している。当該資料と同じ層から出土した辺材部を残す折敷を年輪年代測定した結果、一一八六年伐採の鑑定結果が得られており、かわらけ・木製品などの遺物は、柳之御所遺跡の終焉を飾った遺物群と考えられる。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・〇七人  
 〇廿二人 (刻書)

(18) × 14 × 3.0cm

(2) 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇  
 コクス ■ ハカリソヨ

(18) × 14 × 2.8cm

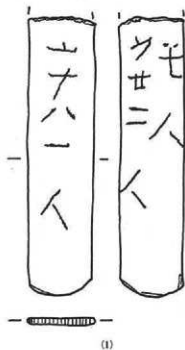
(1)は、短冊型の薄い木簡で上半部は欠損しており、下部は曲線状に整形されている。文字は両面に見られ、先端の鋭利な金属製品のような工具などによって両面に文字が刻書されている。漢数字及びび人の文字が刻まれており、人の員数を記したものである。

(2)は、用途未詳の木製品の片面に墨書の文字が確認される。上半部は明らかに欠損しているが、下端は文字の状況からほぼ現状をとどめていると推定される。一行にわたって仮名文字が記されており、誤記による抹消部分もあり何らかの文章を記したものと考えられる。

9 関係文献

岩手県教育委員会 『平泉遺跡群発掘調査報告書 柳之御所遺跡第一五二次発掘調査概報』(二〇〇一年)

(斎藤邦雄)



(1)



(2)





秋田市教育委員会発行

『秋田城出土文字資料集』Ⅲ の刊行

一九八四年度の第三九次調査から、一九九八年度の第七四次調査までに出土した墨書土器全九二〇点について、出土遺構や墨書銘などの詳細なデータを掲げると共に、実測図・写真を掲載する。また、一九九八年度の第七二次調査で出土した漆紙文書（総点数三四点以上）について、整理作業が終了した九点の釈文・内容について概要が記されている。

A4版 一六八頁 二〇〇〇年三月刊行

頒価三〇〇〇円（送料三八〇円）

申し込み先

秋田城跡調査事務所内 秋田城を語る友の会

〒〇一―〇九〇― 秋田市寺内字焼山五六

電話 〇一八―八四五―一八三七

FAX 〇一八―八四五―一三一八



(金沢)

関連の遺跡が集中する地域である。  
本遺跡の調査は、土地区画整理事業に伴って実施された。きわめて定期的に配置された大型の掘立柱建物群を主体として構成され、官衙関連施設と推定されている。広場的な空間地には、

- 1 所在地 石川県金沢市畝田東三丁目
- 2 調査期間 二〇〇〇年(平成12)四月～二月
- 3 発掘機関 財団法人石川県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 白田義彦・布尾幸恵
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要  
本遺跡は金沢市西部の海岸平野に位置する。周辺は、戸水C遺跡、戸水大西遺跡、藤江B遺跡、金石本町遺跡など、古代の荘園・官衙

## 石川・畝田ナベタ遺跡

掘形3m×3m深さ2mの、石川県下で最も大きい縦板隅柱横棧留

めの井戸SK107が検出され、多数の齋串や骸骨が出土している。遺物は須恵器・土師器が主体で、時期は九世紀～一〇世紀前半である。墨書土器は「東〇」が最も多く、「館」「宅万呂」「射水」「X」「三」なども出土している。

木簡が出土したSD六七は、調査地の西端に位置する、最大幅10m最深3mの自然河道である。出土遺物から、掘立柱建物群とはほぼ同時期に機能していたものと考えられる。ほかに須恵器・木製皿・福物・漆塗円形板・漆附着土器・貝類などが出土している。

### 8 木簡の釈文・内容

- (1) □□<sup>〔六十カ〕</sup>  
(33)×(26)×4 081
- (2) 〓酒流女一石余  
140×31×4 032
- (3) □<sup>〔盗カ〕</sup>  
□<sup>〔盗カ〕</sup>  
□<sup>〔盗カ〕</sup>  
酒  
091
- (4) 〓須<sup>〔留カ〕</sup>□女一石一斗  
147×24×2 032
- (5) 〓否益一石二斗  
170×18×5 032
- (6) 〓比田知子一石二斗  
170×18×5 033

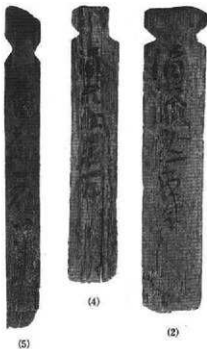


(2)(4)(6)は付札である。上下端とも表・裏面に切り込みを入れて折っている。(4)は、切り込み部分が一部欠損する。(3)は、習書木簡の削屑。

9 関係文献

勸石川県埋蔵文化財センター『石川県埋蔵文化財情報』六〇二〇  
〇一年)

(布尾幸恵)



# 木簡研究 第二六号

巻頭言

吉田 孝

一九九三年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡右京一三三坊四坪 薬師寺旧境内 大安寺旧境内 興福寺旧境内 東大寺 阪原坂戸遺跡 藤原宮跡 藤原京跡 右京九条四坊 飛鳥京跡 定林寺北方遺跡 金剛寺遺跡 下茶屋遺跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 平安京跡左京三三三坊十三町 大坂城跡(1) 大坂城跡(2) 大坂城下町跡 若江遺跡 栲波遺跡(1) 栲波遺跡(2) 砂入遺跡 柿布ヶ森遺跡 見蔵岡遺跡 木梨・北浦遺跡 藤江別所遺跡 阿形遺跡 伊勢寺遺跡 御殿・二之宮遺跡 東中館跡 長崎遺跡 八幡前・若宮遺跡 大宮遺跡 三交遺跡 鴨田遺跡 大茂支遺跡 杉崎庵寺 元給社寺田遺跡 南A遺跡 安子島城跡 山王遺跡 今塚遺跡 弘田櫓跡 福井城跡 一乗谷朝倉氏遺跡 戸水大西遺跡 西念・南新保遺跡 八幡林遺跡 宮長竹ヶ鼻遺跡 タテチヨウ遺跡 円城寺前遺跡 古市遺跡 器山城下町遺跡 周防国府跡 初瀬遺跡 船戸遺跡 ヘボノ木遺跡 原の辻遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一六)

平城京跡左京二条三坊十五・十六坪

沖繩の呪符木簡について

いまに息づく呪符・形代の習俗

文書木簡はいづ廃棄されるか

史料紹介 近世の豊の頭板について

史料紹介 近世の荷札木簡の一例

索引

山里純一 奥野義雄 今泉隆雄 今津勝紀 鈴木豊一

価値 五五〇〇円 送料六〇〇円



(津幡)

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要  
加茂遺跡は、金沢市の北に隣接する津幡町の加茂・舟橋地内に位置する。遺跡の西側には、金沢平野の北端を占める河北海が広がり、東側丘陵部の谷からは舟橋川が流れ出している。本遺

## 石川・加茂遺跡

- 1 所在地 石川県河北郡津幡町加茂・舟橋
- 2 調査期間 一 第五次調査 一九九九(平)年四月～二〇〇〇年四月  
二 第六次調査 二〇〇〇年四月～二〇〇一年三月

3 発掘機関 財団法人石川県埋蔵文化財センター

4 調査担当者 一 川畑 誠・兼田康彦、二 本田秀生・浅野豊子・三谷正輝・安 英樹・田村昌宏

5 遺跡の種類 官衙関連遺跡及び集落跡

6 遺跡の年代 弥生時代～室町時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

跡は、この川によって形成された微高地上に立地する。本遺跡の調査は、一般国道八号線(津幡北バイパス)の建設に伴い、一九九一年度より調査が開始され、現在までに六次を数える。

奈良・平安時代については、古代北陸道とこれに直行する道路遺構、河北海に向かって流れる大溝、掘立柱建物群、井戸などを検出している。出土遺物中には、帯金具や瓦など、一般集落からの出土例が少ない物も含まれている。また、大量の墨書土器も出土した。

今回報告する木簡は、一(1)が北陸道に直交する道路遺構の南側溝SD五〇〇一から、一(2)・二(1)・二(2)が大溝からの出土である。

SD五〇〇一は、幅一・五～二m深さ約〇・八mを測る。一部を確認するにとどまったため、開削時期は不明であるが、九世紀末には放棄されたものと考えている。以前に調査された古代北陸道とあわせ、調査区北端近くには加賀・越中・能登へ繋がる三叉路の存在した可能性が高い。

大溝は、北陸道を起点に西南西へと伸びており、約一八〇mを検出している。規模は、最大幅約五m深さ約〇・四m～一mを測る。遅くとも八世紀前半には開削され九世紀末までの機能を維持している。本遺構は、河北海に向かって流れており、水運にも利用されていたと考えられる。

これらの調査結果から、本遺跡は陸路と水路の交わる交通の要衝に位置する官衙関連遺跡であることが明らかになりつつある。

一 第五次調査

SD5001

(1) 「文書文書文書生書」

210×23×4 011

大溝

(2)

〔免カ〕  
黒□黒□

(91)×23×4 008

(1)は、習書木簡で完存している。全面にケズリ調整が施され、表面にはカットグラス状ケズリも確認される。下端部は左右からのケズリにより、若干、圭頭状を呈する。木取りは板目。墨の遺存状況は、三文字目を除き非常に良好。

(2)は、付札である。下端部と上端部左側を欠損する。上部左右の切り込みは、キリカキ技法による。上端部には、キリオリの痕跡が残る。表裏と左右両側面には、粗いケズリ調整が施される。木取りは板目。三文字目に「黒」とあることから、黒米の付札で、「貫進者名十黒(米)十量目」の記載様式になると考えられる。

時期は(1)(2)ともに、出土遺構と層位、共存遺物から九世紀中葉に位置付けられる。

他に、人物を描いた木製品が一点出土した。長一〇四㎜幅二九㎜厚四㎜。上端の一部と下端部を欠損する。上端部はキリと思われる



—(1)



—(2)



人物を描いた  
木製品

痕跡が残る。表・裏面にはケズリ調整が施される。表から穿孔がなされ、釘などを打ち込んだ痕跡と考えられる。木取りは板目。上下一体の人物画が描かれる。上の人物は、帽子などを被っている可能性が高い。いずれかの箇所には打ち付ける、守り札的な使用方法が想定できる。

(1) 「

×付深見村□郷取長井前刀勢等  
 應奉行宅捨券之事  
 1 田夫朝以寅時下田夕以戌時親私状  
 1 禁割田夫任意喫魚酒状  
 1 禁断不勞作溝環百姓状  
 1 以五月卅日前可申田規寬状  
 1 可搜捉村邑内竄宍為諸人披疑人状  
 1 可禁制无森原養運百姓状  
 1 可禁制里邑之内故喫醇酒及鐵送百姓状  
 1 可煽動農業状 □村里長人中百姓名  
 ×案内被國去□月十八日符伴勸催農業  
 □有<sup>〔有〕</sup>法案而百姓等恣事逸遊不耕作喫  
 ×魚段乱為宗種殖過時還称不熟只非  
 ×警耳致復飢饉之苦此郡司等不治  
 ×之□而意可。然哉郡司承知逆□示  
 ×事早令動作者若不遵行官格條備  
 ×由加拘決者謹依旨仰下田領等宜  
 ×每村應檢檢有懈怠者移身進郡將  
 ×國運之筋纏纏進之隨示路頭敷加禁  
 ×領刀勢有怨情隱容以其人為罪背不  
 ×有待到奉行  
 大領鑄村主  
 土政八戸史  
 擬大領鑄部連真手磨 擬主帳甲臣  
 少領道公夏  
 圖擬主帳字治  
 □少領勘了  
 嘉祥□年□月□日  
 □□□□<sup>〔一〕</sup>  
 □□□□<sup>〔二〕</sup>  
 □月十五日讀田領大領波磨

(233) ×617×17 081

(2) 「往還」□□□□丸羽昨郷長官

路□□□□<sup>〔作〕</sup>不可召渡<sup>〔取カ〕</sup>  
 「」

・「道公□□乙兄羽昨□丸」保長羽昨<sup>〔別筆之〕</sup>  
 「二月廿四日」男□丸<sup>〔杖カ〕</sup>  
 (別筆1)

151×23×4 011

(1) は、「加賀郡榜示札」とでも呼称すべき、榜示用の木簡である。文字方向からみた上・下端部を欠損する。上下の欠損部を復元する

と、ほぼ一尺弱×二尺となる。これは、古代の一紙の寸法と同じである。板のほぼ中心と下端部中央には、裏面よりの穿孔がある。上端部の左右と下端部の左、左側面下半部には、それぞれ切り込みがある。上端部の切り込みは、掲示する際、フックに掛けるための方形孔と考えられる。また、穿孔も掲示板に固定するための細工の可能性が高い。

表面は、非常に丁寧なケズリ調整が施され、平滑に仕上げられている。その上で、尖った金属を使用し、二八本の縦界線を引いている。界幅は一定ではないが、二cm前後であり、界幅七分が意識されていたといえる。裏面は、中央の凸部分のみケズリ調整される。左右の側面は、表面より刃物を入れキリオリした後、オリの部分にケズリ調整が施されている。木取りは板目で、横材として使用されている。樹種はヒノキである。

墨のほとんどは、風化により失われているが、墨の防腐作用のため字面部分のみ周囲より盛り上がり、文字の判読が可能となっている。このような文字の状態と形状、文中に「勝亦路頭」と記されていることから、一定期間、屋外に掛けられていたと考えられる。

各行は、界線にあまりとらわれずに記されている。すべての行は、下に行くに従い、右にそれる書き手の癖が現われている。これらを木簡の寸法とあわせて考えると、本木簡は同内容の紙の文書を転記したものと考えられる。

構成と内容は以下のとおり。

①書式と宛所 現状では、冒頭に「符」と書式を記すが、本来はこの上の欠損部分に「郡」字が存在した可能性もあろう。宛所の「深見村」は、「万葉集」巻一八に、天平勝宝元年（七四九）、越前国兼大伴池主が加賀郡の境、深海村で駄使を迎え、越中国司大伴家持に書状と歌を贈ったことがみえる。また、「延喜式」に深見駅の

記載があり、本遺跡周辺も比定地となっている。

②書書・一ツ書 「巻拾条」とみえるが、細目をみると八条しかない。内容は、勸農を目的とした百姓の行動規範というべきものである。末尾に、細字で村里の長たる人は、以上の禁制に違反した百姓名を報告すべきことが記されている。

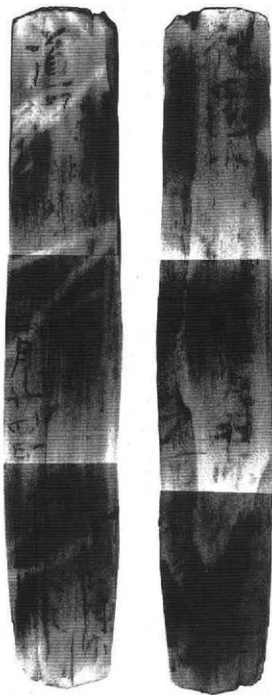
③本文 前半に加賀国符を引く。加賀国符には、飢饉に至るのは郡司らの責任であるとし、早く符を口頭で下達し、動作させるべきことが記されている。後半には加賀郡の命令として、田領等が村毎にしばしば廻り（符の旨を）論すべきことと、符を路頭に勝示すべきこと、田領等の不正は容認しないことが記されている。

④加賀郡司署名 天平二年（七三〇）「越前国正税帳」では大領など郡司職の多くを道君（公）が占めていたが、本木簡では少領にみえるのみである。また、大領錦村主と擬大領錦部連は百済系、主政八戸史は高句麗系の渡来系氏族と考えられることも注目される。

⑤年月日 年数部分は判読が困難であるが、嘉祥二年（八四九）の可能性が高い。

⑥田領の署名と受取り月日 田領の丈部氏は、第四次調査で出土した木簡中にも同姓者が記されている（本誌第一八号）。

以上のような内容から本木簡は、加賀国から下達された命令を加賀郡が田領を通じて村々に下した郡符であり、その郡符を勝示するために作成されたと考えられる。



二(2)

本木簡の内容は、非常に豊富である。中でも、駅を含め複数の郷を包括し、少なくとも農業に大きな役割を果たしていたと考えられる村の存在が明らかとなった意義は大きい。また、文書行政の一環として出された本木簡の中に、口頭で伝達する旨が明記されていることも注目に値しよう。本木簡は他にも、律令国家による具体的な勸農政策、当時の加賀郡の状況、深見村・深見駅の所在、などを窺い知ることのできる貴重な資料といえよう。

(2)は、完形の木簡で、その寸法から六寸×一寸を意識したものと

考えられる。厚さは均一ではない。特に下端部では〇・五mmほどしかなく、削っては繰り返し使用されたことが想定できる。表裏・左右側面はやや粗いケズリ調整が施される。上端部はキリオリ後ケズリ調整と考えられる。木取りは板目。墨の遺存状況が悪く、墨痕は薄い。表裏とも二行書きである。時期は、二(1)と同一の層位から出土していることから、九世紀半ばと考えられる。

表面の文意は、墨痕が薄く判然としないが以下のような内容ではなかったかと考えられる。往還人である某丸は、羽咋郷長に率いら

れ、官路を作る。(入夫として動員されたものであるから) 召し返うべからず(『拘束しないでほしい)。羽咋郷は、能登国羽咋郡にあり、この木簡が国境を越えてもたらされたことを示しているよう。裏面は、往還人たる三名の名前と日付、上記三名の保証人と考えられる保長の署名がある。日付と保長名は別筆である。

以上のような通行検査的な内容から、本木簡には一種の過所的機能を想定できる。これまで出土した他の過所木簡に比べ小型であること、日付を記すこと、宛先や文書の書式を示す文言がないことなどから、より簡便な性格のものであったと考えたい。

本木簡の発見により加茂遺跡周辺には、深見駅とともに、これまで知られていなかった関(深見割)も設置されていた可能性が考えられる。本遺跡は、加賀・能登・越中の分岐点に位置しており、河内海ひいては日本海とも水路で結ばれていた。また、能登国に到着する渤海使に備えるなど、関を設置する要件を満たすに十分であるといえる。

なお木簡の釈読にあたっては国立歴史民俗博物館の平川南氏にご指導いただいた。

#### 9 関係文献

『石川県埋蔵文化財センター』『石川県埋蔵文化財情報』四〇二〇〇〇年



「古代の銅生産シンボジウムin長登」開催される

去る九月一・二日、山口県美東町にて「古代の銅生産シンボジウムin長登」が、同町主催で開催され、木簡学会も後援した。初日には、八木充氏「律令国家と長登銅生産施設」、近藤壽一氏「東アジアの青銅生産について」、羅孝用氏「韓国の古代金属生産事情」および盧泰天氏の補助報告、という国際色豊かな基調講演の後、長登銅山跡の現地見学、銅精錬復元実験の見学が行なわれた。二日目は遺構・遺物・金属技術・顔料・分析成果・文字資料といった各分野からの報告の後に、討論が交わされた。参加者は、全国・町内から延べ九六〇名余りで、盛会の内に閉会した。

また、シンボジウムにあわせて「長登銅山跡出土木簡展」が会場に隣接する町民センターにて開催された。保存処理済み木簡が展示され、解説図録も刊行された。A4判八六頁（カラー図版八頁）、長登銅山跡出土の主な木簡二〇三点の写真・釈文を掲載しており、一冊一五〇〇円（送料別）で購入可能。購入希望の場合はFAXで美東町教育委員会に申し込む。

美東町教育委員会

〒七五四一〇二二 山口県美祿郡美東町大田

FAX 〇八三九六一一五五五六（電話 五五五五）



(七尾)

事業にかかると、遺跡に影響を及ぼす用排水路部分のみの調査であった。そ

田鶴浜町は能登半島の頸部に位置し、北に七尾湾、北東に能登島を望む。吉田C遺跡はその田鶴浜町のほぼ中央部、赤蔵山南東裾部に立地している。遺跡の南には吉田川が東西方向に流れており、周囲は吉田川によって開析された小さな谷状地形をみせている。

本調査は、県営圃場整備

## 石川・吉田C遺跡

1 所在地 石川県鹿島郡田鶴浜町吉田

2 調査期間 二〇〇〇年(平成12)八月～九月

3 発掘機関 財団法人石川県埋蔵文化財センター

4 調査担当者 岩瀬由美・西田昌弘

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 縄文時代～中世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

のため、幅二mのトレンチ状の調査区を三カ所設定し、それぞれを北・南・西調査区と呼称して調査を行なった。調査面積は計五二〇㎡である。

北調査区は、ほぼ全域が鞍部に位置する。鞍部以東では明確な遺構が確認できず、遺跡の縁辺部と理解される。遺物の出土は、屑部寄りであり、調査区中央部から西側にかけて多くみられた。八世紀後半から九世紀に比定される土器が主体を占めており、特に、中層から下層にかけて、完形に近い須恵器杯などの出土が目立った。須恵器杯・蓋の中には墨書されたものも数点出土しており、「厨」

「地」「地地」「地□」「大」などを確認している。

木簡はいずれもこの鞍部において出土した。計三点出土しており、出土層位は中層から下層直上にかけてであった。また、木製品の出土も多く、板材や杭状木製品、箸なども出土している。

一方、南調査区は遺構・遺物ともに希薄であり、縄文土器と土師器が散見するにとどまる。また、西調査区では、弥生時代終末から古墳時代初頭に比定される柱穴などが確認できたものの、古代のものも確認されなかった。

本調査では、弥生時代終末から古墳時代初頭にかけての中心城を遺跡南西部に求められる一方、古代においては、建物跡などは未確認ながら、その中心城を北半部に想定することができよう。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「三國子一石」

180×27×2 082

(2) 「戸主山□<sup>【奥カ】</sup>マ□得方呂

(111)×(82)×3 081

(3) 戸主真

(88)×(31)×5 081

(1)は、二つに折れた状況で出土した。左上端部のみ破損しているものの、上端部左右に切り込みを入れた付札である。その形状や近世の駿河・遠江国における村明細帳に「四国」という品種の稲がみられることなどから、本木簡は稲の品種を記した付札であると推測される。

(2)は、左側面が二次的に削られ、「呂」字の下で欠損しているため、全容は不明である。しかし、「戸主十人名」と読みとれることから、籍帳に関連した木簡と考えられる。

(3)は、左側面がキリオリされており、上下端部は欠損している。(2)と同様、籍帳に関連した木簡と考えられる。

なお、木簡の系統にあたっては国立歴史民俗博物館の平川南氏にご教示を賜った。

9 関係文献

朝石川県埋蔵文化財センター『石川県埋蔵文化財情報』五(二〇〇一年)

(西田島(2))



(1)



(2)



(3)

## 富山・麻生谷遺跡

- 1 所在地 富山県高岡市麻生谷
- 2 調査期間 一九九五年(平7)七月―十二月
- 3 発掘機関 高岡市教育委員会
- 4 調査担当者 武部喜充・根津明義・山口辰一
- 5 遺跡の種類 集落跡・官衙跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代―中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



東には、小矢部川が南西から北東方向へ蛇行しながら流れている。本遺跡周辺は、「延喜式」に記載されている古代北陸道の「川人(倉)駅」の比定地であり、奈良時代から平安時代を主体とする遺跡が広がっている。本遺跡に北接する麻生谷新生圃遺跡では、一九九七年に個人住宅建設に伴う調査で、石敷

きの道路を検出し、古代官道の可能性を指摘したが、近世のものとする見解もある。また、北方約七〇〇mの地点には、石堤長光寺遺跡が位置し、欄跡・土坑などを検出している。遺物としては土馬や黒書土器などが出土している。黒書土器は「福」「種」「一」と判読できる。

本遺跡の調査は、県道小矢部伏木港線の道路改良工事に伴うものである。一九九三年―一九五年にかけ、のべ四二二〇mを発掘し、井戸四基・掘立柱建物九棟・横六条・土坑三五基・溝七〇条・竪穴状遺構六基を検出している。遺構の時期は、中世の井戸一基を除き、それ以外のほとんどの遺構は、奈良時代から平安時代にかけてのものである。

出土遺物としては、土師器・須恵器・灰釉陶器・緑釉陶器・珠洲・越前・白磁・青磁、斎串や呪符木簡などの木製品、銅銭・釘などの鉄製品、砥石や石鏃などの石製品、墨書土器などがある。墨書土器では、「人長」と記されたものが出土しており、川人駅に関連するものとの見解も出されている。

今回紹介する呪符木簡は、中世の井戸から出土している。これは、方形縦板組横棧どめの木組井戸であり、長軸一・七m短軸一・三m深さ一・六四mを計る。共存遺物は、須恵器・箸・曲物である。また、オニグルミ・モモなどの種子類やイネクイハムシなどの昆虫遺存体も出土している。

## 8 木簡の釈文・内容

## (1) 「南巳巳」(符籙) 急々如律令

12.5×4.4×0.51

下部を失らせた呪符木簡である。木簡の厚さは一定で、裏面には手斧の痕跡が残る。「南」の周りの渦巻き文は、下に「巳」の字が四文字あることから、蛇を象徴化したものと推測できる。出土地点が井戸側の内部なので、井戸を廃棄する際の儀礼に用いられたものと推測する。

なお、本稿を作成するにあたって、奈良女子大学の館野和己氏、奈良文化財研究所の渡辺晃宏氏・吉川聡氏・馬場基氏よりご教示いただいた。

## 9 関係文献

- 高岡市教育委員会「麻生谷遺跡・麻生谷新生園遺跡調査報告」(一九九七年)

(山口辰一・岡田一広)





## 新潟・蔵ノ坪遺跡

- 1 所在地 新潟県北蒲原郡中条町大字船戸字蔵ノ坪  
 2 調査期間 一 一九九九年年度試掘調査 一九九九年(平1)  
 九月～十一月

- 3 発掘機関 二 二〇〇〇年度調査 二〇〇〇年四月～十一月  
 新潟県教育委員会・財新潟県埋蔵文化財調査事業

- 4 調査担当者 霜鳥正道  
 5 遺跡の種類 集落跡

- 6 遺跡の年代 奈良時代・平安時代

- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

蔵ノ坪遺跡は、標高約一〇・五mの尾根先端部に位置し、その西側一帯は胎内川の扇状地で広く水田地帯が広がる。近世に塩津潟と呼ばれた潟湖の東縁から約一・三km東側で、丘陵部に

近い。潟湖の西には砂丘列があり、日本海となる。

遺跡からは、幅五m前後・深さ一m前後の川跡が検出され、その両側から、掘立柱建物が一五棟確認されており、建物の重層も認められる。大きいものでは、雨落ち溝を伴う、二間×五間の建物がある。この他道路遺構と考えられる、二本の平行した溝なども認められる。

遺物には、川跡から出土した多くの土器・木製品がある。土器は、須恵器・土師器を中心とする八世紀前半から九世紀後半にかけてのもので、遺構群もこの時期のものである。黒色土器も比較的多く、蓋付きの短頸甕などもある。その他、銅製と思われる帯金具も出土している。

木簡は、一九九九年度の試掘調査で一点、二〇〇〇年度の調査で前述の川跡から三点の計四点が出土した。墨書土器としては、港や船着き場をあらわす「津」三点が出土した他、「王」「得」「寺」などがある。

本遺跡付近には「船戸」(船津に通ず)の地名が存在する。また、本遺跡出土の墨書土器の中に「津」と記されたものがあることや川跡の存在から、当遺跡が「津」であったことは間違いなく、川によって潟に通じていたと考えられる。

### 8 木簡の釈文・内容

- 一 一九九九年年度試掘調査

(1) 「」

・「小戸」

110×23×5 020

(1)は、上端左側を若干欠損するが、ほぼ完形の荷札木簡である。

二二〇〇年度調査

(1) ・「少目御館米五斗」

・「所進」

110×19×4 051

(2) 「不不不不」

120×22×4 019

(1)は、頸部を山形に整形し、下端を尖らせた小型の荷札木簡である。表面の「少目御館米五斗」と裏面の「所進」の文言から、この米の荷札は、少目御館宛に送られた米の付札と解される。

荷札の付された米俵は、蔵ノ坪遺跡から積み出し、他所へ漕送するものではなく、他所から、内水面を利用して船で運ばれてきたものと考えられ、この地に建てられていた「少目館」用の収納施設に納めた際に荷札がはずされ、旧河道に投棄されたのであろう。

米の性格は、「少目御館」を重視するならば、国司の公廩米と考えられる。天平勝宝七歳(七五五)の越前国の公廩米について記した「越前国雑物取納帳」(『大日本古文書』四卷七六頁)によると、公廩米は各国司の館ごとに収納されており、また「在津」ともあり、津に収納されていることもあったことがわかる。



二(1)



一(1)



二(2)

この蔵ノ坪遺跡も、少目の公麻米を一時的に保管する施設と考えられ、「蔵ノ坪」の地名もこの施設の遺称かとも考えられる。このうち少目館へ搬送したと推測される。少目館はこの遺跡の近くに存在したのではないかと想定できる。

(2)は、下端を欠損する。習書である。

以上の二点の他にも木簡の断片が出土しているが、釈読できない。

なお、釈読にあたっては、国立歴史民俗博物館の平川南氏、新潟大学の小林昌二氏・相沢央氏のご教示をいただいた。

9 関係文献

財新潟県埋蔵文化財調査事業団「新潟県埋蔵文化財調査事業団年

報 平成二二年度」(二〇〇二年)

(高橋 保)



『木簡研究』在庫状況のお知らせ

頒価

一―四号 品切れ	五・六号	三五〇〇円	
七―一二号	三八〇〇円	一三号	四三〇〇円
一四・一五号	四五〇〇円	一六―一三号	五五〇〇円
送料			
一冊	六〇〇円	二冊	八〇〇円
三冊	一〇〇〇円	四冊	一二〇〇円
五―一〇冊	一五〇〇円	一一―二〇冊	二〇〇〇円

※個人購入の場合は代金前納です。代金と送料は郵便振替で  
 ○一〇〇〇―六一―一五二七 木簡学会  
 までお送り下さい。

※大学・博物館など公的機関の場合は代金後納です。銀行振  
 込か右の郵便振替をお願いします。

口座番号 第一勧業銀行西大寺出張所

普通預金 一一一〇三二五

口座名 木簡学会 佐藤宗輝(さとうそうじゆん)

連絡先 甲六三〇―八五七七 奈良市二条町二丁目九番一号

奈良文化財研究所

平城宮跡発掘調査部史料調査室気付

木簡学会

電話 〇七四二―三三四―三九三一(内三三九)

## 新潟・船戸ふなとさくらだ桜田遺跡

1 所在地 新潟県北蒲原郡中条町船戸

2 調査期間 第四次調査 二〇〇〇年(平成12) 九月～一〇月

3 発掘機関 中条町教育委員会

4 調査担当者 吉村光彦

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 六世紀、八世紀～一〇世紀

7 遺跡及び木簡出土遺物の概要



(中 条)

の南に道路を挟んで隣接する幅三三メートル長さ二一〇メートルの範囲である。

その結果、第二次調査区

で木簡や六五点の木製盤が出土した川の下流部分を検出した。この川からは、木簡をはじめとして、須恵器・土師器・木製品などの遺物が出土した。木製品は、第二次調査に引き続き盤の出土があった。また、須恵器蓋の転用硯や分銅形土製品なども認められた。墨書土器「三宅人神」(須恵器、八世紀)、「木」二点(土師器、九世紀)が出土している。

遺物の時期は、八世紀後半から九世紀が主体であるが、一〇世紀に入るものも認められた。

8 木簡の釈文・内容

(1) □□ 郷 □□

85×12×3 019

上端と左右側面は原形を保つ。下端は両面から刃を入れて切断している。郷名と人名を記載していると思われることから、荷札木簡の可能性が高い。郷名は墨痕が薄いため明らかにできない。

なお、木簡の釈読及び内容については、新潟大学の小林昌二氏・相沢央氏のご教示によった。



(水澤幸一)



(防府)

第一二二一次調査  
周防国府跡第一二二一次調査は都市計画道路「新橋・牟礼線」建設に伴い、実施した。調査区は国衙政庁推定地に近く、南西には一九九八年度の発掘調査成果から、国司館と推定される地区に近接している。この推

## 山口・周防国府跡

すおうこくふ

- 1 所在地 一・二 山口県防府市大字多々良二丁目
- 2 調査期間 一 第一二二一次 一九九九年(享)七月～一〇月  
二 第一二五五次 二〇〇〇年五月～十二月
- 3 発掘機関 防府市教育委員会
- 4 調査担当者 一 羽鳥幸一  
二 大林達夫・柳 智子
- 5 遺跡の種類 国府跡(推定国司館関連の庭園跡)
- 6 遺跡の年代 八世紀中頃～九世紀初頃
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

定国司館からは墨書土器四点、「請菜」と記された請求木簡の断簡が出土している(本誌第一号)。

調査の結果、木製品や大量の木片を含む落ち込みを検出し、木簡はこの落ち込みから一点出土した。この遺構は、後述のように、第一二二五次調査によって検出した池状遺構と一連のものであることが判明したので、木簡の出土遺構としても同一の遺構ということになる。

### 二 第一二五五次調査

周防国府跡第一二五五次調査は、推定国司館西側の遺構を探る目的で実施した。調査区は、第一二二一次調査区北端に近接した位置にある。

調査の結果、池状遺構と二間×五間の掘立柱建物一棟を検出した。池状遺構は第一二二一次調査で検出した落ち込みと同一遺構である。中島を有し、自然湧水と池底部に貼られた粘土により湧水状況を維持でき、さらに東側に近接する掘立柱建物を配していることから、庭園の池である蓋然性が高い。池の層位は上下二層に分けられ、池底を以て降の堆積層である。

木簡はこの池状遺構のおもに下層から二七七点(うち前層二点)出土した。共存遺物には、須恵器・土師器、木製品や多量の木片がある。木簡・木片はともに焼けたものが多く、池の東側から集中して出土している。

8 木簡の釈文・内容

一 第二二次調査

(1)



(80) × (25) × 6



—(1)



デジタル赤外線影

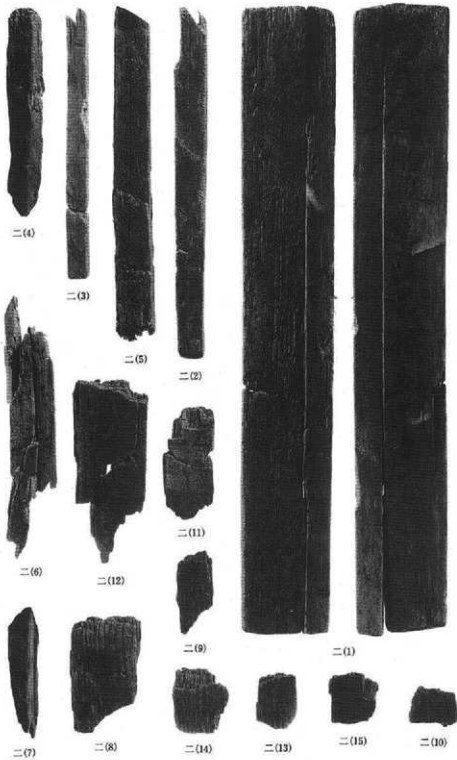


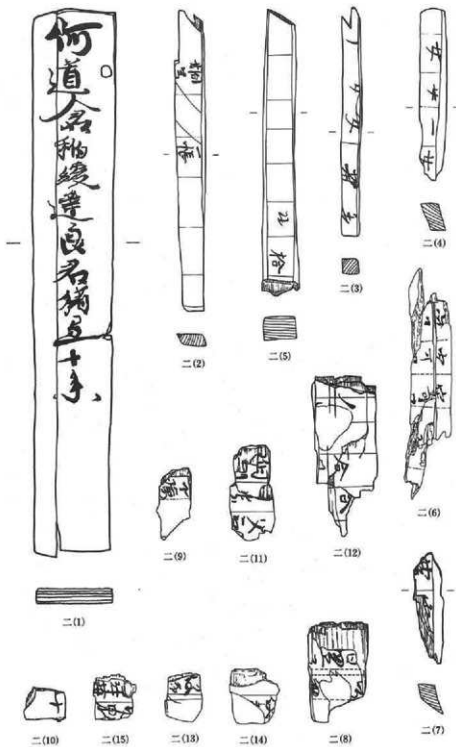
斜光撮影

(1)は墨がほとんど流失しているが、墨痕が盛り上がった状態である。上面・側面ともに直線的に加工され、下面は焼損している。赤外線テレビカメラ装置による判読と斜光による写真撮影によって、部分的に文字が確認できた。

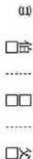
詳細は不詳であるが、人夫の貫通に関わる文書木簡であろう。扉門の上に想定される宛先は、現状では二文字分しか確認できないも







01 (13)×(14)×(2) 061



(界線幅 141)  
(21)×(14)×(2) 061

02



(界線幅 13 | 15 | 14 | 15 |)  
(30)×(76)×(3) 061

03



(界線幅 121)  
(15)×(23)×(2) 061

04



(界線幅 161)  
(23)×(36)×(3) 061

05



(18)×(13)×(1) 061

これらの木簡はすべて投棄する目的で処理された廃棄木簡である。(5)(7)の上端は焼損し、(2)上端・(3)上端・(6)右側の断片の下端(文字の方向の最上部)は切り割った後の二次加工がみられる。また、(6)の右側の断片の右側、すなわち文字の方向に置いた場合の天は削りの原形をとどめている。(4)(8)・05は上下折れ、左右割れ。04下端は刻界線部分で折れている。(6)の左側の断片及び(7)・03の裏面は、剥離したまま細分されたチップ状を呈している。

(1)は縦に二つに分断された状態で出土した。表面には一二文字が判読できたが、裏面は劣化がひどく墨書から行数を確認できた。上部は圭頭状、側面・下部は直線的に加工され、表面からみて右端部に上下各一カ所の穿孔がある。「何道」は倉の名称、もしくは場所を示す地名とも推定される。「殺」は「授」と書き間違えたか、若しくは本来とは異なる動詞の用法として使用されたとも考えられる。周防国に速良(多々良)君氏がいたことについては、石山寺所蔵の延喜八年(九〇八)周防国玖珂郡玖珂郷戸籍断簡にみえる多々良公秋男などの類例がある。また、周防国府の所在郡である佐渡郡には速良(多良)郷がある。

(2)・05は横材に文字がほぼ同列で縦書きに書かれており、文字に平行する界線が刻まれている(3)は除く。

(2)は「嫡弟」「<sup>主</sup>親」から、続柄・身分を記したものの。01も続柄の部分であろう。(3)(4)はともに内容から年齢区分の部分。(6)は2つ



の木簡が接合したものであり、「寄口」がみえるから、(7)とともに身分表記に相当すると考えられる。(9)は身体の特徴の注記、(12)は集計部分であろう。(13)(14)は戸口の変動に関する注記とみられる。(2)と(3)、(4)と(5)は直接接合しないものの同材を使用している。(8)・(15)は前述の木簡に比べて楷書体ではなく、筆運びが速く字体が崩れたものが多い。(8)(13)(14)にみられるように、界線の間隔に統一性がない。(13)・(15)は直接接合しないが、引っかいたような細い界線や崩し字が類似すること、さらに同材であることから同じ木簡であった可能性がある。

このほかに墨書が判読できないものの、同様の界線を刻んだ横材の木簡が一〇点、界線のみ確認できる木片が四点あり、一括した遺物とみられる。これらは内容や様式からみて、周防国の戸籍か計帳あるいはそれに類する人身把握のための文書であり、その下書きないし作成過程で作られた木簡の断簡と考えられる。

なお、木簡の判読・撮影にあたっては、京都学園大学の八木充氏、奈良文化財研究所の渡辺晃宏氏、馬場基氏、中村一郎氏からご教示、ご協力をいただいた。

(橋 智子)

## 徳島・観音寺遺跡

かんのおんじ

1 所在地 徳島市国府町観音寺井ノ尻

2 調査期間 二〇〇〇年度調査 二〇〇〇年(平12) 四月―二

〇〇一年三月

3 発掘機関 徳島県埋蔵文化財センター

4 調査担当者 田川 憲

5 遺跡の種類 官衙(国府)跡・自然流路

6 遺跡の年代 古墳時代―平安時代、中世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(川島)

観音寺遺跡は吉野川の支流である川原川の西岸の沖積扇状地上に立地し、調査地点の標高は五m前後を測る。当センターでは一九九六年度から継続して発掘調査を行ない、七世紀から二世紀に及ぶ遺構・遺物を確認している。とくに一九九七・九八年度の調査においては、国府推定域の西端を北流する自然

流路内から多量の木簡が出土した。それらの木簡が国府成立前の七世紀中頃から後半のものであったため、国府成立以前の様子が見えるものとして注目を集めた。また本遺跡の北側に隣接する敷地遺跡では、国司館跡と思われる掘立柱建物群が確認され、阿波国内の四つの郡家名を列記した木簡が出土した(本誌第二号)。国府であることを決定付ける遺構群はまだ確認されていないが、阿波国府跡を推定できる貴重な発見であったといえる。

本年度の調査では、一九九七・九八年度に調査した自然流路の続きが確認された。今回の調査地点は、前回調査地の約三〇〇mほど北西にあたり、自然流路はやや向きを変え北西へ流れる。この流路は調査区の南側で検出され、北側の立ち上がりは確認できたが南側は調査区外へと延びる。調査区内での流路の幅は約六〇mを測る。流路内の層位は上から砂質土層、粘性砂質土層、砂層、シルト層、粘土層の順であり、木簡及び木製品などの遺物は粘性砂質土層から多く出土している。流路よりも上層になると、中世に水田として利用していると思われることと出土遺物の状況からみて、この流路は一〇世紀以降に埋没したものと思われる。

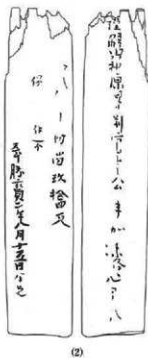
木簡は粘性砂質土層から一地点が出土しており、その後の洗浄作業で三点が判明し総計一四点を数える。調査区内の南西側と北西側の大きく二つの遺物が集中する場所がみられた。木簡以外の遺物も同様にこの二カ所に集中する。出土した土器から南西側は八世紀中

頃から後半、北西側は一〇世紀の年代が考えられる。

木簡のほかには、南西側の集中部分より舟形木製品や板状の人形木製品・素串が出土し、北西側からは高台内に「三条」と墨書した土器や記号的なものを記した墨書土器や刻書土器が出土している。

8 木簡の釈文・内容

- (1) [常度方] 伍人請□之申出  
延暦三年四月廿四日  
[50×30×3 50]
- (2) 謹解<sup>申</sup>原<sup>申</sup>判官<sup>申</sup>公事<sup>申</sup>心<sup>申</sup>心<sup>申</sup>  
何留玖拾四束  
作不<sup>申</sup>  
天平勝寶二年八月十五日□足  
[230×52×5 011]
- (3) 八万大名  
[170×15×2 030]
- (4) 野間猪使廣山  
[76×15×2 019]
- (5) 井上生王マ満万呂  
[167×15×2 039]
- (6) 〵桜間米五斗 真□ 〵  
[170×23×3 031]
- (7) 井上<sup>戸金方</sup>佐流  
[136×22×2 019]
- (8) □□裁大豆不講□□□  
[151×9×5 031]



(9)  $\left[ \begin{array}{c} \text{V} \\ \square \\ \square \\ \square \\ \square \end{array} \right]$  送用  $125 \times 24 \times 5$  032

00  $\left[ \begin{array}{c} \text{V} \\ \square \\ \square \\ \square \\ \square \end{array} \right]$  藤三斗籠  $95 \times 12 \times 4$  032

01  $\left[ \begin{array}{c} \square \\ \square \\ \square \\ \square \\ \square \end{array} \right]$   $(30) \times 22 \times 8$  032

右の一点のうち(1)01は北西側から、他は南西側から出土した。

(1)は、延暦三年(七八四)の紀年銘を持つ木簡である。表面は黒色化が進み墨痕の判読は困難である。上端・下端とも尖らせている。

(2)は解の文書木簡である。上端は残存状況は悪いが、かろうじて端部が遺存している。表裏ともに墨痕が非常に薄い。「公事」とあることからみて出挙に関わるもので、名方郡家から阿波国街に宛てた

木簡と思われる。(3)は上端が欠損するが、下端を尖らせる形状の木簡である。裏面には整形痕が見られない。「八万」は阿波国名方郡に属する郷名である。(4)は上端を主頭状に尖らせ、下端は欠損する。

「野間」は伊予国濃淡(野間)郡に由来すると思われる。阿波国に猪養部が存在したことが知られる。(5)は上端が欠損し、下端は尖らせる。「井上」は名方郡に属する郷名と思われる。「生王マ」は壬生部

のことである。(6)は荷札木簡である。上端左側は欠損し、右側のみ切り込みが残存する。下端の大部分は欠損するが、左側にわずかに切り込みの一部が残存する。「後間」は名方郡に属する郷名であ

る。(7)は上端を主頭状に尖らせ、下端は欠損する。「井上」は(5)の木簡と同様名方郡に属する郷名と思われる。(8)は上端は欠損し、

下端は方頭状に整形する。「戦」以下の文字は上三文字に比べやや小さく書く。(9)は荷札木簡である。上端・下端ともに方頭状に整形し、

上端左右に切り込みが入る。墨が非常に薄い。01は荷札木簡である。「藤マ(形)」は、「和名類聚抄」には阿波国内に該当する地名がみ

られず、類似するものとして阿波国勝浦郡篠原郷がある。01は上端・下端ともに折れ、右辺は割ったままである。さらに二断片に分

かれる。墨は非常に薄く文意は不明である。

以上、(1)の紀年銘木簡により、阿波国府が本遺跡付近に八世紀末まで存続していたことが確認できる。また、(2)の木簡により、国街内における文書手続きの一端がうかがわれる。郡名を省略し郷名か

ら書き始める荷札木簡の例が数点確認できることから、これらの木簡は名方郡家に関わる可能性がある。名方郡家が、阿波国府に隣接

または一体化して存在したことは以前から指摘されていたが、今回の発見によりその可能性は一層強められた。

なお木簡の釈読は、京都教育大学の和田萃氏による。

(田川 憲)



(前原)

本調査地点はそれらの木簡  
(本誌第二一・二二号)。

- 1 所在地 福岡市西区大字桑原字戸山
- 2 調査期間 第二〇次調査 二〇〇〇年(平成12) 四月～継続中
- 3 発掘機関 福岡市教育委員会
- 4 調査担当者 菅波正人
- 5 遺跡の種類 集落跡・官衙関連遺跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代～平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

遺跡は福岡市の西端、糸島半島東側の山間部にある。この付近は標高一〇〇m以下の低丘陵で、小河川によって樹枝状に侵食されて

いる。本遺跡は九州大学統合移転に伴い、一九九七年から発掘調査を行なっており、これまで第七次調査で「壬辰年」の紀年銘木簡、

第一五次調査で「祇」に關

わる木簡などが出土している(本誌第二一・二二号)。

が出土した地点から約1km東の丘陵端から谷部に位置する。

遺構は、古墳時代後期から古代の遺物を含む整地層上面で検出された。奈良時代から平安時代にかけてのものとして推測され、二間×二間の総柱建物一棟、二間×三間の側柱建物四棟(いずれも側柱建物)などが検出された。二間×二間の建物は床面積約一〇一・四m<sup>2</sup>と小型で、東西三〇m南北三〇mの範囲に概ね柱筋をそろえて配置される。調査区東側では池状遺構〇〇一を検出した。池状遺構は谷を幅約三m長さ約一四mの築堤により堰きとめたもので、長さ約三五m幅約一〇m深さ約五〇～八〇cmを測る。

池状遺構からは土器類(須恵器・土師器)、木製品(木簡・丸木弓・容器・糸車など)、銅製品(鏡・飾金具など)、鉄製品(刀子・鎌など)が多量に出土した。木製品には舟形木製品や齋串などの祭祀具があり、この場所では何らかの祭祀が行なわれていたと推測される。池状遺構は九世紀には埋没しており、機能していた時期は七世紀末から八世紀末頃と考えられる。このほか、整地層の下層には古墳時代後期の堅穴住居などが多数存在している。遺跡の性格は今後の調査にもよるが、遺構・遺物の様相から何らかの官衙施設と考えられる。

木簡は池状遺構及びその流出部より出土した(現在三四点)。また、墨書土器は現在五〇点余りを確認している(業主「依」「乙類」(鳩足)「飯手」(菅石田)など)。このほか、円面硯、銅製帯金具(丸輪・逕方)、銅製推衝なども出土した。遺物は整理中であり、ここでは

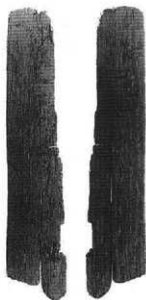




(14) 表上半



(3)



(1)

04 03

・「献上  
多加

□□…

・  
□□

…延暦四年十月十四日真成

(86+112)×(82)×5

(86)×19×3 51



(14) 裏下半



(5)



(7)

06 05

□例可□従人志麻

(97)×12×3 109

志中臣マ刀良 (154)×12×8 801

(1)は上・下端と左辺が欠損している。計帳作成に関わるものと考

えられる。

(2)は上・下端、左右辺いずれも欠損している。

(3)は下端が欠損している。左辺は二次的整形。「嶋郡赤敷里」は「和名類聚抄」所載の筑前国志麻郡内の七郷の一つ「明敷」をさすものと考えられる。

(4)は上端の一部を欠くが、ほぼ完形。

(5)は上端の一部を欠くが、ほぼ完形の荷札木簡。表側は三行にわたる。一行目の「大宝元年辛丑」(七〇一)の年紀は干支との併用で、大宝令施行直後の状況を示す資料と言えよう。二行目の「嶋廿四連代税」が木簡を付けた品物を示していると考えられる。

三行目の「川内□」は人名、「黒毛馬胸□」は運搬に使用した馬の特徴を示すものであろうか。なお、(3)・(5)の「部」の異体字は「ア」の字体を用いている。

(6)は上端を欠損、下端は切断のままの原形を保つ。

(7)は池状遺構の上層での出土であり、九世紀以降に下る可能性がある。ほぼ完形品の幅広の木簡で、文字は三行にわたる。中央付近に穿孔が見られる。

(8)は上端を欠く。破に関わるものか。

(9)は下端と右辺を欠くが、九〇cmを超える長大な木簡である。片面は横材として利用している。判読しづらいが、人偏の文字の習書とも考えられる。もう一方も遺存状況は悪い。出挙に関わるものか。

(10)は完形品。不明瞭ながら「難波部」の氏名が判読できる。

(11)・(13)は上・下端が欠損する。(12)の「部」の異体字の字体は「ア」。

(14)は二片に折損している。同一個体で、接続する可能性もある。

上端は丸く仕上げられる。表側は上端近くに「献上」と記され、や下がったところに文字が見られるが判読できない。裏側は下方に「延暦四年十月十四日真成」と年紀と人名を記している。

(15)は上・下端が欠損している。「中臣部刀良」の上の「志」は嶋郡内の七郷のひとつ、「登志」を指す可能性もある。

(16)は上端が欠損している。

今回出土した木簡には年紀を記したものの(大宝元年・延暦四年)のほか、ウチ名(難波部・久米部・額田部・建部・己酉部など)を記したものが見られる。用途は付札や文書などが考えられるが、内容が不明のものが多い。

なお、木簡の釈読にあたっては、京都学園大学の八木充氏、京都橘女子大学の狩野久氏、九州大学の坂上康俊氏、奈良女子大学の館野和己氏、東洋大学の善公章氏、奈良文化財研究所の渡辺晃宏・吉川聡・馬場基各氏をはじめとする多くの方々からご教示を得た。

## 9 関係文献

福岡市教育委員会「九州大学統合移転用地内埋蔵文化財発掘調査概報一―元岡・桑原遺跡群発掘調査―」(福岡市埋蔵文化財調査報告書)六九三(二〇〇一年) (菅波正人)





(佐 賀)

調査を実施している。掘立柱

終末処理場建設に伴うもので、二〇〇〇年度から発掘調査を実施している。

## 福岡・彼岸田遺跡

ひがんだ

- 1 所在地 福岡県筑後市島田字彼岸田
- 2 調査期間 二〇〇〇年(平成12) 10月~二〇〇一年二月
- 3 発掘機関 福岡県教育委員会
- 4 調査担当者 小田和利
- 5 遺跡の種類 居館跡
- 6 遺跡の年代 室町時代・近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

彼岸田遺跡は、筑後川の一支流である花宗川左岸の沖積低地(標高五・四m)に立地する居館遺跡である。筑後市島田地区は、中世の水田天満宮領水田荘の故地にあたり、花宗川を挟んで対岸の熊野社領広川荘と頻りに土地相論を繰り返していた。今回調査は、下水

建物二棟、土坑二基、埋窆一基、溝九条などで、出土遺物から一四世紀後半から一五世紀にかけて存続したと考えられる。また、近世墓三四基も検出した。

呪符木簡一点が出土した二号溝は、北辺長五七m幅五―八m深さ一・四mを測り、建物・土坑を圍繞する区画施設である。さらに一号溝と九号溝の二重の溝で囲まれており、九号溝は北辺長が二二六m以上を測ることから、居館遺構全体としては方二町の規模を有するものと推測される。また、二号溝からは呪符木簡の他に、漆塗り縄・三方・篋・臼・下駄・唐鋤・馬鋤・焼けた建築部材などの豊富な木製品が出土している。国産陶磁器(天目茶碗・備前焼大甕)、舶載陶磁器(青磁碗・白磁皿)、石製品(硯・碇石・五輪塔)、毛彫り模様のある棒状の銅製品なども出土している。

今回検出した二重の溝(堀)は、居館を防御するための施設で、彼岸田遺跡は水田荘を支配した大島氏が広川荘に対抗するために築造した、前線基地的性格を有する居館遺跡と捉えられる。

### 8 木簡の釈文・内容

#### (1) 天形屋王八王

- ・「(ウラ) 呪符 (符籙) 天罡 (付籙) 九々八十一
- ・「(ウラ) 呪符 (符籙) 一申 二七九八
- ・「(ウラ) 呪符 (符籙) 急、如律令」

28×28×5 (0.1)

天秋星 王八王



天形星に対して疫病を抑えることを願った避邪の呪符と考えられる。頭部先端を山形に削っている。墨痕は下端部を除きほとんど遺存していないものの、墨書部分が鮮やかに浮き上がっており、文字の判読は十分可能である。表面一行目一字目の梵字は「𑖀𑖄𑖥𑖦」ジクで般若心経または般若菩薩の種子。二行目は「𑖀𑖄𑖥𑖦」アで文殊菩薩の種子か。三行目の一字目は「𑖀𑖄𑖥𑖦」ポロインで一字金輪・金輪仏頂などの種子、二行目は「𑖀𑖄𑖥𑖦」クインで愛染明王・降三世明王など



の種子である。三行目一字目は「𑖀𑖄𑖥𑖦」マンで文殊菩薩の種子、二行目は「𑖀𑖄𑖥𑖦」クインで明王部の種子である。なお梵字については、千手寺の木下密運氏のご教示による。

(小田和利)

熊本・上高橋高田遺跡

かみたかはしこうだ

- 1 所在地 熊本市池上町
- 2 調査期間 第三次調査 一九九四年(平6)三月~九月
- 3 発掘機関 熊本市教育委員会
- 4 調査担当者 網田龍生
- 5 遺跡の種類 集落跡・水田跡・自然流路
- 6 遺跡の年代 縄文時代~鎌倉時代カ
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



上高橋高田遺跡は熊本市上高橋町から池上町にかけての低地に広がる縄文時代後期から鎌倉時代の複合遺跡で、今回の調査は第三次調査にあたる。これまで第一次調査で呪符木簡が一点出土している(本誌第一三号)。今回の調査においても木製品は多量に出土し、そのうちの一点に文字が認められた。縄文時代から鎌倉時代の遺物が混在している流路堆積からの出土で、

共伴遺物からの時期特定はできない。

8 木簡の釈文・内容

(1) □般若波羅蜜多經之御下□□

(130)×17×8.5 069

下端を尖らせている。流路堆積土からの出土であるので、祭祀場から流れてきたと考えられる。

9 関係文献

熊本市教育委員会『熊本市埋蔵文化財調査年報』二(一九九九年)

(網田龍生)





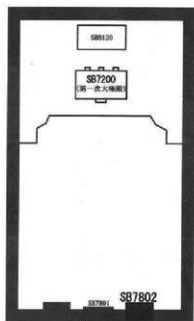
## 一九七七年以前出土の木簡 (二三)

### 奈良・平城宮跡

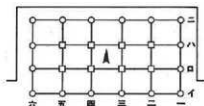
(へいじょうきょう)

- 1 所在地 奈良市佐紀町
  - 2 調査期間 第七七次調査 一九七三年(昭48)一月～四月
  - 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
  - 4 調査担当者 代表 坪井清足
  - 5 遺跡の種類 都城跡
  - 6 遺跡の年代 奈良時代
  - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要  
調査地は第一次大極殿院南門・南面築地回廊にあたる場所で、調査面積は四二二〇㎡である。
- 検出した主な遺構は、平城宮遺宮以前の下ツ道東側溝SD七七七八、大極殿院南門SB七八〇一、大極殿院南面築地回廊SC五六〇〇、櫻閣建物SB七八〇二、東西溝SD五五九〇などである。
- 木簡は櫻閣建物SB七八〇二の柱抜取穴から出土した。SB七八〇一はI期の大極殿院南門SB七八〇一の東側、南築地SC五六〇

〇にとりつくように建てられた五間×三間で総柱の東西棟建物である。総柱のうち側柱を掘立柱、内部の柱を礎石建ちとする。掘立柱掘形は、三・五×二・五m、深さ二・七五mという超大型のものであり、柱自身も出土した柱根は径七五cmという宮内最大のものである。SB七八〇二は、層位および木簡などから、第一次大極殿院の最初の改修時(Ib期)から天平勝宝五年まで存在したと考えられる。一五箇所ある柱穴の内、一二箇所から計二四(うち削り層一五



第一次大極殿院概念図



東樓SB7802柱穴番付図  
(○は竪立柱、□は礎石建ち)

柱	出土点数 (うち崩席)	ハ6	1 ( 0)
		ニ1	10 ( 0)
イ1	7 (2)	ニ4	23 ( 3)
イ4	16 (5)	ニ5	50 (27)
イ5	2 (0)	ニ6	121 (113)
イ6	1 (0)	不明	2 ( 2)
ロ1	4 (0)		
ロ6	5 (3)	計	242 (155)

東樓SB7802柱穴別木簡出土点数一覧

五) 点が出土した。建物の廃絶にともない一括して投棄されたものと考えられる。柱の番付は東南を基点に、北へイからニ、西に一から六とした。

この他、木簡状木製品が二三点出土している。

8 木簡の釈文・内容

標記建物SB七八〇二柱採取り イ一

(1) ・ 應修理正倉 □

・ 肥後国 山鹿郡  
右

『妙法蓮華』

(87) × 24 × 3 181 \*

(2) 『答志郡奈弓米二斤』

(105) × 20 × 3 019

標記建物SB七八〇二柱採取り イ四

(3) ・ 殿守一升

〔之園庭カ〕

英田郡国肥後国

合志郡郷余

〔島嶋カ〕

英田郡

留

(334 + 26 + 217) × (35) × 4 081

標記建物SB七八〇二柱採取り イ五

(4) 『右家五』

(66) × 17 × 3 030

標記建物SB七八〇二柱採取り イ六

(5) 『馬甘赤』

(56) × 15 × 5 019

標記建物SB七八〇二柱採取り ロ一

(6) 『伊豆国田方郡棄妾郷戸主春』

(176) × 13 × 5 020

標記建物SB七八〇二柱採取り ロ六







61	〔駒形〕 □□□駒形駒形	(52)×19× 019
62	標記遺物SB七八〇二柱取 二六 〔衛門府〕	117×44× 020*
63	〔授刀所 小竹七十〕	119×18× 020*
64	〔春日部国勝〕	(121)×13×3 020
65	〔益〕 □□〔差〕 □足	(119)×10×1 051
66	□丈部 ××××	021
67	矢田部 ××××	021
68	倉橋	021
69	栗田禾 □	021
50	〔麻〕 □□ □合	021

出土した木簡は衛門府との関連性が強い。SB七八〇二の近くに

衛門府関係の施設があったと考えられ、衛門府の守衛する対象は大極殿院南門SB七八〇一であろう。63には、「授刀所」という記載も見られ、衛門府の下部組織である可能性もある。常食の請求に関わる木簡が出土しているが、そこでは氏ではなく名前が記載される傾向があり、衛門府所轄ということから門部の常食請求であろう。一方、衛士に関連する木簡も散見する。

また、買進物の荷札木簡が少ないこと、個人名のみを記した木簡が見られること、胡府も多く出土し、その中では67、66、64などのように個人名を抹消したものが目立つことも特徴的である。木簡による活発な業務活動が行なわれていたことを窺わせる。

その他、天平勝宝五年(七五三)の記載をもつ断簡60や、同年六月には改姓される丸子氏一族名とかわるとみられる習書簡62などから、SB七八〇二の廃絶は天平勝宝五年の前半とすることができよう。

#### 9 関係文献

- 奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報一九七三」(一九七四年)
- 同「平城宮発掘調査出土木簡概観」九(一九七三年)
- 同「平城宮発掘調査報告」XI(一九八二年)

(馬場 基)

## 积文の訂正と追加(四)

### 奈良・平城京跡左京一条三坊十三坪

(第二号)

- 1 所在地 奈良市法華寺町
- 2 調査期間 二〇〇〇年(平成12)二月～三月
- 3 発掘機関 奈良市教育委員会
- 4 調査担当者 松浦五輪美
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 八世紀～一〇世紀
- 7 木簡の积文・内容

本遺跡で検出した井戸からは、大量の人形をはじめ、多くの墨書された遺物が出土したが、遺物整理の過程で新たに墨痕の残る木製品が確認されたので追加報告したい。

新資料は長さ1mほどの枕状の木製品で、井戸枠の八段目から曲物や墨書土器とともに、ほぼ同一面に並べられたような状態で出土した。柿の丸太材(樹種鑑定は奈良文化財研究所の光谷拓実氏による)

を利用したもので、頭部を削って整形し、下端は左側のみ粗く削り落として尖らせている。頭頂部はつぶれており、実際に枕として地面に打ち立てられていたようである。表面加工はなく、所々に樹皮が残る。上部に入れた藁の切り込みに向かって下方から手斧ではつり、平らな面を作り出して墨書している。

文字の残り具合は良好ではないが、平らな面に、一行二二～一五文字程度で三行ほど書かれている。形状からみて墓標あるいは告知札のように、人に標示するための機能をもつ木簡であろう。

なお、検討に際し、奈良文化財研究所史料調査室のご教示を得た。

(1)



1063×100×88 085

(松浦五輪美)



福島・大猿田遺跡(一九号)

おもしろんだ

- 1 所在地 福島県いわき市四倉町中島字大猿田
- 2 調査期間 第二次調査 一九九六年(平8)四月～二月
- 3 発掘機関 調査主体 福島県教育委員会
- 4 調査担当者 (財)福島県文化センター(遺跡調査課)
- 5 遺跡の種類 集落跡(須恵器遺跡・自然瓦路跡を含む)
- 6 遺跡の年代 六世紀後半～九世紀
- 8 木簡の釈文・内容

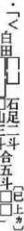
一次にわたる大猿田遺跡の発掘調査では一〇点の木簡が出土したが、このうち一点を本誌第一八号に、八点を本誌第一九号に紹介した。

一九九七年度に刊行した「常磐自動車道遺跡調査報告一」においてもこれに沿って記述したが、報告書刊行作業と同時に進めていた保存処理によって新たに判読できる箇所や、変更すべき箇所が確認できたことから、以下の三点について釈文を訂正し、さらに一点を木簡として追加する。

なお、木簡の保存処理法は、高級アルコール含浸法によった。

(1)  三斗

・「 洞六月廿三日」

(2)  白田石足二斗合五斗

・「 欠二升」

(3)  領六申今日甚

(4) 

(1)は、(2)とならんで、春米五斗の荷札木簡である。表面に二行書きの部分があり、「人名十三斗」「人名十二斗」と書かれていたと推定される。つまり春米五斗(一俵)を二人の人物で合成輸納した際の荷札木簡である。春米五斗(一俵)を複数の人物により合成輸納する例は、平城宮出土の荷札木簡にもしばしばみられる。

今回、裏面に「洞六月廿三日」という日付が確認できた。「 洞」と表記する例は、山形県大坪遺跡出土木簡にもみられる(本誌第一七号)。

出土する土器群は八世紀中葉を中心とする時期の様相を呈している。裏面の「洞六月」のある年をこの時期に求めれば、天平二年

(七三〇)か、神護景雲二年(七六八)となる。

(2)も、春米五斗(一俵)を合成納した際の荷札木簡である。表面は二行書きであり、「石足二斗」「山三斗」と、「人名+数量」が記載されている。両者の合計額が下部に「合五斗」と記されている。

裏面は「欠二升」と判読できる。不足分を裏面に記したものと考えられる。金沢市上荒屋遺跡木簡に類例がある(本誌第一二号)。

(3)は、上半部の表面が削り取られており、現状では墨痕を確認することはできない。また、下端部も欠いている。残存する文字から判断すると、上申の文書木簡であると考えられる。現存の文字から強いて読みを推定すると、「三領六申す、今日甚だ」となるうか。(4)は、形状から封緘木簡とした。表面は腐蝕が進み木目の硬い部分が浮き上がった状態であるが、新たに墨痕が確認された。ただし文字は判読できない。裏面は割り裂いたままの面である。

なお、木簡の釈読については、国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示を得た。

(三)上喜孝(米沢女子短期大学)・氏家浩子(大館道正)



(1)



(2)



(3)



(4)

富山・東木津遺跡（第二号）

- 1 所在地 富山県高岡市木津・佐野
- 2 調査期間 一九九八（平10）年六月～一九九九年四月
- 3 発掘機関 高岡市教育委員会
- 4 調査担当者 荒井 隆
- 5 遺跡の種類 集落跡・官衙跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～中世
- 7 木簡の釈文・内容
 

東木津遺跡は、高岡市中心部、小矢部川と庄川に挟まれた、標高一～一二mの微高地上に位置する。古代における本遺跡は、八世紀後半～九世紀前半を主体とし、九世紀末まで存続したと考えられる。遺構は獨立柱建物二〇棟・護岸施設や橋梁遺構を持つ自然流路（SD二〇五）・道路二条などがある。遺物は土師器・須恵器や、唐申などの木製品などである。墨書土器は、本誌第二一号で紹介したもの以外に、「川相」「大」「平」「松木」がある（なお、報告書（関係文献参照）では遺構番号を整理し、SD二〇五はSD六〇と改称している）。今回は本誌第二一号で紹介した木簡八点のうち、保存処理後に墨痕がはっきりし、また高岡市万葉歴史館の川崎英氏の指摘により、訂正があった木簡二点(1)(2)、新たに判明した木簡一点(3)について報

告する。またSD六〇からは漆紙文書も出土しているので、あわせて揚げる。

遺物包含層

- (1) ・「氣多大神宮寺涅槃浄土紙布米入使」  
 ・「□曆二年九月五日廿三枚入布師三□□」  
 154×21×5 01101\*
  - (2) 「はルマ止左くや古乃は□」  
 89×48×15 01102  
 SD二六〇
  - (3) 「▽□子四斗」  
 88×17×8 02
- (1)は、本誌第二号掲載時点では、表面の「氣多大神宮寺」の部分のはっきりと釈読できず、伊勢神宮を想定していたものである。氣多大神宮寺は、石川県羽咋市寺家に所在し、能登国一宮である氣多神社に付属する神宮寺と考えられる。高岡市伏木にも越中国一宮の一つである氣多神社があり、そちらである可能性もあるが、「文徳天皇実録」斉衡二年（八五五）五月辛亥条に「能登國氣多大神宮寺」と見え、また神宮寺の規模も勘案すると、能登國の氣多神社と考えるのが妥当である。「紙布」は、一文字で紙の異体字である可能性（本誌第二号）の他、「二文字で「紙布」と理解する見方もある（川崎英氏参照）。裏面の「□曆」の年号は、残画とスペースの間

係から、「正曆」の可能性がある。正曆二年は西暦九九一年にあたる。「布師三〇」は、人名と考えられる。「三〇」の「〇」は、門構えが確認できる。越中国射水郡には布師郷が存在しており（和名類聚抄）、高岡市須田藩の木邊跡出土木簡（本誌第三二号）、本木簡に書かれた人物は、この布師郷に由来する人物と考えられる。

(2)は、難波津の歌の下句である。難波津の歌は、『古今和歌集』の仮名序に、手習い歌として記される著名な歌である。第二字目の片仮名の「ル」は、平安時代初期の調点資料にみられる。「〇」は「七」あるいは「奈」であると考えられる。木簡の年代は、遺跡の存続時期と書体から、九世紀後半から一〇世紀前半の間と考えられる。

(3)は、物品名と量を記す。本誌第二二号で紹介した(9)「く〇〇一〇石<sup>（平カ）</sup>」や、00「く白〇」などと形態が類似することから、種別名を記したものである可能性がある。

漆紙文書



いずれも須恵器杯A内面に付着した漆紙文書である。□縁部周辺

の、漆樹脂が紙に薄く皮膜している部分のみ文字が確認され、杯内部分のものは、漆樹脂が多量に付着し、文字の有無は不明である。いずれも紙の表面が下になっており、上部から見ると鏡文字になっている。判読できた文字はBの墨界線と「大」のみである。

なお、木簡・漆紙文書の釈読は、奈良女子大学の笹野和己氏、奈良文化財研究所の渡辺晃安氏・吉川聡氏・馬場基氏による。また、本稿の作成にあたって、川崎晃氏からご教示いただいた。

8 関係文献

川崎晃「越」木簡文書―飛鳥池遺跡出土木簡と東木津遺跡出土木簡―（高岡市万葉歴史館紀要 一一二〇〇一年）

高岡市教育委員会『石塚遺跡・東木津遺跡調査報告』（二〇〇一年）

年

（荒井 隆・岡田一広）



新潟・下ノ西遺跡(第二号)

- 1 所在地 新潟県三島郡和島村大字小島谷
  - 2 調査期間 一九九八年度調査 一九九八年(平10)八月―二月
  - 3 発掘機関 和島村教育委員会
  - 4 調査担当者 田中 靖
  - 5 遺跡の種類 官衙遺跡
  - 6 遺跡の年代 七世紀後半―一〇世紀前半
  - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要  
今回再報告する木簡は、本誌第二二号、及び和島村教育委員会「下ノ西遺跡Ⅱ」(一九九九年)で報告した際には、墨痕が非常に薄く、比較的墨の残りの良い「三村田人」の部分以外はほとんど釈読できなかった。
- その後、保存処理を実施したところ、飛躍的に文字が明瞭化したため、釈文及び木簡の意義について以下のように訂正することとする。
- (1) ・「今浪人司謹啓、九部臣専司□□  
・「羅山俣水取小布西三村田人□□」
- (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

(1)は、Ⅱ区の溝SD二〇一から出土したものである。本溝は、直交するSD二〇二とともに、掘立柱建物SB二三を囲う区画施設とみられる。河溝から出土した土器は、八世紀前半のものに限定され、型式差は認められない。SD二〇二から出土した「神亀二」と読める可能性が高い二〇〇〇年度出土の木簡(本号④)は、(1)を含め両溝出土木簡群の年代の一端を示すものとして注目される。

さて、本木簡は「今浪人司」を差出者とする。「今浪人司」という官司名は初見であり、具体的な職掌などは不詳だが、本貫地から逃亡した「浪人(浮浪人)」を管理する官司を指す可能性が高い。

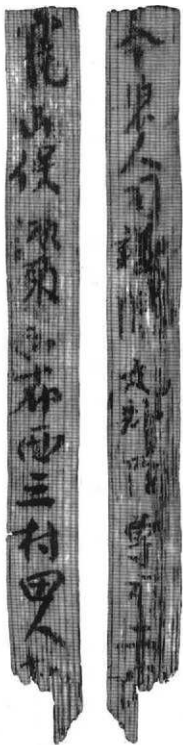
「今浪人司」の「今」とは、古代の文献史料にしばしば登場する「今来漢人」「今良」などの表現と同じく、従来からいる浪人とは異なる、新たに浪人となった者を管理するという意味で、「今浪人司」という官司名が付けられたと考えられる。「今浪人司」がどこに属する官司かについては、同じ和島村の八幡林遺跡から出土した那符木簡(本誌第二三号①)にみえる「朔告司」と同様、越後国府内に設置された「〇〇所」的な官司のひとつと推定される。

本木簡の宛先は、「九部臣」である。国府に所属する「今浪人司」が「謹啓」という書式をとっている点からみて、この人物は都司レベルというよりむしろ、国司に相当する人物ではないかと考えられる。古志郡に国司がいた可能性を示す史料は、過去の調査でも出土しており(出季・国司借貸について記した記録簿、本誌第三〇号①)、国

司第三等官の掾が常駐していた可能性が指摘されている（和興村教育委員会「下ノ西邊跡―出土木簡を中心として」一九九七年）。今回の木簡も、国府に置かれた「今浪人司」から古志郡に在る国司「九部臣」に対して宛てた文書木簡とみれば、下ノ西邊跡で廃棄された意味も理解できるのではないか。

「九部臣」に続く「専司」の語は、これまでの文献史料にはみられない。一つの可能性として、のちの史料にみえる「専当国司」の意味とも考えられる。

表面は、表面の記載に続く一連の内容のものと思われる。下半部を欠損しているため、具体的な意味を断定することはできない。解釈については、次の三つの可能性を挙げるにとどめたい。



①山侯、水取、小布西を地名（村名）、一文字目を籠〓籠ととり、「山侯、水取、小布西の三村の田人に籠める」と読む。

②籠山侯（籠〓穴）、水取小布西、三村田人を人名とみる。

③山侯を地名、水取小布西と三村田人を人名と解釈して、「山侯に籠もる（浮浪する）水取小布西、三村田人」と読む。

以上のように、解釈に未確定の部分も残るが、本木簡の出土によって、従来の史料にはみられない「今浪人司」という官司が越後国府内に設置されていたことが明らかになった。时期的にも、律令国家の浮浪逃亡対策の大きな転換期とされる八世紀前半のものであるだけに、その史料の価値は高いと考えられる。

なお、木簡の釈読は、国立歴史民俗博物館の平川南氏による。



## 木簡学会会則

第一条 本会は木簡学会と称する。

第二条 本会の事務所は奈良県内に置く。

第三条 本会は木簡に関する情報を蒐集・整理し、木簡そのものについての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及をはかり、史料としての活用に資することを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- 1 木簡に関する情報の蒐集および整理
- 2 研究会の開催
- 3 会誌「木簡研究」その他の刊行
- 4 発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡および協力
- 5 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第五条 木簡の調査・研究に従事し、本会の趣旨に賛同する個人および団体は会員になることができる。

二 本会に入会しようとする場合は、会員二名の推薦を必要とし、委員会の承認を得なければならない。ただし団体については、会員の推薦は必要としない。

三 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は総会において決定する。

四 会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、そ

の他前条の事業に参加することができる。

五 会員に本会の目的の遂行をさまたげる行為のあつた場合には、委員会はこれを除名することができる。

第六条 本会は次の役員をおく。

- 1 会長一名
- 2 副会長一名
- 3 委員若干名
- 4 監事一名

第七条 委員・監事は総会において選出され、任期は二年とする。ただし再任はさまたげない。

二 委員は委員会を組織し、会則にもつぎ会務を処理する。会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。

四 監事は会計および会務の執行を監査する。

第八条 本会は毎年一回総会を開く。

第九条 本会の経費は会費および寄付金等をもつてあて、総会において会計報告を行うものとする。

第十条 この会則の変更は総会において議決するものとする。

第十一条 委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細則を定めることができる。

(一九七九年三月三十一日制定 一九九五年十二月二日改正)

## 飛鳥池木簡の再検討

吉川真司

### 序

一九九一年、奈良県明日香村の飛鳥池遺跡で初めて木簡が出土してから、はや十年が経った。この間、万葉ミュージアム（現奈良県立万葉文化館）建設に伴う事前調査により、飛鳥池遺跡はかなりの部分が発掘され、木簡も約八〇〇〇点を数えるに至った。本稿は、この飛鳥池遺跡出土木簡群（以下「飛鳥池木簡」と略称する）の性格を再検討し、飛鳥池遺跡を遺した組織について論ずることを目的としている。

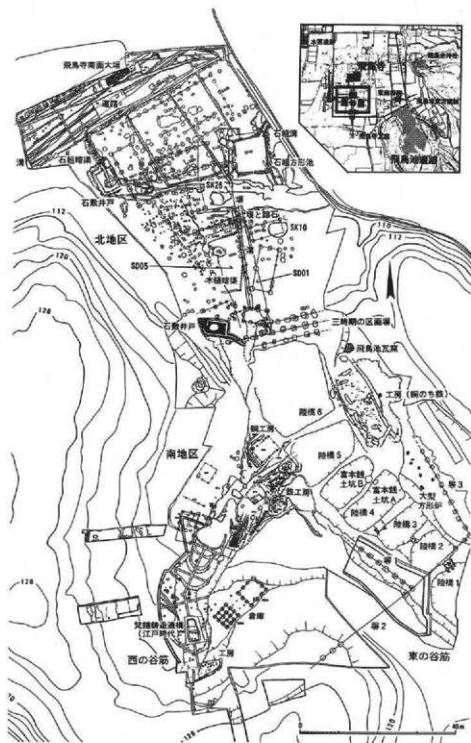
飛鳥池遺跡と飛鳥池木簡については、奈良国立文化財研究所および調査員諸氏により、概報・図録・論文など、さまざまな形態で情報提供がなされてきた。本稿は基本的にこうした刊行物に依拠し、さらに現地説明会・展示・木簡閲覧で得た知見を加えて立論する。正報告が未刊であることを思えば、性急・軽率の感を拭いたが、すでに口頭発表を行なった責任もあり、あえて現段階で試論を展開

することにしたい。

### 一 飛鳥池遺跡

まず飛鳥池遺跡の概要を述べておこう（遺構図参照）。

飛鳥池遺跡は飛鳥寺のすぐ東南にある。近年の調査成果によれば、飛鳥寺南面大垣は南門から東約一〇〇mの地点で東北東方向に折れ、さらに約九〇m進んで東面大垣に接続していたらしい。南面大垣が屈曲するのは、南方から延びてきた丘陵を避けたためであろうが、飛鳥池遺跡はこの丘陵の東側の谷に立地し、南面大垣に沿う道路を北限としている。ちなみに、この丘陵の西斜面には創建期飛鳥寺の瓦を焼いた飛鳥寺瓦窯があり、飛鳥池遺跡の谷（後述の「東の谷筋」）を最上流まで遡れば、そこは亀形石が見つかった酒船石遺跡である。また、飛鳥寺の南方には後飛鳥岡本宮・飛鳥浄御原宮の内郭遺構があり、その間南北約五〇〇mの空間に、官衙など王宮に付属する諸施設が営まれていたと推定される。こうした宮内関係遺跡からも、



飛鳥池遺跡遺構図

飛鳥池遺跡はさほど離れていない。

飛鳥池遺跡の谷は西側に丘陵が続くほか、東側・南側にも丘陵があつて、地形的には南から北へと下っている。途中で東西二つの谷筋に分かれるため、全体としては「人」字形を呈するが、東の谷筋のほうが長大で深い。調査の及んだ範囲は南北約二〇〇mに及び、東西の最大幅は約一〇〇mである。遺跡北限から七〇mほど通つたあたりで谷は最も狭くなるが、そこに三時期にわたる区画堀を構築し、谷を堰き止めていた。飛鳥池遺跡を考える上で最も重要なことは、この区画堀の南と北とで、遺構・遺物に顕著な違いが見られる点である。以下、「南地区」「北地区」と呼んで、それぞれの特徴を略述する。

南地区には工房と廃棄物処理施設があつたと考えられる。丘陵斜面を削つて平坦地を造り出し、そこを手工業生産の場としていた。遺構としては、多数の炉、それと密接に関わる建物（工房、倉庫、堀、瓦窯などの跡が検出されている。堀には南地区内部を仕切るものと、外部との遮断を意図したものがあつた。一方、谷筋には陸橋で区切られる畑田状の水溜を形成して、ここに手工業廃棄物を集積し、汚水の処理を図つていた。水溜は最下流のものが最も大きく、その上流が区画堀をこえて北地区に流れ下つたとされる。

南地区の谷筋にはかくして膨大な廃棄物が堆積し、「炭層」を形成した。炭層や工房遺構などから出土した生産関係遺物には、原料、

容器、道具類、鋳型、製品、未製品・失敗品、椀（雛形）、屑、鉋滓などがある。遺構・遺物を分析することにより、いくつかの業種が計画的に配置されたことも知られた。西の谷筋の奥に金・銀・宝玉・ガラス、東の谷筋の東岸に銅（のち鉄）・瓦、合流点付近に銅・鉄・漆器の工房があつたと見られる。富本銭はこのうち東の谷筋の工房で生産されていた。鋳造工房の操業が終わつた頃、不要物が谷筋にまとめて捨てられ、これが廃棄物ブロック「富本銭土坑」となつた。

このような南地区の生産関係遺構は、七世紀後半―八世紀初頭のものと考えられる。ただし、その下層で石敷遺構・井戸・石組溝が検出され、糠羽口・甕澤・漆容器などが出土しているので、七世紀中葉にも手工業生産が行なわれていたと考えられる。このほか古墳時代・平安時代・江戸時代の遺構も検出された。

これに対し、北地区には生産関係遺構がほとんどない。北地区の北限は、飛鳥寺南面大垣に面する道路の南側溝と考えられ、これに沿つて堀が設けられていた。一方、南限の区画堀をこえて南地区から流れてきた水は、南北方向の大溝を通じて石組方形池に注ぎ込み、最終的な沈殿処理をされて遺跡外に流れ出た。この北限溝と南北大溝には、別々の石敷井戸からの排水が流れ込んでいた。南北に二基ある石敷井戸は互いによく似ており、きわめて格の高い構造をもつものであつた。なお、南側の石敷井戸は北地区に立地するが、排水

溝は区画塀をくぐり、南地区で南北大溝に注いでいる。

このような用排水施設を備えた北地区には、規模のやや大きな直立建物や塀が整然と配置されていた。南地区の簡素な工房群とは、全く様相を異にしている。遺物としては大量の木簡のほか、土器・瓦などがあり、漆を塗った土師器食器や陶甕・漆皿、漆、ヤスリといった注目される。なお、石組方形池では漆壺・漆皿、様、ヤスリといった生産関係遺物が出土しているが、鍛冶炉はわずかに一基が報告されているにすぎない。

遺構の時期は天武朝を中心とし、一部は藤原宮期にも存続する。また、その下層に「さらに古い遺構・遺物があることはほぼ確実である」。この点は南地区と同様だと言えよう。なお、奈良―平安時代、鎌倉時代の遺構も検出されている。

以上が飛鳥池遺跡の概略である。区画塀を境に明らかな差異が見られるのであるが、南地区・北地区の性格と両者の関係を考える場合、木簡を中心とする文字史料の理解が大きな意味をもつてくる。章を改め、やや詳しく検討してみたい。

## 二 飛鳥池木簡

これまで発表された飛鳥池木簡の総点数は七八八七点である。南地区で一八四点、北地区で七七〇三点の出土が確認されており、ま

だ増える見込みである。ただし、このうち六八〇八点以上は削層でほとんどは小断片で釈読できない。従って、飛鳥池木簡の性格を把握するために既発表のものだけで、まず十分と言つてよい。

本章では論の便宜上、一章とは反対に、北地区・南地区の順に検討を行なう。各木簡は例えば(①一三二)というふうに特定するが、これは木簡概報(十二)の一三ページと番目の木簡を指すものとする。

### 1 北地区の木簡

北地区では、南北大溝SDO一から二二六九点、同SDO五から三三九九点、大溝上流に接続する溝SDO一Aから二二点、大溝東脇の土坑SK一〇から二二九八点、石組方形池SG三〇から一一二点、その周辺の整地土・土坑群から一四二点、石組方形池南東の土坑SK二六から七〇六二点、その他の遺構(出土地不明を含む)から八五五点の木簡が出土した。このうち六七九〇点以上が削層である。木簡の年代は、記載された年紀や地方行政組織名から、SDO一・SDO五のものは天武朝、SK一〇のものは七世紀末葉(天武朝末年以降か)、SK二六のものは大宝元年(七〇二)―靈龜三年(七一七)と推定されている。

調査・釈読に携わった寺崎保広は、北地区木簡が地方行政組織や天皇号の成立を考える上で重要な内容をもつことを論じつつ、全体

の特徴を三点にまとめている。<sup>(8)</sup>第一に寺院関係の木簡が多数を占めること、第二に天皇に関わる木簡が含まれること、第三に工房に関わる木簡が含まれること、である。これは北地区木簡についての基本的認識とされてきたように思われるので、以下、寺崎説を検討していくことにする。

第一点、寺院関係の木簡について。僧名は願惠(13九三)、智調(13九六)、観勒(13一〇六)、智照(13一二三)、浩裕(13一二八)、純泰(13一三六)、道性(13一四六)、弁徳(13一八一)、覚道(13一八二)、道促(13一八三)、知達(13九三)など多数が見え、このうち智調は道昭の遷化を看取った「弟子知調」(日本書紀)上巻第二二巻、知達は法相宗第二伝(第一伝は道昭)とされる「智達」のことと考えてよい。僧侶の役職や称号は「寺主」(13一二二)、知事(13九三)、「威那」(13一〇八)、「大徳」(13九四・13一二四・13一九一・13一二一五)、「大法師」(13一二七)、「大師」(13一四六・13一五六)などがあり、また「法華経」(13一二三)、「多心経」(13一三一)、「観世音経」(13一八六)といった經典も見える。「鞋蔵□」と記したキーホルダーもある(13一六三)。寺院名としては「飛鳥寺」(13九五)、「禪院」(13一〇九)が見え、用途はなお不明ながら、軽寺以下二寺を列挙した木簡(13一五四)も注目される。このほか「聖僧銀皿」(13一三四)、「大菩薩被」(13一七四)、「釈迦伯施」(13一七五)といった仏・聖僧関係の記載もある。

確かに北地区木簡は全体として、寺院や仏教とのつながりを濃厚に示している。これらの僧名・寺院名から、飛鳥池遺跡の北に接する飛鳥寺、特にその禪院との関係を想定し、さらに北地区に「寺務を担当する部屋」もしくは「附属施設」があった可能性を示唆した寺崎説は、きわめて妥当な考えと言つてよいであろう。

第二点、天皇関係の木簡について。まず、「天皇葉□弘實□」と記された木簡(13一八四)は、天皇なる語が天武朝に廻ることを証した点は貴重だが、使途と文章が判然としない。文書・記録・書札とは考えにくく、漢籍や作文の一節を記したものと見るのが妥当であろう。少なくとも、天皇の具体的な意志・行動・生活などに連関して作られた木簡と判断することはできない。<sup>(9)</sup>

「次米」の木簡も天皇関係とされる。表に「丁丑年十二月三野国刀支評次米」と記した米荷札(13一三三)と、「丁丑年十二月次米三野国加尔評」で始まる米荷札(13一五二)の二点である。寺崎は丁丑年(天武六年、六七七)の新嘗祭にあたり、三野がスキ国に占定されて米を貢進したと想定する。しかし彼自身が認めるように、「日本書紀」によれば同年の新嘗祭は十一月己卯日に行なわれたし、またスキが二つの評にまたがることになるのも不自然である。その前年には「尾張国山田郡」がユキ、「丹波国河沙郡」がスキとされ、後代と同じようにそれぞれ郡(評)は一つずつであった(日本書紀天武五年九月丙戌条)。「日本書紀」の作爲だとか、祭祀が未整備だと

か、一応の説明もできようが、それは「次米」が「新嘗祭のスキの米」であることを論証してから言うべきことである。しかし、「スキノコメ」と読めること以外に、積極的な証拠はない。対案は示し得ないが、かと言って「新嘗祭のスキの米」と認めるには障害が大きすぎる。

もう一つ寺崎が挙げるのは、「陽沐戸海部佐流」(調)と記した荷札(⑬一六)で、確かに「湯沐戸」の貢進物であろう。ただし、律令制下の湯沐は中宮・東宮の封戸であって、天皇とは直接関係ない。天武朝にもそうであった確証はないが、逆に天武の湯沐戸と見るべき根拠もないのである。「海部」という氏族名に心引かれるもの、皇后鸕野讃良皇女か皇太子草壁皇子の湯沐戸と見たほうが穏当ではなからうか。さらに言えば、この荷札が付いていた物品は北地区か、その近辺で荷解きされたと考えられるが、それは必ずしも天皇・皇后・皇太子に直接奉仕する組織があったことを意味しない。例えば、飛鳥寺への物品施入といった状況を考えることもできるからである。

このように寺崎が「天皇に関わると推定できる一群」、「天皇、皇族ないし宮廷祭祀に関わる一群」、「天皇および宮廷儀式に関わる木簡」と評価したものを再検討してみると、天皇と関わりをもつと確かに言える木簡は、実は一点もないように思われる。ただし、貴顕の物資が北地区周辺にもたらされていたことだけは確実であろう。

第三点、工房関係の木簡について。「悪銀」(⑬一五八)、「軽銀」(⑬一五九)、「難波銀」(⑬一五〇)などの銀付札を、寺崎は南地区の工房から流れてきたものとする。しかしそれでは、各種素材のうち銀の付札だけが流れてきて、*Yin Yin* 地区にまともな堆積したことになるが、少し不自然ではなからうか。また「金屑」(⑬一三二)と書かれた木簡も同様のものというが、これは反対面に「□□作仏□□」と記し「作仏」は別たあとに書く、性格が明瞭でない。要するに金銀に関わる木簡があるというだけであって、工房で廃棄されたと断定できない。そして、この四点を除けば、確かに工房と関係すると言える木簡はほとんどない(確実なのは3箇で述べる一点、ただし工房廃棄とは限らない)。ところで、天平一九年(七四七)の大安寺には五二兩余の金、九二九兩余の銀が保管されていた(大安寺伽藍縁起并流記資財帳、「聖徳太子傳」中巻三六八頁)。

同年の薬師寺も「金剛鉄銭銀」を(護国寺本「諸寺縁起集」西大寺衆所引「薬師寺旧流記資財帳」、法隆寺も少量の金をもっていた(法隆寺伽藍縁起并流記資財帳、「聖徳太子傳」中巻三四六頁)。これを参考にすると、北地区の金銀木簡が、寺院資財としての金銀の管理に関わるものであった可能性は否定できない。

以上、寺崎のいう「三つの特徴」を吟味したところ、第二点・第三点は確実でないという結論に達した。なおこのほかにも、北地区木簡には注意すべき点がいくつかある。

追加第一点は、さまざまな資財の管理に関わる木簡が多いということである。北地区木簡の大部分（八四次調査では八九％）は削層で、活発な筆記作業が行なわれていたと推測されるのだが、その中に米（⑬一〇10・11）、瓦（⑬一〇12・⑬一一2）の帳簿木簡の削層がある。米の出納に関わる木簡はまだあり（⑬一四六・⑬九三）、ほかにも経典（⑬一二三・⑬一三一・⑬一五三）、器物（⑬一三三・⑬一四一）、織維製品（⑬九六・⑬一〇一・⑬一五六・⑬一七四・⑬一八九・⑬一二三）、油（⑬一七八・⑬一七九）といった資財の管理・出納を示す木簡が見られる。先述の金銀関係木簡も同様のものであろう。そして、こうした木簡にしばしば寺院・仏教関係の語が現われることを勘案すれば、北地区木簡の主要部分は、寺院資財の管理・出納関係のものと考えられるのではないだろうか。荷札が少なからず出ているのも、かかる観点から理解できよう。

追加第二点は、墨書土器にも木簡と似た傾向がうかがわれることである。北地区では多数の墨書土器が出土しているが、管見によれば「寺」が二点あるほか、「大原殿」、「少子部殿」、「物部連□子献」などと記したのも見られる。個人名（あるいは邸宅・家政機関名）を記した土器は、寺院への物品施入に伴うものと考えられる。つまり、寺院や貴族・官人とのつながりが墨書土器からも看取できるといふことである。

以上検討してきたところにより、北地区の木簡は寺院管理組織の

活動に関わるものである、と結論づけたい。その寺院とは北接する飛鳥寺・禪院である可能性が高く、貴顕や官人から物品がもたらされることもあった。漢詩や音楽を記した木簡も興味深い。北地区木簡の核心はまさにこの点にあり、かつ木簡から確実に言えるのはここまでである。

## 2 南地区の木簡

南地区では、工房廃棄物が堆積した炭層から一五八点、炭層の下層整地土から五点、宮本鏡土坑から七点、その他の遺構から一四点の木簡が出土した。このうち削層は一八点である。木簡の年代は、炭層2（炭層のうち上から第二層）のものが持統朝頃、炭層3（同第三層）のものがおそらく天武朝、下層整地土のものはさらに古いと考えられる。

橋本義則は一九九一―二次調査で出土した一〇三点につき、形態的特徴として、（一）削層が少ないこと、（二）完形品ないし堆積中に折損したと思われるものが多いこと、をあげ、また内容的には、（三）金属製品やその素材に関する記載があること、（四）製品供給先あるいは素材提供者を記した木簡があること、（五）工人が生産した製品に付けたと思われる付札があること、などに注目している<sup>16</sup>。また、寺時保広は第九三次調査で出土した五四点につき、（六）寺院との関係を示すものが見られないこと、（七）荷札と付札が多



いことを指摘し、一九九一年度調査と同様、木製の様に墨書したものがあつたことを述べて、(八)「炭層から出土した木簡はおそらく工房にもたらされ、そこで廃棄されたものであろう」と論じた。以下、これらの指摘を吟味する。

(一) 削屑が少ないことは、その後の調査でも傾向は変わらず、北地区との大きな相違点である。ただし、少数とは言え削屑があること、陶硯片も出土していることから考えれば、南地区でも筆記活動が行なわれていたことは、まず確実である。(二)も別段それと鑑別する特徴ではない。また(七)について言えば、食料の荷札が比較的多いことが重要で、南地区で荷解きが行なわれたことが推測できる。米(⑩一三六―⑪一三三・⑫一三二・⑬一三三・⑭一三三)・塩(⑮一三一)・軍布(年報二〇〇―②)などの食料は、取納のためではなく、調理・消費するために運び込まれたのであろう。次に手工業生産に関わる木簡について。(三)で指摘されたように、小刀(⑰一三二)、針(⑱一三二)、釘(⑲一四六―⑳一四一四)などと鉄製品の記載がほとんどで(ただし鉗(㉑一四五)・玉(㉒一三三)もある)、素材も鉄しか見えず(㉓一三三・㉔一三二)、また墨書のある様も釘だけである(㉕一四九||写真4・㉖一四一〇・㉗一三三)。つまり金・銀・銅・鉄・ガラス・瓦・漆器の生産に関する記載が見あたらないのだが、このことは存外重要である。なぜなら、南地区で見つかった木簡を使用・廃棄したのが各工房であつ

たのか、あるいは工房全体の管理施設であつたのかという問題に、一定の示唆を与えるからである。(五)のように述べる橋本は、工人が生産した製品を受け取った側、つまり工房管理施設で木簡が廃棄されたことを推測しているようであり、寺崎は(八)で木簡は工房で廃棄されたと明言する。どちらが妥当なのであろうか。

そこで、橋本のいう「工人が作製した製品に付けた整理のための付札」なるものを検討してみよう。それは次の四点である。

〔史料一〕・十月五日立家安麻呂四

〔⑩一三三||写真2〕

〔史料二〕十月十二日飛鳥岡麻呂

〔⑪一四一||写真3〕

〔史料三〕十月三日佐支フ三

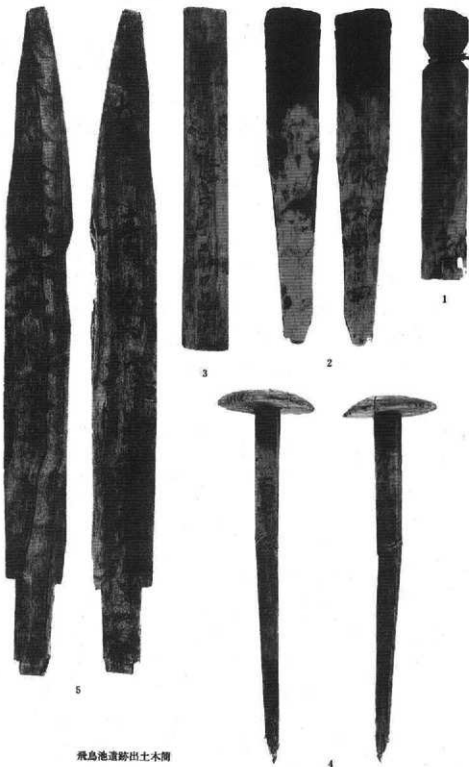
〔⑫一四二||写真1〕

〔史料四〕正月十七日甲可石

〔⑬一四三〕

史料一は長方形の、史料三・四は切り込みのある付札である。史料二の「□」は異筆の可能性があり、史料三の「□」は「出」とも読めるが未詳。私が注目したいのは、史料一と史料二の関係である。両者の日付は近接しているが、文字をよく見ると同一人の筆跡である可能性が高い。しかし史料一は下部がすぼまり、上部が黒く汚れている。現品を見したところ、黒く見えるのは漆であつた。羽子板状の奇妙な形状なのは、史料二のような短冊型の付札を削って、漆塗り作業のヘラに転用していたからなのである。ここから想定される状況は次のようなのであろう。(同一人が書いた一枚の付札

飛鳥池木簡の再検討



飛鳥池遺跡出土木簡

が十月五日と十二日に某施設にもたらされた。五日の付札は漆塗りにヘラに転用されたが、十二日のものはそのまま置かれ、やがて両者は一緒に捨てられた。この「某施設」は漆器工房と見るのが自然であろう。橋本とは異なり、史料一―四は工房管理施設から漆器工房に個人指名で選ばれた素材に付けられていた、と想定するのである<sup>(2)</sup>。史料一の裏面針書は、漆器工房でのメモだろうか。同じような針書の木簡がもう一点ある(⑩一四11)。

漆器工房で廃棄されたい木簡が見出された。とすれば、鉄製品・鉄素材について記した木簡も、やはり鉄工房で廃棄されたと考えるべきではあるまいか。炭層出土の木簡が「工房で廃棄された」とする寺崎説を、私は支持したいと思う。ただしそれは必ずしも、工房管理施設が南地区内になかったことを意味しない。他黨種の工房と同じく、そこで捨てられた木簡が残らなかつただけかも知れないからである。

次に問題となるのは、(四)「製品の供給先あるいは素材の提供者」を記した木簡である。供給先としては「福小刀二口 針二口」(⑩一三二)や「内工釘」(⑩一四10)から推測される天皇・王家と「大伯皇子宮」(⑩二三3)があり、素材提供者として「石川宮鉄」(⑩二三4)が見える。「散支宮」(⑩二二9)もそのどちらかだろう。ちなみに南地区の墨書土器には「石河宮」と記すものがある。このように南地区の鉄工房では、貴人の注文を受けて製品を生

産することがあったのであり、天皇との関わりは北地区より明瞭である。そして、これらもやはり工房に関係する木簡であり、(六)寺院とのつながりを示すものは確かに見出すことができない。ただし、墨書土器には寺院関係のものが含まれるのであるが、これについては後述する。

以上要するに、南地区の木簡は工房での手工業生産に関わるものが多く、荷札も工人の食事に伴うものとするれば、すべて工房関係の木簡であると言ってもよい。そして現在知られる木簡は、工房管理施設ではなく、工房で廃棄されたものと推定される。

### 3 北地区と南地区の関係

北地区・南地区の木簡の性格を考えてきたが、それは一章で紹介した遺構や他の遺物ともよく整合する。北地区には寺院管理組織、南地区には工房があり、木簡はそれぞれの活動に伴うものと推定されるのである。細部について修正を施したとは言え、この結論自体は従来の学説とさして変わるものではない。しかし、問題はここからである。北地区と南地区の関係をどう捉え、飛鳥池遺跡全体をどのように理解するかが難題なのである。

寺崎保広は北地区を「東南禅院の関連施設」、南地区を「朝廷が管理運営にあたった「官宮の工房」だと考える。南地区については「官廷直屬」もしくは「官廷所屬」の工房とも述べているが、ひ

とまず「官宮工房」説としておこう。

寺崎説は一旦見当であるが、いくつかの問題がある。まず北地区については、寺務担当部局という明確な理解を示しながら断定を控え、また天皇関係木簡の扱いに苦慮して、新嘗祭斎場のような施設からの廃棄物かと推測し、さらに工房関係木簡は南地区から流れてきたものとして処理した。つまり北地区木簡を統一的に把握することを放棄しているのであるが、先述の如く、寺崎の言う天皇関係木簡・工房関係木簡なるものが必ずしもそうとは限らない以上、すべて寺院管理組織の活動に由来する木簡と見て大過ない。

南地区を官宮工房と考える根拠を、寺崎は三つあげる。製品の多様さ、規模の大きさ、富本銭の鑄造である。しかし多様な製品を作るのは、例えば寺院付属工房でもあり得ることであろう。結論を先に言ってしまうば、私は南地区を飛鳥寺の工房だと考えているのである。規模は確かに大きい、どの程度大きければ官宮工房と断定でき、寺院工房でないと言えるのか、明確な基準がわからない。富本銭を鑄造していたことは、なるほど官宮工房説の決定的論拠のようであるが、果たしてこれを鉄案とすべきか。

富本銭の鑄造は、東の谷筋の東岸にあった工房で行なわれた。この工房は三期にわたる操業が確認され、下層の銅工房期に富本銭が鑄造された。その廃棄物は炭層3下炭層に対応し、その後、中層の鉄工房期になると廃棄物が炭層3を形成し、また種院の創建瓦もこ

の中層工房期に焼かれたとされる。問題はこの炭層3の年代であるが、「一次評新野五十戸」と記した隱伎国の荷札が出土しているのである(年報二〇〇一Ⅱ)、ひとまず「評五十戸」制下、つまり天武朝末年以前と推定できる。一層上の炭層2の木簡は「評一里」制下のもので、「丁亥年」(持統元年、六八七)の荷札もあり、「一応、持統朝頃」と考えられている。従って炭層3の年代、すなわち飛鳥池遺跡での富本銭鑄造の下限は天武朝末年以前と推定することができよう。ところが「鑄銭司」の史料の初見は「日本書紀」持統八年三月乙酉条で、やや時期が下る。とすれば、飛鳥池遺跡における富本銭鑄造は、鑄銭司という組織が整えられるまで、有力な寺院工房に委託して行なわれたものと想定できないだろうか。むしろ鑄銭司の設置がもつと遡る可能性はある。また、持統朝にも飛鳥池遺跡で錢が造られていたと花谷浩は断言するし、鑄銭終了後の廃棄物プロジェクト「富本銭土坑」が「炭層2の直上、炭層1よりも下層に位置」することとの整合性も問われねばならない。ただそれでも、鑄銭司が稼働しはじめてもおお、飛鳥池工房が鑄造の一翼を担い続けたというような事情は想定できるのである。

このように「南地区Ⅱ官宮工房」説には再検討の余地がある。しかし、寺崎説の最大の問題点はその先だろう。それは北地区と南地区の関係に何ら言及せず、飛鳥池遺跡の全体像を示していないことである。寺崎は「性格の異なる二つの遺跡と見た方が良いのかも知

れな<sup>(31)</sup>とも述べており、両地区の統一的把握を断念したかのようである。

しかし、花谷浩は両地区の関連性に注目している<sup>(32)</sup>。そもそも北地区と南地区は同じ谷を造成し、堀・溝・井戸・池などを計画的に配置したものである。時期的にも七世紀後半～八世紀初頭が中心となり、一段落古い遺構・遺物を含む点でも共通する。こうした一般論以外で花谷が注目したのは、南地区で板仏や宝飾品など「寺院の色彩が濃い」製品を作っていたこと、そして何より棒院創建瓦が南地区で焼成されたことである。

私もこの点では花谷説に全く異論がなく、南地区工房は北地区の寺院管理組織と関係をもっていたと考える。それを証するかのように、南地区では「道□師鉢」(□は私見によれば「直」)と記した鉄鉢形須恵器、「入寺」と書いた須恵器杯が出土している<sup>(33)</sup>。また、次の木簡にも一応注目しておきたい。

〔史料五〕南 讀寫城明日沙弥一人

・「天天天天天天□天天」 (34-119 写真5)

北地区で出土した表は「南」が寫城寺の沙弥を請うた文書と解され、裏は習書である。ところが形状を見ると、どうやらこれは刃物の様らしい。実見したところ、全体がとても薄く作られていて、想定を裏切らなかった。従って史料五は、①北地区で不要となった文書木簡を、②整形し裏を削って楯に仕立て、③習書に用い、④廃棄した

ものと見られる。北地区の寺院管理機構で、鉄製品の様が作られたことが確認できたわけである。様として実際に使われたかどうかはわからないが、寺院管理機構と手工業生産の関連は明らかであり、南地区工房に手渡す様であった可能性が高い。ただし、北地区でも細々と鉄製品生産が行なわれていたから、残念ながら断定はできない。

では、飛鳥池遺跡全体の性格をどのように考えるべきか。花谷は、両地区の遺物を総合的に判断して、「天皇や皇子宮に深く関わる「官宮工房」としての性格」を飛鳥池遺跡がもっていたとする。一方、寺院関係の製品や北地区木簡の内容から見て、「飛鳥寺との関係も浅からぬものがある」。しかしながら「官宮工房」説と寺院工房説は両立しない。そこで花谷は、「宮の製品も官寺・準官寺の製品もこの遺跡で生産された。私は、このような未分化な状況こそ飛鳥池遺跡の特徴であり、かつまた七世紀後半のこの時期特有の操業形態だったとみたい」と述べた。いわば未分化工房説を提起したのである<sup>(35)</sup>。

しかし、この未分化工房説にも問題はあつた。第一に、寺崎とは逆に両地区の特性が軽視され、特に北地区の寺院管理機能が正当に評価されず、工房との関係も不明確である。第二に、「官宮工房」的性格を見出す根拠が弱い。第三に、未分化な寄り合い工房という想定そのものに疑問がある。以下、このうち第一点と第三点について

補足する。

花谷が「官宮工房」的性格を認めるのは、①富木銭、②銅人形、③「宮」からの注文木簡、④税物付札、⑤天皇関係木簡、などの遺物を根拠とする。このうち①⑤についてはすでに論じた。②銅人形を花谷は「天皇・中宮・東宮の戴えの道具」と断ずるが、典拠とした「延喜式」巻三四、木工寮に「金銀人」「木人」「鉄個人」「木個人」の記事があっても、銅人形は全く出てこない。また、天皇・中宮・東宮がこうした人形を用いたのは事実だが、それ以外の人々が使えなかったわけではない。③については、大拍皇子宮や石川宮から発注があったら、なぜ官宮工房ということになるのか、私には理解できない。④税物木簡については、封物の荷札かも知れないし、給与品が搬入されたこともあり得よう。このように個々に検討してみると、いずれも決定的根拠とは言い難いのである。

南地区で検出された工房は天武朝―藤原初期のものである。未分化工房説は発想としては興味深い。果たしてそのような組織があり得たのだろうか。天武四年（六七五）、諸豪族の部民支配が否定され（『日本書紀』同年二月己丑巻、律令官制制―公民制の形成は最終段階を迎えた。ただし、各官司にはなお前代の様相が残る、個別性・独立性が強かったと考えられる。やがて持統四年（六九〇）施行の浄御原令で「官員令」なる篇目が成立<sup>23)</sup>。さらに諸官司の統属関係などが整序されて大宝令制に至った。私見によれば、官司と寺院の

工房が同居し、それらが総合的に配置・運営され、各工人がどこに所属するか判然としないようなあり方は、こうした時期、とりわけ官制の整備された浄御原令制以降には想定しにくいし、またそうした体制が必要であったとも思えない<sup>24)</sup>。

以上のような理由で、花谷の未分化工房説にも従うことができない。思えば、寺崎説は北地区と南地区の異質性を強調しすぎ、花谷説は逆に一体性を重視しすぎたのだが、両者がともに前提としていたのは「官宮工房」説である。これこそが頭きの石だったと、私は考える。南地区の特性を尊重しつつ、飛鳥池遺跡を総体として捉えるためには、南地区を官宮工房説の呪縛から解き放ち、「寺院工房」と理解し直すべきではあるまいか。飛鳥池木簡の性格もまた、こう考えることで十全に認識できるように思われる。

### 三 飛鳥寺と「造飛鳥寺官」

飛鳥池遺跡の南地区を寺院工房、北地区を寺院管理組織と考えた場合、南地区は北地区の管轄下にあったことになるだろう。私はこの組織全体は「造飛鳥寺官」とでも呼ぶべきものであり、北地区に中核となる事務施設（政所）があったと考えている。そこで本章では、飛鳥寺・禪院の歴史と性格を概観し、また造東大寺司との比較を試みることによって、この想定が正しいかどうかを検証したい。

## 1 飛鳥寺の変容

飛鳥寺は周知の如く、崇峻元年（五八八）に創建された日本最初の本格的伽藍寺院である。蘇我氏の氏寺として出発したが、皇極四年（六四五）のクーデタで蘇我氏本宗家が滅亡したことにより、飛鳥寺も大きな変容を被ることになった。

入鹿殺害の直後、中大兄は飛鳥寺に入って軍営とした（『日本書紀』皇極四年六月戊申条）。クーデタ完遂の二ヶ月後、改新政府は「大寺」に僧尼を集め、天皇が蘇我氏の遺業をついで仏教を興隆すると宣言し、次の方策を示した（『同大化元年八月癸卯条』）。

受・道登・惠隣、為十師。別以惠妙法師、為百濟寺寺主。此十師等、宜能教導衆僧、修行釈教、要便如法。凡自天皇

至于伴造所遣之寺、不能營者、朕皆助作。令伴寺司等與寺主。巡行諸寺、驗僧尼・奴婢・田畝之實、而尽頭奏。即以

來自臣（朝名）・三輪色夫君・額田部連規、為法頭。

僧尼教導のために十師、諸寺檢察のために法頭を置き、また寺院造営を援助すると述べて寺司・寺主を任じている。寺司は俗人、寺主は僧尼で、ともに寺院造営にあたる者と考えてよい。また、「百濟寺寺主」と区別された「寺主僧尼」は飛鳥寺寺主と見るべきであり、この宣告がなされた「大寺」も飛鳥寺であろう。推察するに、蘇我氏本宗家の「叛逆」と滅亡により、その氏寺飛鳥寺は王家に接収さ

れ、仏教界の中樞という地位を保ったまま天皇の保護・統制下に入ったと考えられる。一種の「没官」と言えようか。

第二の転機は天武朝である。天武二年（六七三）、一七〇〇戸という莫大な封戸が施入された（『新抄格勅符抄』、寺封部）。同六年、一切経齋会が行なわれて天武が行幸した（『日本書紀』天武六年八月乙丑）。飛鳥寺の重視は明らかであるが、さらに同九年には次の勅が発せられる（『同天武九年四月是月条』）。

〔史料七〕勅。凡諸寺者、自今以後、除為國大寺二三以外、官司莫治。唯其有食封者、先後限卅年。若數年満卅、則除之。且以為、飛鳥寺不可闕于司治。然元為大寺、而官司恒治。復舊有功。是以、猶入官治之例。

ここで大化の造寺援助制を停止し、「官司」が経営する寺院を二三の國大寺（大官大寺・川原寺・薬師寺）に限定した。すべて勅願寺、つまり天皇・王家が権越となるべき寺院である。飛鳥寺はその例に入らないはずだが、大寺としてずっと「官司」が経営してきたし、功績もあったので、引き続き「官治」扱いとしたのである。「官治」とは天皇・王家が直接治める意であろうが、具体的には史料六の「寺司」、あるいはその後身とおぼしき造寺司を附置し、造営・経営に当たらせてたものと見られる。本稿では、この組織を「造飛鳥寺官」と呼ぶことにしたい。かくして巨額の財源と安定した経営組織を保証された飛鳥寺は、その後も天皇・王家から厚い崇敬を受けた。

天武十四年天皇自らが珍宝を施入し、翌十五年にも彼の治病を祈って珍宝施入があり、さらに持統元年（六八七）には三〇〇人の「大徳」が集められ袈裟が贈られている（同天武十四年五月庚戌条・朱鳥元年六月甲申条・持統元年八月己未条。ただし天智十年十月是月条にも「律珍財」の施入記事があり、そうしたことは天智朝末年にさかのぼる）。

考古学的にも、この前後に飛鳥寺が大修造を受けたことが確認された。伽藍中庭部で出土した瓦の数量を調べると、七世紀後半の複弁八葉軒丸瓦の数が創建期の素弁軒丸瓦に匹敵しており、この時期に「大規模な瓦の葺き替えを行い、屋根景観が一新した」という。

「天武朝における飛鳥寺修造策」と密接に関係すると考えられているが、おそらく改修は屋根だけでなく、堂塔の荘厳全般に及んだことだろう。

『続日本紀』大宝元年（七〇二）七月戊戌条によれば、当時存続していた寺院経営官司は遣大安寺官と造葉師寺官だけであった。「造飛鳥寺官」の姿はすでになく、七世紀末に廃止されたと推測される。しかし、飛鳥寺はなお官大寺の列にあり、和銅元年（七〇八）二年の受戒も当寺で行なわれた。「造飛鳥寺官」が廃止されたのは飛鳥寺大改修が終わったためであろうが、しかし寺院を管理・修理する機構はもちろん必要である。それは大化の「寺主」の流れをくむ僧官、すなわち三綱に引き継がれたのであろう。

これが七世紀後半の飛鳥寺の歴史である。七世紀中葉に天皇の保

護・統制下に入り（「造飛鳥寺官」設置もその頃だろう）、天武朝以降に大規模な改修がなされたのである。これは飛鳥池遺跡の時期や、天皇との関わりがあるという特徴とよく符合している。

## 2 禪院の創建と整備

飛鳥池遺跡のすぐ北に飛鳥寺禪院があった。一九九二年の発掘調査で七世紀後半の礎石建ち基壇建物が検出されたが、出土瓦からみて禪院の遺構とほぼ断定できる。以下、禪院の歴史を概観しておきたい。

飛鳥寺禪院は、道昭が創建し止住した別院である。『続日本紀』道昭伝（文武四年三月己未条）によれば、彼は白雉四年（六五三）に入唐し、玄奘三蔵に師事した。玄奘は長安の弘福寺禪院で經典翻譯を進めていたが、道昭を特に愛し、また教学よりも禪定の東伝を勧めたという。やがて道昭は遣唐使とともに帰途につくが、海路は艱難をきわめたとき、その点から齊明七年（六六二）の帰国と考えられている。恐らく筑紫朝倉宮を経て飛鳥に戻った彼は、「元興寺東南隅」に「禪院」を建てて止住した。それは「壬戌年（六六二年）三月」のことであったと考えるのが、すべてにおいて矛盾がない。道昭は禪院で「天下行業之徒」に禪を教えたが、「後二」天下を周遊し、穿井・架橋といった社会事業を開始する。それは「十有餘載」に及んだが、「勅語」があつて禪院に戻ったという。年数を計



算すれば、禪院遷住はおおむね天武朝（六七二—六八六）のことと考えてよからう。すなわち、道昭を禪院に戻したのは天武天皇の意向であった可能性が高いのである。とすれば天武朝のうちに、天皇の意を受けて禪院の本格的整備が始まったことも十分に推測できるだろう。前章で述べたように、禪院の創建瓦は南地区炭層3の時期、すなわち天武朝末年以前には焼成が始まっていた。瓦窯の操業は藤原宮期まで続く。文武四年（七〇〇）、道昭はここで遷化した。

やがて都が平城に移ると、道昭の弟や弟子は元明天皇に「奏聞」して禪院を平城右京に移建した。「日本三代実録」元慶元年十二月十六日壬午条によれば、それは和銅四（七一）年八月のことであり、飛鳥寺の平城移転（養老二年一七一八）よりずっと早い。しかも「仏足石碑」（『聖徳太子』下巻九七三頁）は、禪院の地を右京四条一坊としており、それは元興寺が移った外京南東部とは比較にならない一等地であった。平城京では禪院寺と呼ばれ、所蔵する経論は「書述情好、並不錯誤」を以て知られた。「禪院寺経」は造東大寺司写経所にも多数貸し出され、また「延喜式」巻二一、玄蕃寮は三年に一度の曝涼を定めている。禪院、禪定、そして多数の将来経。すべては玄奘の事績に学んだものだった。

このように八世紀前半の禪院・禪院寺は、飛鳥寺からの独立性と、天皇との深いつながりの特徴としていた。しかし、独特の軒丸瓦を用いたことは、かかる独立性が天武朝に遡ることを示唆する。天武

と禪院の関係についても先に述べた。飛鳥池遺跡とその木簡は、確かに禪院の整備期・性格に照応するところがあると言えよう。

前節で飛鳥寺、本節で禪院について検討したところ、いずれも飛鳥池遺跡の時期や天皇との関わりを説明できることが確認された。しかしここで、遺跡は飛鳥寺関係か、禪院関係かという二者択一行なうべきではない。いかに独立性が高くとも、寺城内にある限り、禪院はあくまで飛鳥寺の一院である。「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」に「禪院」が記載されているように、飛鳥寺経営機構の管掌を受けざるを得なかったであろう。

また、瓦窯の操業年代を見てもわかるように、禪院の整備以前から飛鳥池遺跡の工務群は稼働していた。道昭に身近な僧たちが木簡に現われはするが、飛鳥池遺跡が禪院のみから説明できないこともまた明らかである。例えば「造飛鳥寺官」の一セクションとして、禪院の造営・管理組織があったことを想定し得るのではなからうか。

### 3 天皇・王家と造寺司

飛鳥池遺跡・飛鳥池木簡を「造飛鳥寺官」という観点から把握しようとし、天皇・王家とのつながりについては本章1節でその輪郭を記したつもりであるが、最後に造寺司の特質をもう少し具体的に述べておきたい。と言っても、七世紀の寺司・造寺司の詳細はよくわからないから、やや時代は降るが、八世紀の造東大寺司を事例と

して取りあげる。

造東大寺司は天平二〇年（七四八）七月に発足した、東大寺造管・経営のための組織である。東大寺はいささか複雑な成立経緯を辿り、造東大寺司もその前身として造山房司・福寿寺造物所・金光明寺造物所といった組織を有していた。造東大寺司の特質は以下の三点にまとめられよう。

第一に、当初は費相当、のちに省に準ずる律令官司であったこと。従って、通常は太政官の指揮下におかれ、また四等官や雜任らの考課・給与は一般官人と何ら変わるところがなかった。この側面を重視すれば、造東大寺司は「巨大な官宮工房群」である。なお、造東大寺司成立以前の福寿寺造物所・金光明寺造物所は、皇后宮職・春宮坊や諸官司からの出向官人の集合体であった。また、造東大寺司は延暦八年（七八九）に廃止されるが、その後も宮納・備設等の作業は必要だったから、東大寺三綱の指揮下に造東大寺所（造寺務所）なる組織が存続した。造東大寺所は知事僧によって構成され、技術者をはじめとする俗人労働力を擁し、また独自の財源として封戸九〇〇戸を運用した。この段階では明らかに律令官制の枠を脱し、寺内組織の色彩が濃くなっている。

第二に、多様な現象セクションによって構成されたこと。造東大寺司には寺院造営に関するさまざまな工房があり、それらは木工所・鑄所・造瓦所・造仏所・写経所・絵所などの「所」に編成され、

手工業生産にあたっていた。「所」はまた、臨機応変に設置されるプロジェクトチームでもあった。造食堂所・造講堂院所・造大殿所・東塔所など、寺内の堂宇建設にあたって編成される「所」や、造香山薬師寺所・造石山院所など、関係寺院を造営する出張所として設置された「所」がそれである。伊賀山作所・飛騨坂所などは寺外におかれた経営体で、柚・莊の異称と言つてよいが、やはり造東大寺司のセクションにはかならない。そしてこれら全体を統括したのが政所（務所）である。ここで注意すべきは、主として政所の機能として、造東大寺司が財物出納や莊園経営などを行なっていたことである。これも基本的には寺院造営・修理に関わつてのことである。しかし大量の封物や莊園上納物を出納・管理・運用し、正倉に収められた室物・薬物や金の出納に携わり、また写経所にあつた經典を貸し出すなど、寺院資財に関わる活動はきわめて多彩かつ恒常的なものであった。

なお、東大寺領北陸諸莊園の経営は、当初は造東大寺司を主体としていたが、天平宝字末頃から三綱の手に移つていった。三綱は早くから封物の管理・運用にもあたつたし、八世紀後葉には資財・宝物出納に三綱と造寺司がともに関与していた（『鑑遺四年』〔凡九西端雜物下用帳〕「大日本古文書」六卷四六五頁、延暦六年六月「云日」〔源流使解〕「大日本古文書」二五卷附録一頁、など）。東大寺造管が進むうちに、造東大寺司から東大寺三綱への機能移転が徐々に行なわれ、延

曆八年の廃司を迎えるのであろう。<sup>(26)</sup>

第三に、天皇・王家と直結していたこと。東大寺は聖武天皇の勅願寺であり、要するに天皇が権威なのであるから、天皇・王家と特別な関係があるのは当然だろう。聖武天皇の遺品や離宮・勅旨田、さらに官奴婢の施入などにそれはうかがえるのであるが、造東大寺司への直接の仰せもしばしばあった。例えば造東大寺司の写経所では、王家の事情による一切経書写が行なわれ、東大寺と直接関係のない臨時の写経も命じられた。良弁や女官など、東大寺や内裏と関係の深い貴顕の写経依頼もあった。そうした場合、太政官を経ることのない「宣」が造東大寺司官人に伝えられ、写経所に指令が下る。<sup>(28)</sup> 写経以外の臨時の製作依頼もあった。例えば、天平宝字六年(七六二)には孝謙太上天皇の命によって鏡四面が鑄造されているし、造石山院所が内裏で用いる厨子を作ったこともある。<sup>(29)</sup> 史料制約があつて、写経所以外では事例を見出しにくいのが、臨時注文は必ずしも特例とは考えられない。このように天皇・王家が時々々の必要に応じて造東大寺司の技術と労働力を利用していたことは、それが一種の「内廷工房」でもあつたことを意味する。造東大寺司が内廷官司として天皇と直結したことは、「宣」だけでなく、「遣東大寺司謹奏」や「東大寺写経所謹奏」を作成し、太政官を経ないで上奏していたことからも裏付けられよう。<sup>(30)</sup> 私は「律令官司」「官宮工房」という第一にあげた特徴は、一見飲み込みやすいが、実は皮相的な理解で

あろうと考えるものである。

このような造東大寺司の特徴は、基本的には七世紀の勅願寺、そしてそれに準じた飛鳥寺の寺司・造寺司にも当てはまるものである。また、俗人の寺司と僧尼の寺主による運営・経営は、八世紀の造東大寺司と東大寺三綱の關係に近い。そして王家から手厚い援助を受けたこれら「国大寺」では、天皇らの治病・追善などの内廷的<sup>(31)</sup> 法会が行なわれ、宮中における国家的法会と鮮やかな対照をなしていた。

以上の知識をもとに、飛鳥池遺跡・飛鳥池木簡の解釈を試みたい。全体は七世紀中葉に天皇によって設置され、天武朝以降に機能強化された「遣飛鳥寺官」であろう。創建期の造寺組織はおそらく寺域内にあつたと見られるが、「遣飛鳥寺官」発足時には寺内利用が進んでいたためか、寺外の隣接地に設置された。北地区には政所・写経所のような管理・筆記部門、南地区には遣仏所・鑄所・木工所・造見所のような現業部門が置かれたのであろう(各「所」は比喩的表現である)。各現業部門でも管理・筆記作業は行なわれたが、全体を統括するのは北地区だつたと思われる。また天武朝には神院の整備が始まり、「遣神院所」といつたセクションが設けられ、空間的には「遣飛鳥寺官」と重複したと考えたい。「遣飛鳥寺官」には時折、天皇・王家や貴顕による製品注文と素材提供があり、またしばしば物品施入が行なわれたことだろう。北地区・南地区の木簡は、こう

した「造飛鳥寺官」の活動をよく反映しているように思われるのである。

ただし、飛鳥寺三綱（ないしその前身組織）が全く無関係であったとはとても思えないし、七世紀末期に「造飛鳥寺官」が廃止されると、三綱の下に「造飛鳥寺所」とでも呼ぶべき組織が存続した可能性が高い。僧俗双方による寺院経営・修造の実態、あるいはその比重の変化を木簡からどのように読みとるかが、今後の大きな課題であらう。

## 結 語

本稿では飛鳥池木簡の性格を再検討し、遺構や他の遺物との総合的把握を試みた。その結果、飛鳥池遺跡は飛鳥寺の造営・経営にあつた「造飛鳥寺官」跡ではないかと考え、北地区を中枢的事務施設、南地区を実務部局Ⅱ工房群とする理解を提示した。北地区の木簡はこの寺院管理組織の活動に伴うものであり、また南地区の木簡は手工業生産に関わるもので、鉄・漆器工房で廃棄されたと考えられる。

推測に推測を重ね、最後はいささか踏み込みすぎた解釈を行なった感があるが、検討のための叩き台となればと思ひ、敢えて試論を展開した。寺崎保広・花谷浩両氏の所論に対しては率直な疑問を呈

させていたのだが、誤読や非礼な言辭があつたとすれば、お詫び申し上げるほかない。両氏を始め、発掘調査と出土遺物研究に当たられた方々、そして文献史学・考古学双方の諸賢から厳しい御批判をいただければ幸甚である。特に土器と木簡の年代が若干ずれるようであること、遺跡の規模が「国大寺」造営組織として適当だろうかということなど、なお気がかりな点は少なくない。

ただ、たとえ私見が誤っていたとしても、飛鳥池木簡が七世紀寺院史研究における画期的な史料であることだけは間違いない。本稿で行なつたのはその基礎作業にすぎず、今後さらに研究が進められるべきである。その際には正倉院文書との内容的比較が必須であらうが、他方、氏寺から准勸願寺へと変貌した飛鳥寺の歴史に即した検討が望まれる。

例えば、郡民制下における飛鳥寺経営の痕跡がうかがえないであろうか。そのころ「寺家仕丁」なる身分があつたらしいが（『日本書紀』大化元年八月庚子条、飛鳥寺の「仕丁」は横越蘇我氏の郡民とどのような関係にあつたのだろうか。そう言えば飛鳥池木簡には、南地区木簡に「飛鳥弓麻呂」(⑩一四一Ⅱ史料)・「飛鳥部身」(⑪一四一)という人名が見え、また両地区で「ツガ部」関係の付札がいくつか出ている(⑫一六七・⑬二〇二・⑭一三三)。いまだ憶説の域を出ないのであるが、こうした木簡が七世紀前半の飛鳥寺を考える手がかりとなるかも知れない。今後の検討を約して獨

筆する。

註

(1) 「飛鳥池遺跡と飛鳥寺・大原第」と題して、二〇〇〇年四月に「飛鳥池遺跡・酒舟石遺跡を考ふる東京シンポジウム」で、同年九月に日本史研究会古代史部会で報告した。なお、前者の発表原稿は直木孝次郎・鈴木重治稿「飛鳥池遺跡と亀形石」(ケイ・アイ・メディア、二〇〇一年)に収載された。ただし、本稿にはその後の検討によって、修正を加えた部分がある。

(2) 以下の概報・図録に拠って叙述する。奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査概報」二二(一九九一年)、同「奈良国立文化財研究所年報」一九九八―II(一九九八年)、同「奈良国立文化財研究所年報」一九九九―II(一九九九年)、同「奈良国立文化財研究所年報」二〇〇〇―II(二〇〇〇年)、奈良国立文化財研究所飛鳥資料館「飛鳥の工房」(一九九二年)、同「飛鳥池遺跡」(二〇〇〇年)。

それとともに、以下のパンフレット・論文を参考にした。奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部「飛鳥藤原第八四次(万葉ミニアム)調査 現地説明会資料」(一九九七年)、同「飛鳥池遺跡 飛鳥藤原第八七次調査 記者発表資料」(一九九八年)、同「飛鳥池遺跡 飛鳥藤原第九三次調査 現地説明会資料」(一九九八年)、同「飛鳥池遺跡 飛鳥藤原第九八次調査 現地説明会資料」(一九九九年)、同「黙りからさめた飛鳥池工房」(一九九九年)、寺崎保広「宮本鏡の発見」(国史談話会雑誌)四〇(一九九九年)、同「律令国家成立期と飛鳥池遺跡出土木簡」(国史学)一七三、二〇〇一年、花谷浩「奈良県明日香村飛鳥池遺跡の工房」(考古学ジャーナル)三七二、一九九四年、同「飛鳥池工場の発掘調査成果とその意義」(日本考

古学)八、一九九九年、同「飛鳥池遺跡の調査成果」(直木孝次郎、鈴木重治稿「飛鳥池遺跡」、ケイ・アイ・メディア、二〇〇〇年)。参考のため、調査次數・地区・調査年を整理しておく。

- 飛鳥寺一九九一―一次調査(南地区) 一九九一年
- 第八四次調査(北地区) 一九九七年
- 第八七次調査(南地区) 一九九七―九八年
- 第九三次調査(南地区・北地区) 一九九八―一九九九年
- 第九八次、九九一六次調査(南地区) 一九九九年
- 第一〇六次調査(南地区) 二〇〇〇年

(3) 小澤毅「伝承板蓋百様の発掘と飛鳥の講宮」(奈良国立橿原考古学研究所編「橿原考古学研究所報」第九、吉川弘文館、一九八八年)、林部均「古代宮都形成過程の研究」(青木書店、二〇〇一年)。

(4) 近世の遺跡「飛鳥池」も、この執筆部に発掘して進められた。

(5) 奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査概報」二二(前掲)では、一段階古い工房関係建物を含む下層の土器群①は、②山田寺下層SD六一九と③坂田寺SG一〇〇の土器群の中間に位置づけられた。川越俊一は④甘藷(重雲遺跡出土)出土土器を①飛鳥池遺跡下層出土土器の直前に置き、②山田寺下層のものは両者にまたがる内容をもつとし、③の実年代を六四〇年代と考へる(同「藤原京発掘年代考」)。「奈良国立文化財研究所研究論叢」XI、二〇〇〇年。林部均も飛鳥IIの実年代を六四〇―六六〇年とし、①②をその古段階、③を中段階に置く(同「古代宮都形成過程の研究」前掲)。これらの土器研究に拠れば、飛鳥池遺跡の下層工房は六五〇年前後のものと考へられる。

(6) 奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報」一九九八―II(前掲)。

(7) 木簡の点数・釈文については、飛鳥寺一九九一―一次調査、第八四

大調査・第八七次調査・第九三次調査分は奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮跡掘調査出土木簡概観」(十二)(十三)(十四)(一九九三年・九八年・九九年)、第九八次調査分は同「奈良国立文化財研究所年報」二〇〇〇―II(前掲)に掲げ、各次調査概報と榑本義則「奈良・飛鳥池遺跡」(木簡研究)二四、一九九二年・寺崎保広「奈良・飛鳥池遺跡」(木簡研究)二二、一九九二年。釈文は私見により改めた部分がある。木簡圖覽に際して奈良国立文化財研究所(当時)寺崎保広氏に御高配を賜わり、種々御教示いただいた。伊藤敬太郎・世川尚紀・竹内亮・吉江崇の各氏もいろいろと御援助下さった。記して感謝申し上げる。

- (8) 寺崎保広「飛鳥池遺跡出土の木簡」(奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報」一九九八―II、一九九八年、同「奈良・飛鳥池遺跡」(前掲))。
- (9) 智訓については寺崎保広「飛鳥池遺跡出土の木簡」(前掲)、知達については伊藤敬太郎・竹内亮「飛鳥池遺跡出土の寺名木簡について」(「南都仏教」七九、二〇〇〇年)の指摘による。
- (10) 伊藤敬太郎・竹内亮「飛鳥池遺跡出土の寺名木簡について」(「南都仏教」七九、二〇〇〇年)の指摘による。
- (11) 「聖僧像」は齋会における聖僧供養に用いられたものと見られ、七世紀後半の法会の形態を考ふる上で貴重である。伊藤史郎「聖僧像に関する考察」(「国書」一〇一八、一九七八年)、奥健夫「東寺伝聖僧文殊像をめぐって」(「美術史」一三四、一九九三年)、吉田一彦「齋会会の研究」(「日本古代社会と仏教」、吉川弘文館、一九九五年、初発表一九九三年、など参照)。
- (12) 近年しばしば「東南禅院」と呼ばれるが、史料用語ではない。本稿では「飛鳥寺禅院」を正式名称と考え、略称としては「禅院」を用い

ることとした。その理由の一つは、禅院が「南」(南院または南禅院)と称された可能性を考慮し始めたからである。

- (13) 新川登龜男「天皇」木簡を考ふる」(月刊刊にか)二一九、二〇〇〇年)は「制作まがいの手習い」を記したものとし、「天皇」が創意された釋経を推測している。

- (14) 山尾幸久「飛鳥池遺跡出土木簡の考察」(「東アジアの古代文化」九七、一九九八年)は月大祭神食のための米かとするが、これまた根拠薄弱である。私見は、早川万年「丁丑年三野国木簡についての覚書」(「岐阜史学」九六、一九九九年)の「祭儀と離れて解釈する余地も認められる」という考え方に近いが、その「食米(すきこめ)」説もわざわざ「食米」と書いた理由が判然とせず、すぐさま賛意を表しがたい。

- (15) 飛鳥池遺跡の墨書土器は、奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部の二〇〇〇年春速報表で発見した。出土位置は展示パネルに基づき、釈文には私見を加えた。

- (16) 榑本義則「奈良・飛鳥池遺跡」(前掲)。

- (17) 寺崎保広「飛鳥池遺跡出土の木簡」(奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報」一九九八―II、一九九九年、同「奈良・飛鳥池遺跡」(前掲))。

- (18) 瓶が出土したことは概報に述べられているが、奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部の二〇〇〇年春速報表は、陶器の出土地点を示して有益であった。その時点で確認された点数は、北地区で四二破片、南地区で一破片である。炭層から開閉らしき木片が見つかっても、堆積中の汚損によって、墨痕が判然としないことがあると聞くから(墨痕が確認できない開閉はカウントされない)、あるいはこの四対一という比率こそが筆記活動の実態を反映するものかも知れない。

(19) 史料三も同様の可能性が残るが、史料四だけはかなりの全く異なった文字である。

(20) それ以外の想定も可能だが、転用品と非転用品が同時に廃棄されたことを説明するには、工房で転用され捨てられたと見るのが、最も単純明快である。なお、「尋布十」と記した木簡(19)四もがあり、淡漬し布の付札と見ることもできる。

(21) この「厨」は、八・九世紀の「勅旨田」「勅旨牧」「勅旨荘」「勅旨炭」などの「勅旨」と同様、天皇もしくは王家の「御料」の意であろう。この点は吉川真司「院宮土臣家」(『日本の時代史』五、吉川弘文館、二〇〇二年出版予定)で論じることが、さしあたり角田文衛「勅旨者と勅旨所」(『古代学』一〇一・三・四、一九六二年)を参照。なお本稿では天智朝までについても、さしあたり「天皇」の語を用いる。「敷文」はサキではなく、サヌキと読むべきである。地名とすれば、大和国広瀨郡敷吉郷の可能性があり、広瀬行宮(『日本書紀』天武十年十月是月条・同天武十三年七月癸丑条)が想起されるが、もとより確証はない。なお、八世紀に市原王が「市原宮」「長官宮」「支蕃宮」「備中宮」と呼ばれたように、「一宮」は皇子女や王・女王その人々を指す場合があり、必ずしも地名とは限らない。「石川宮」も石川王や石川女王のことかも知れない。

(22) 寺崎保広「律令国家成立期と飛鳥池遺跡出土木簡」(前掲)。  
(23) 寺崎保広「飛鳥池遺跡の成果と課題」(奈良文化)五二、一九九九年、同「奈良・飛鳥池遺跡」(前掲)。  
(24) 寺崎保広「飛鳥池遺跡の成果と課題」(奈良文化)五二、一九九九年、同「奈良・飛鳥池遺跡」(前掲)。  
(25) 寺崎保広「宮本鏡の発見」(前掲)。

(26) 以上、奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報」一九九九年II「前掲」。奈良国立文化財研究所飛鳥池資料館「飛鳥池遺跡」(前掲)。「銅鏡を生産した下層の工房は、東南神院の瓦が焼かれた時期には、すでに操業を終えています」と明記する。

(27) 寺崎保広「飛鳥池遺跡出土の木簡」(一九九八年、前掲)、山下信一郎「木簡」(奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報」二〇〇〇II、二〇〇〇年、参照)。

(28) 寺崎保広「飛鳥池遺跡出土の木簡」(一九九九年、前掲)。

(29) 花谷浩「飛鳥池遺跡の調査成果」(前掲)。花谷浩によれば、下層銅工房の操業終了後、別の工房で宮本鏡が鋳造されたということになる。

(30) 奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報」二〇〇〇II「前掲」。

(31) 寺崎保広「飛鳥池遺跡の成果と課題」(前掲)。

(32) 花谷浩「飛鳥池工房の発掘調査成果とその意義」(前掲)。

(33) 鉄鉢形須恵器は発見した(註15)。奈良国立文化財研究所飛鳥池原宮跡発掘調査部「飛鳥池遺跡 飛鳥池原第九三天調査 現地説明会資料」(前掲)に写真掲載。「入寺」は奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報」二〇〇〇II「前掲」による。

(34) 北地区は「葛城」関係とは考えにくいから、この文書は「南」の土代・案文であるか、正文として使用されて「南」に返ってきたか、いずれかであろう。

(35) 花谷浩「飛鳥池工房の発掘調査成果とその意義」(前掲)。

(36) 吉川真司「律令官司制論」(『日本歴史』五七七、一九九六年)。

(37) 早川庄八「飛鳥池御原「百官令」私考」(青木和夫先生還暦記念会編「日本古代の政治と文化」、吉川弘文館、一九八七年)。

(38) 花谷浩「飛鳥池遺跡の調査成果」(前掲)は、朝廷・寺院・諸豪族の工人をまとめるために必要だったと述べるが、朝廷に仕えてきた工人が切り離された明証はない。

(39) 中井真季「大化元年の十師」(『日本古代仏教制度史の研究』、法藏

- 館、一九九一年、初発表一九七二年。
- (40) 没官については、古尾谷知浩「國家反逆罪における没官物の処分について」(『日本歴史』五九〇、一九九七年)。
- (41) 大橋一草「勸願寺と國家官寺の造営組織」(『仏教芸術』二二二、一九九五年)。
- (42) 若井敏明「七・八世紀における宮廷と寺院」(『ヒストリア』一三七、一九九二年)。
- (43) 『日本書紀』天武二年十一月戊戌条には「暹高市大寺司」、『続日本紀』大室元年七月戊戌条には「造大安齋師二寺官」が見える。「造飛鳥寺司」と「造飛鳥寺官」のどちらでも良いようだが、七世紀のツカサの呼称は「一官」が一般的なので(直木孝次郎「大室令前官制について」二、三の考釈(井上光貞博士選解記念論集「古代史論叢」中、吉川弘文館、一九七八年)、「造飛鳥寺官」をより相応しいと見た。なお、飛鳥寺の「寺司」は『日本書紀』推古四年十一月条を初見とするが、我が息子の男禮徳が拜命しているから、これは極盛蘇我氏本宗家が設置した経営組織と考えておきたい。
- (44) 上原真人「凡を讀む」(講談社、一九九七年)。
- (45) 加藤眞「興福寺と伝戒師招請」(關見先生古稀記念会編『律令國家の構造』、吉川弘文館、一九八九年)。
- (46) 奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査概報」二二三(一九九三年)、花谷浩「飛鳥寺東南禪院とその創建瓦」(森部大先生選解記念論文集刊行会編『瓦衣千年』、真興社、一九九九年)。
- (47) 禪院に関する先行研究は多いが、本稿では主として、櫻池春峰「平城右京禪院寺と奈良時代仏教」(『仏教史学』二一四、一九五二年)、佐久間寛「道昭」(『日本古代僧侶の研究』、吉川弘文館、一九八三年、初発表一九七三年)、花谷浩「飛鳥寺東南禪院とその創建瓦」(前掲)を参考にした。
- (48) 『日本三代実録』元慶元年十二月十六日壬午条。これを移録した『扶桑略記』も同文。ただし『聖朝国史』巻一八〇、仏道七、諸寺に引く同日条は「壬午年」とする(写本によつては「壬戌年」)。壬午年なら天武二年(六八八)となるが、『続日本紀』道昭伝の文脈にはそぐわず、「壬午」は日付の干支に一致するから、「聖朝国史」の目移りによる誤字と解すべきである。(水野幹太郎「道昭伝考」『奈良史学』一、一九八三年)。富本銭の鑄造時期を決める上でこの組織が配慮されてきたが、「壬戌年」と見るのが文献史学の定説であり、私もそう断定して誤りないと思える。
- (49) 佐久間寛「道昭」や花谷浩「飛鳥池工房の発掘調査成果とその意義」(いずれも前掲)は、『日本書紀』天武八年十月是月条の「勸」を選任の契機と考える。同勸は「①凡諸僧尼者、常住寺内、以護三寶。②然、或及老、或患病、其水臥障障、久否老病者、禁止不便、淨地亦稱。③是以、自今以後、各就親族及篤信者、而立二一會屋于間短、老者兼身、病者服薬」というものである。佐久間・花谷は①部分を取りあげて、僧尼の寺院常住を命じる勸と解したのだが、それは正しくない。この勸は、①で一般論(僧尼は寺内常住するもの)、②で悪しき現状(老病の僧尼が寺にいるのは不都合)、③で解決策(別処に會屋を立てて住め)を述べているのである。単行法令にしばしば見られる論法である。従つて、道昭の禪院編遷は天武八年とは限らず、また寺院常住政策によるものとも言えない。むしろ天武の特別な意志によると考えたほうが、ずっと自然であろう。
- (50) 花谷浩「飛鳥寺東南禪院とその創建瓦」(前掲)。
- (51) 吉川真司「東大寺の古暦」(『南都仏教』七八、二〇〇〇年)。
- (52) 福山敏男「奈良朝に於ける写経所に関する研究」(『福山敏男著作集』二、中央公論美術出版、一九八二年、初発表一九三三年)、山下有美「正倉院文書と写経所の研究」(吉川弘文館、一九九九年)。



- (53) 岸俊男「越前国東大寺領庄園の経営」(『日本古代政治史研究』、塙書房、一九六六年、初發表一九五二年、同「東大寺をめぐる政治的情勢」(前掲書所収、初發表一九五六年、井上薫「奈良朝仏教史の研究」(吉川弘文館、一九六六年)、浅香年木「日本古代手工業史の研究」(法政大学出版局、一九七一年、などを参考にした。
- (54) 浅香年木「日本古代手工業史の研究」(前掲)、清水善三「平安初期における工人組織についての一考察」(『南都仏教』一九、一九六六年。
- (55) 梅村高「二所」の基礎的考察」(『山崎先生選集記念会編「日本律令制論集」上、吉川弘文館、一九九三年)。
- (56) 水村真「中世東大寺の組織と経営」(塙書房、一九八九年)。
- (57) 齋藤清幸「八世紀の王家の家庭」(『日本古代の王家・寺院と所領』、塙書房、二〇〇一年、初發表一九九六年)、吉川真司「院宮王家」(前掲)。
- (58) 吉川真司「奈良時代の直」(『律令官制の研究』、塙書房、一九八八年、初發表一九八八年)。
- (59) 福山敏男「石山寺・保良宮と良弁」(著作集前掲巻所収、初發表一九七三年)。
- (60) 吉川真司「律令官司制論」(前掲)。
- (61) 若井敏明「七・八世紀における宮廷と寺院」(前掲)。
- (62) 木下正史氏から御教示を得た。杉山洋「寺院付属の金属関係工房」(『仏教美術』一四八、一九八三年、参照)。
- (63) 第九回官宮工房研究会(一九九九年二月)の討論で、杉山洋氏が「飛鳥寺付属工房」型を述べておられたことを、「官宮工房研究会報」七(二〇〇一年)を読んで知った。詳細の公表を願うして待たしい。

〔挿図出典〕

飛鳥池遺跡遺構図(全体図)

伊藤敏太郎・竹内亮「飛鳥池遺跡出土の寺名木簡について」(註9) 図

2を一部改変。その際に奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所

年報」二〇〇〇—II(註2) 図24を利用。

飛鳥池遺跡遺構図(位置図)

奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部「限りからさめた飛鳥池

工房」(註2)の挿図を一部改変。

<b>木簡研究 第11号</b>	1989年11月刊
巻頭言	狩野久
1988年出土の木簡	
1977年以前出土の木簡(11)	
中国出土簡牘的保護研究	胡繼高
中国出土木・竹簡の保存科学的研究(抄訳)	(訳) 佐川正敏
木箱と木簡	小池伸彦
所謂『長屋王家木簡』の再検討	大山誠一
有鎖尾字による固有名詞の表記	大剣隆
<b>木簡研究 第12号</b>	1990年11月刊
巻頭言	田中琢
1989年出土の木簡	
1977年以前出土の木簡(12)	
森ノ内遺跡出土の木簡をめぐって	山尾幸久
木簡類による和名抄地名—日本語学のたちばから—	工藤力男
内資人考	春名安昭
<b>木簡研究 第13号</b>	1991年11月刊
巻頭言	笹山晴生
1990年出土の木簡	
1977年以前出土の木簡(13)	
下曾我遺跡と出土木簡	鈴木靖民
香川県長福寺出土の木簡—備蓄銭に伴って出土した木簡—	館野和己
「二条大路木簡」と古代の食料品質進制度	樋口知志
中国簡牘学国際学術検討会参加記	佐藤康信
<b>木簡研究 第14号</b>	1992年11月刊
巻頭言	八木充
1991年出土の木簡	
1977年以前出土の木簡(14)	
考古資料としての古代木簡	山中章
八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡	小林昌二
木上と片岡	岩本次郎
下級国司の任用と交通—二条大路木簡を手がかりに—	鈴木景二
「敦煌漢簡」研究の現状と課題	吉村昌之
<b>木簡研究 第15号</b>	1993年11月刊
巻頭言	早川庄八
1992年出土の木簡	
1977年以前出土の木簡(15)	
国・郡の行政と木簡—「国府跡」出土木簡の検討を中心として—	加藤友康
京都府相良郡木津町鹿背山郷の俵上札	田中順一郎
(バックナンバーの頒布については、本誌137ページ参照)	

会告 「京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の撤回を求める  
要望書」について

木簡学会では、建設省（現国土交通省）により京奈和自動車道の大和北道路のルートの一つとして平城宮跡の地下をトンネルで通過する案が検討され、そのためのボーリング調査が平城宮及びその周辺で実施されているという事態を憂慮し、木簡の保存・活用を図るといふ本学会の趣旨から、木簡にとつて致命的な影響を与えかねないこの計画の即時撤回を求める声明案を、二〇〇〇年六月九日、委員会声明の形で発表した。それと同時に関係諸学会にも要望書の写しを送付し、同様の取り組みを行なうよう要請したところ、幸い多くの学会の賛同を得ることができ、あいついで平城宮跡地下通過計画に反対する声明が出されるに至っている。

その後、二〇〇〇年二月四日、木簡学会第二二回総会・研究会集會を開催するにあたり、会員の総意として総会決議を行ない、改めて京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の撤回を求める要望書を採択し、関係各機関に送付した。

これまでに同様の声明を出した学会などは、以下の通り多数に上っている（順不同）。日本史研究会・日本歴史学協会・京都民科歴史部会・奈良県歴史教育者協議会・歴史教育者協議会・歴史学研究会・考古学研究会・日本考古学協会・古代交通研究会・名古

屋歴史科学研究会・大阪歴史学会・歴史科学協議会・史学会・奈良文化財研究所職員組合など。

現在も平城宮内外の六カ所でボーリング調査が継続して行なわれており、また、二〇〇一年七月には国土交通省奈良国道工事事務所が専門家による地下水検討会を発足させ、道路建設の地下水への影響を検討するに至っている。運動は大きな盛り上がりを見せる一方、この問題は重要な局面を迎えつつあり、速くない将来に予想されるルート決定に向けて事態は予断を許さず、なお粘り強い運動の展開が求められているのが現状である。以下に、総会決議の全文を掲載する。

京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の撤回を求める  
要望書

私たち木簡学会では、去る六月九日、世界遺産・特別史跡平城宮跡の地下にトンネルを掘って京奈和自動車道を通す計画に対し、木簡と平城宮・京跡の保存の観点から、極めて憂慮すべき事態であると認識し、その即時撤回を求める要望書を、当学会委員会名で採択した。そしてこの要望書を建設大臣・文部大臣・文化庁長官・建設省近畿地方建設局長・同奈良国道工事事務所長宛送付し、さらに歴史学・考古学・地理学・建築史・庭園史など関係分野の諸学会にも、トンネル計画から平城宮・京跡を守る運動を広汎に

展開することを呼びかけた。

幸いにもこの私たちの呼びかけは、多くの学会の賛同を得ることができ、これまでに十指に余る学会が計画撤回を要する要望書を出し、その動きはさらに広まりつつある。また、奈良市文化財保護審議会が、自動車道の平城宮跡内通過は容認しがたいとする上申書を奈良市長に提出したことも、特筆に値しよう。

しかしながら、このようなトンネル計画反対の世論の盛り上がりとは裏腹に、計画変更の動きは何ら伝えられて来ない。建設省奈良国道工事事務所では、平城宮跡地下トンネル計画は京奈和自動車道通過ルートの一案に過ぎないとするが、そのための平城宮・京内における一九九七年以来の地下ボーリング調査は現在なお予定通り進行中であり、宮・京跡通過が既成事実化される懸念が大きい。世界遺産・特別史跡内に、地上・地下はどうあれ高速道路を通そうと発想すること自体が、平城宮跡を一危険にさらされている世界遺産「一覧表」に記載させざるを得ないような行為である。

昨年度から今年度にかけて奈良国立文化財研究所などが実施した平城宮跡内外の発掘調査でも、五百点を超える木簡が出土している。豊富な地下水に守られ日光と空気がからみ遮断されるという好条件が保たれば、平城宮・京跡のどこからでも木簡が出土するのは、もはや周知の事実である。地下トンネルは地下水脈を変化させ、千二百年以上にわたって保存されてきた木簡に重大な影響

を及ぼしかねない。私たちは、このような無限の可能性を秘めた歴史資料の存在を無視し、さらに遺跡そのものの存立をも揺るがしかねない地下トンネル計画を、断じて認めがたい。

こうした状況に鑑み、私たち木簡学会では第二回研究集会を開催するにあたり、会員の総意として改めて以下の要望を決議するとともに、関係各位・各機関の誠意ある対応を切に希望するものである。

木簡を初めとする地下に眠る貴重な歴史資料を破壊し、世界遺産・特別史跡平城宮跡、及び平城京跡の保存に重大な影響を及ぼす京奈和自動車道の平城宮跡地下トンネル計画を、直ちに白紙撤回すること

二〇〇〇年二月二日

木簡学会

建設大臣 大 臣 扇 千景 様  
文部大臣 大 臣 高 理 森 様  
文化庁長官 佐々木 正 峰 様  
建設省近畿地方建設局長 藤 芳 素 生 様  
奈良国道工事事務所長 小 口 浩 様  
奈良県知事 柿 本 善 也 様  
奈良市長 長 大 川 靖 剛 様

会告 「高速道路計画で危機を迎えた世界遺産平城宮跡を  
る」シンポジウム開催、及び主催団体・幹事団体とし  
ての参加について

京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画に反対する運動は、別  
記のように大きな盛り上がりを見せているが、こうした状況を受  
けて、この計画に反対する多くの学会・団体・市民の声を集約す  
る形で「高速道路計画で危機を迎えた世界遺産平城宮跡を考  
える」シンポジウムが企画され、「世界遺産平城宮跡を考えるシン  
ポジウム」実行委員会が組織されるに至った。本簡学会としても  
運動の趣旨に鑑み、また学会として最初に計画の撤回を求める声  
明を出して諸学会に協力を求めてきた経緯もあり、委員各位の了解のもと、主催団体としてシンポジウム実行委員会に加わり、さ  
らに日本考古学協会、高速道路から世界遺産・平城京を守る会と  
ともに幹事団体として事務局の一翼を担うことになった。同シン  
ポジウムは次のような日程・内容で開催された。

「高速道路計画で危機を迎えた世界遺産平城宮跡を考える」シン  
ポジウム

〔日時〕二〇〇一年一月二日(日)一〇時～一六時三〇分

〔場所〕明治大学大学会館八階大会議室

〔内容〕

開会挨拶 甘粕 健氏(日本考古学協会)

## 第一部 講演

佐藤宗彦氏(本簡学会、奈良女子大学)「古代史研究と平城木簡」  
小笠原好彦氏(日本考古学協会、滋賀大学)「聖武天皇と四郡」  
野口英雄氏(前ユネスコパリ本部文化遺産部アジア・太平洋・欧  
州部長、都留文科大学)

## 第二部 パネル・ディスカッション

「世界遺産・平城宮跡の保全と活用をめくって」  
パネラー 佐藤宗彦氏、小笠原好彦氏、野口英雄氏、  
西山要一氏(奈良大学)、仁藤敦史氏(国立歴史民俗博物館)  
小井修一氏(高速道路から世界遺産・平城京を守る会)  
コーディネーター 寺崎保広氏(奈良大学)  
主催 シンポジウム「世界遺産平城宮跡を考える」実行委員  
会(代表鈴木重治)

後援 明治大学考古学研究室・考古学博物館  
参加団体 大阪歴史学会 関西文化財保存協議会 京都民科  
歴史部会 考古学研究会 高速道路から世界遺産・平城京  
を守る会 古都奈良の歴史の遺産と景観を守る市民共同フ  
ォーラム 難波宮址を守る会 奈良県文化財保存対策連絡  
会 奈良県歴史教育者協議会 奈良世界遺産市民ネット  
日本考古学協会 日本史研究会 日本歴史学協会文化財保護  
特別委員会 文化財保存全国協議会 本簡学会 歴史学研  
究会 歴史教育者協議会

(以上、一九九九年一月二日現在)

第三回総会および研究集会

木簡学会第三回総会と研究集会は、二〇〇〇年二月二・三日の両日に、奈良国立文化財研究所平城宮跡資料館講堂において、一六九人の個人会員、三団体の団体会員が参加して開催された。別室には、平城宮跡・飛鳥池遺跡（以上、奈文研）、平城京跡（奈良市教委。墨書石一点を含む）、宮町遺跡（信楽町教委）出土木簡と、事例報告に関連して、長岡京東院跡（向日市教委）、西河原森ノ内遺跡（中主町教委）から出土した木簡が展示され、併せて新宮神社出土木簡（滋賀県教委）などの写真も出展された。

◇二〇〇〇年二月二日（土）（二時—一八時）

佐藤宗祥会長の挨拶で開会し、総会と研究集会を開催した。

第三回総会（議長 熊田亮介氏）

会務報告（館野和己委員）

会員の状況（個人会員三三三名、海外会員三名、団体会員四団体、二〇

〇一年度新入会員一六名）、学会創立二〇周年記念事業として図録『日本古代木簡遺』の続編の編集を進めていること、京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の問題で、六月九日にこの計画の白紙撤

回を求める委員会声明を採択したことが報告された。  
編集報告（西山良平委員）

『木簡研究』第二号の編集経過と内容・分量、頒備を五五〇〇円のまま据え置くことが報告され、ここ数年三〇〇頁を超える大部なものが続き、編集体制の見直しが課題である旨指摘された。  
会計・監査報告（山中敏史委員・岩本次郎監事）

山中委員から一九九九年年度の決算報告が行なわれ、これに引きつづき、岩本監事から会計が適正に執行されている旨監査報告がなされた。なお、昨年度大会で石上英一監事から提出された未収会費問題や帳簿の作成方法に関する付帯意見についても、的確な対応がなされている旨報告された。次いで、山中委員から二〇〇一年度の子算案が提案された。

以上の案件は全て承認された。

役員改選

会場に立候補を求めた後、岩本次郎氏から提案があり、承認された。総会終了後、会長・副会長互選のための委員会が開かれ、佐藤宗祥会長、鎌田元一・田辺征夫両副会長の留任を決定した。新役員は別表（二四一頁）の通りである。

京奈和自動車道問題についての要望書（和田萃委員）

京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の撤回を求める要望書（委）が和田萃委員から提案され、質疑ののち総会決議として採択

された(二三六頁金告番照)。

#### 研究集会

報告(司会 寺崎保広委員)

教場懸泉遺跡の発掘—漢代の駅と木簡—

何 双金氏(通訳 榎山 明氏)

七世紀木簡の国語史的意義

犬飼 隆氏

何氏の報告は、近年遺物の整理作業が終了した懸泉遺跡の出土史料から漢代の駅について論じたもの、犬飼氏の報告は、七世紀の木簡から日常語段に読み書き話された古代の日本語を検討したものである。犬飼氏の報告は、本号に掲載することができた。

◇二〇〇〇年二月三日(日)(九時—一五時)

#### 研究集会

報告(司会 榑木謙周委員)

二〇〇〇年全国出土の木簡

山下信一郎氏

長岡京東院跡出土の木簡

清水 みき氏

石川県津幡町加茂遺跡出土の木簡

湯川 善一氏

山下氏の報告は、二〇〇〇年に木簡が出土した九三遺跡の概要と木簡の内容を説明したもので、その多くは本号に掲載することができた。清水氏の報告は、長岡京東院跡出土の木簡について、湯川氏の報告は、加茂遺跡の概要と展示礼を中心とした出土木簡の事例報告であり、ともに本号に掲載することができた。

討論(司会 榮原水遠男委員)

午後に入り、兩日の報告について活発な討論が行われた。最後に田辺征夫副会長の挨拶で大会の日程を終了した。

#### 委員会報告

◇二〇〇〇年二月二日(土)(一〇時三〇分—一二時)

於奈良国立文化財研究所

総会に先立ち、会務・編集・会計・京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の撤回を求める要望書(案)、および総会・研究集会の運営についての原案が提案され、審議の上承認された。

◇二〇〇〇年六月四日(木)(一四時—一八時三〇分)

於奈良文化財研究所

(1)会務について。二〇〇一・〇二年度の新体制を確認の後、鎌田副会長・山中委員(会計)・西山委員(編集)・館野委員・渡辺委員(事務)・鶴見幹事・吉川幹事に常任委員を委嘱すること、新たに市大樹氏・竹内亮氏・吉江崇氏に幹事を委嘱することが承認された。会員の異動、幹事会・常任委員会の開催状況について報告された。(2)入会希望者(四名)に関して入会審査がなされた。(3)会計について。二〇〇〇年度決算報告および監査報告が行なわれ、ともに承認された。とくに会誌の販売促進について議論された。(4)編集について。会誌第二三号(担当は西山員平委員、馬場基幹事)の編集経過が報告された。(5)二〇〇二年度開催予定の但馬特別研究集会について。

実行委員会が充足したこと（委員長・鎌田元一副委員長、委員・橋本祐治氏（兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所）、加賀見省一氏（日高町教育委員会）、小寺謙氏（出石町教育委員会）、今津勝紀氏（岡山大学）、館野和己委員、寺崎保広委員、吉川真司委員、渡辺晃宏委員）が報告され、日程や研究報告などの原案が了承された。(6)第三回総会・研究集会の予定について意見が交換された。(7)その他、京奈和道問題の現況、二〇周年記念出版事業の編集経過と会員名簿の作成、奈文研の独立行政法人化に伴なう学会運営の在り方と会誌編集体制の見直しについて、報告及び議論が行なわれた。

◇二〇〇一年一〇月三十一日（水）（一四時—一六時三〇分）

於奈良文化財研究所

(1)会務について。会員の異動及び、常任委員会・幹事会の開催状況が報告された。(2)入会希望者四名の審査が行なわれ、全員の入会が承認された。(3)会計について。二〇〇一年度の会計中間報告及び二〇〇二年度予算原案の報告があり審議を行なった。(4)会誌第三三三号の編集状況が報告された。(5)第三回総会・研究集会について日程・内容などを決定した。(6)但馬特別研究会について。現地の運営委員会（委員長・大村敬通氏（兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所）が組織され、準備を行なっている旨報告があった。(7)二〇周年記念出版事業の進行状況について報告がなされた。(8)「世界遺産平城宮跡を考ふる」シンポジウムについて、木簡学会も主催・幹事

団体として参加することが報告され、了承された（同シンポジウムの内容については三八頁会告参照）。(9)その他、古代の銅生産シンポジウムが長登が去る九月に開催され、木簡学会として後援したことが報告された。

（山本 崇）





PROCEEDINGS OF THE JAPANESE SOCIETY  
FOR THE STUDY  
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 23 2001

Contents

Foreword .....	KAMADA Motokazu.....	i
Contents .....		iii
Legend .....		vii
Wooden Writing Tablets Recovered in 2000 .....		1
Outline.....	BABA Hajime.....	1
Explanatory Notes .....		6
Nara Prefecture: Nara Palace Site; Block 7, East First Ward on Third Street, Nara Capital Site; Eleventh Street and Suzaku Boulevard, Fujiwara Capital Site; Sakafune-ishi Site		
Kyoto Prefecture: Nagaoka Capital Site (1); Nagaoka Capital Site (2); Block 10, East First Ward on Third Street, Heian Capital Site; Block 6, East Third Ward on Sixth Street, Heian Capital Site; Omuro Ninnaji		
Osaka Prefecture: Osaka Castle Site; site located in Nakanoshima 3-chōme (Tottori Fief Warehouse Site); Hiroshima Fief Osaka Warehouse Site; Kami Site; Sakai Moated City Site		
Hyōgo Prefecture: Fukaekita-machi Site; Miyuki-chō Site; Shiba Site		
Mie Prefecture: Tsujiko Site		
Aichi Prefecture: Habashita Site		
Shizuoka Prefecture: Nakamura Site; Haruoka Site Group		
Yamanashi Prefecture: Ōtsubo Site		
Kanagawa Prefecture: sites in the vicinity of Wakamiya Ōji; Hōjō Komachi Mansion		

Site; Hōjō Yasutoki and Tokiyori's Mansion Site	
Tokyo Prefecture: Shiodome Site	
Chiba Prefecture: Ōsaki Castle Site	
Shiga Prefecture: Hachiya Site; Shingū Shrine Site	
Gifu Prefecture: Kakida Site	
Fukushima Prefecture: Arai Nekota Site	
Miyagi Prefecture: Nakano Takayanagi Site; Dō no Kuchi Site; Sendai Castle Honmaru Site; Ichikawabashi Site; Akai Site	
Iwate Prefecture: Yamagi no Goشو Site	
Yamagata Prefecture: Hasegami Site; Ishida Site; Yamagata Castle Site	
Ishikawa Prefecture: Honmachi 1-chōme Site; Yasue-chō Site; Utsugi Higashi Site; Uneda Nabeta Site; Kamo Site; Yoshida C Site; site in front of Mimanahiko Shrine	
Toyama Prefecture: Asōya Site	
Niigata Prefecture: Shimo no Nishi Site; Koshimawari Site; Kura no Tsubo Site; Funato Sakurada Site	
Shimane Prefecture: Nishikawazu Site	
Hiroshima Prefecture: Onomichi Site	
Yamaguchi Prefecture: Suō Provincial Center Site	
Tokushima Prefecture: Kannonji Site; Nakamaegawa-chō 2-chōme Site	
Fukuoka Prefecture: Isōda C Site; Motooka-Kuwabara Site; Higanda Site	
Nagasaki Prefecture: Oki Castle Site (1); Oki Castle Site (2)	
Kumamoto Prefecture: Kamitakahashi Kōda Site; Shirafuji Site	
Wooden Writing Tablets Recovered before 1977 (23).....	169
Nara Palace Site (Excavation No. 77), Nara Prefecture	
Amendments and Additions (4).....	174
Block 13 East Third Ward on First Street, Nara Capital Site, Nara Prefecture (No. 22); Arai Nekota Site, Fukushima Prefecture (No. 22); Ōsanda Site, Fukushima Prefecture (No. 19); Higashi Kizu Site, Toyama Prefecture (No. 21); Shimo no Nishi Site, Niigata Prefecture (No. 21)	
Articles	
The Significance of Seventh-Century Wooden Documents for the History of the Japanese Language.....	INUKAI Takashi..... 185
A Re-Examination of Wooden Tablets Excavated from the Asuka-ike Site .....	YOSHIKAWA Shinji..... 205
New Publication	
YANIN, V. L. (MATSUKI Eizō and MIURA Kiyomi, transl.), <i>Shirakaba no tegami o     okurimashita: Roshia chūsei toshi no rekishi to nichijō seikatsu</i> [Letters sent on birch bark: The history and daily life of a medieval Russian city] .....	WATANABE Akihiro..... 230
Bulletins.....	YAMAMOTO Takashi..... 239
Editor's Notes.....	NISHIYAMA Ryohei..... 242

Column:

On the Position of Holes Made in Wooden Tablets.....	BABA Hajime.....	76
Infrared Photography of Wooden Documents using Digital Cameras .....	NAKAMURA Ichiro.....	234

Reports of the Society:

Concerning the petition: "An Appeal for Withdrawing the Plan to Route the Keinawa Expressway beneath the Nara Palace World Heritage Site" .....		236
Concerning the "Symposium to Consider the Crisis Facing the Nara Palace Site from the Plan for a High-speed Thoroughfare," with the Society's involvement as a sponsor and as organizer among the sponsoring groups .....		238

*Published by*

THE JAPANESE SOCIETY

FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS

木簡研究 第三号

二〇〇一年十一月二十日 印刷

二〇〇一年十一月二十五日 発行

〒630-8577 奈良市二条町二丁目九番一号  
奈良文化財研究所

平城・史料調査室 気付

編集発行

木簡学会

会長 佐藤 宗諱

TEL (094) 341-3931

Email mokkan@nabunken.go.jp

振替口座 01000-61-5117

〒600-8475 京都市下京区油小路仏光寺上ル

印刷

真陽社

TEL (094) 351-6034

ISSN 0912-2060



